# 平成21年知立市議会12月定例会企画文教委員会

- 1. 招集年月日 平成21年12月14日(月) 午前10時00分
- 2. 招集の場所 第1委員会室
- 3. 出席委員 (7名)

 山崎りょうじ
 水野
 浩
 坂田
 修
 石川
 信生

 久田
 義章
 高橋
 憲二
 嶋崎
 康治

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

| 市       | 長 | 林   | 郁夫 | 副   | Ħ   | Ħ   | 長 | 清水 | 雅美 |
|---------|---|-----|----|-----|-----|-----|---|----|----|
| 企 画 部   | 長 | 竹本  | 有基 | 秘   | 書   | 課   | 長 | 鈴木 | 健一 |
| 企 画 課   | 長 | 今井  | 尚  | 市   | 民 協 | 働 課 | 長 | 成田 | 春夫 |
| 総 務 部   | 長 | 林   | 勝則 | 総   | 務   | 課   | 長 | 加古 | 和市 |
| 防災対策室   | 長 | 佐藤  | 勇二 | 税   | 務   | 課   | 長 | 山口 | 修  |
| 会 計 管 理 | 者 | 野々山 | 敏雄 | 監査  | 至委員 | 事務局 | 長 | 村井 | 賢一 |
| 教 育     | 長 | 石原  | 克己 | 教   | 育   | 部   | 長 | 近藤 | 鈴俊 |
| 教育庶務課   | 長 | 加藤  | 育雄 | 学术  | 校 教 | 育 課 | 長 | 村瀬 | 俊一 |
| 生涯学習課   | 長 | 寺田  | 和彦 | ス : | ポー  | ツ課  | 長 | 杉山 | 月男 |

6. 職務のため出席した者の職氏名

担 当 係 長 水藤 真人

7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

|        | 事 件 名                        | 審査結果  |  |  |
|--------|------------------------------|-------|--|--|
| 議案第54号 | 知立市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す | 原案可決  |  |  |
|        | る条例の一部を改正する条例                |       |  |  |
| 議案第58号 | 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す | II    |  |  |
|        | る条例の一部を改正する条例                |       |  |  |
| 議案第59号 | 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の | 11    |  |  |
|        | 減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について  | "     |  |  |
| 議案第61号 | 平成21年知立市一般会計補正予算(第5号)        | IJ    |  |  |
| 議案第64号 | 平成21年知立市土地取得特別会計補正予算(第2号)    | IJ    |  |  |
| 陳情第22号 | 消費税率引き上げに反対する意見書の提出を求める陳情書   | 不 採 択 |  |  |
| 陳情第25号 | 知立市教育委員会が賃金の未払い等を行っていることを受けて | "     |  |  |
|        | の知立市教育委員会苦情等対応審査委員会の設置に関する陳情 | "     |  |  |
| 陳情第26号 | 市長が「対応する」と言って一方的にお金を振り込んできたこ |       |  |  |
|        | とを受けての、市長の説明責任に関する苦情等対応委員会の設 | IJ    |  |  |
|        | 置に関する陳情                      |       |  |  |

市教育委員会OBからは「裏金だろう」と、課長からは「市役 陳情第27号 所のお金ではありません」と言われた143000円についての知立 不 採 択 市議会請求による監査に関する陳情

# 午前10時00分開会

## ○水野委員長

皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから企画文 教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は9件、すなわち議案第54号、議案第58号、議案第59号、議案第61号、議案第64号、陳情第22号、陳情第25号、陳情第26号、陳情第27号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第54号 知立市議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

# ○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

# ○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第54号について、挙手により採決します。 議案第54号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

#### (賛成者举手)

# ○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第54号 知立 市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第58号 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○嶋﨑委員

議案第58号で、この58号についてお伺いしたいのは、まずこの議案は、何の目的で提出されているかをお聞きしたいなと思います。

#### ○学校教育課長

この議案の目的でありますが、知立市内の小学 校及び中学校において少人数学級編成を実施する ために、その市として教員を採用するために必要 ということであります。

以上です。

#### ○嶋﨑委員

お伺いしますけども、来年度の3年生で35人を オーバーして市で考えなきゃいけないというクラ スは何クラスあるんですか。

#### ○学校教育課長

来年度のことでありますが、ことしの11月1日 現在の児童数をもとに計算をいたしますと、猿渡 小学校の3年生が75人ということであります。そ のままでいきますと三十七、八ということで、こ の猿渡小学校が35人を超えるということで、この 3年生を2学級から3学級にしたいということで あります。

あと、来迎寺小学校、現在の数でいきますと 104人ということであります。105人までですと35 人でありますので、あと二人転入生があればここ も該当するという形になります。

そして、知立西小学校137人であります。こちらの西小学校につきましては、あと4人転入すると該当するということであります。

以上です。

#### ○嶋﨑委員

私よくわからないですけども、国や県から補充 されてくるのは何人が限度なんですか。

# ○学校教育課長

国の方、基本的に40人であります。1学級40人。ところが愛知県の方は平成16年度から1年生に対して35人を研究指定という形で行っております。ですから愛知県の場合には1年生は35人、それから2年生が平成20年度からスタートしております。こちらも35人。そして今年度から中学1年生も35人ということであります。

ですから小1、小2、中1は35人、そのほかの 3から6年、中2、中3につきましては40人というふうになっております。

以上です。

# ○嶋﨑委員

そうすると、例えば36人を超えて36になった場合は2クラスにしなきゃいけないというのは、1、2、中1ということですね。3年生については何の国や県の方針もないわけですね。

#### ○学校教育課長

そのようであります。

# ○嶋﨑委員

今お話を聞いて、わずかな人数ということと、 もう一つは、あるかないかもわからないというこ とですね。不確定か確定してるのか、確定してい るのはどことどこということを教えてください。

#### ○学校教育課長

先ほど申し上げましたこの数というのは、11月 1日現在の児童・生徒数をもとに計算をしております。この後の転出入状況によっては確定するのが始業式の日でありますので、来年4月6日、7日、ここで県の方、確定してまいります。

ですから現在、猿渡小学校の75人、ここもひょっとして6人転入生がありますと、県の方からもここは3学級になるわけです。そうすると市の方の少人数の対応教員は必要なくなってきます。

ですから現在、猿渡小学校は非常に可能性が高いということは申し上げられますけども、確定ということはどの学校も申し上げることは今はできないという状況であります。

ただし、西三河地区はお互いの市で転出予定者を既に今調べております。3月末までに転出する予定がある子供たちについては、今調査をしております。この後も会社の関係で転勤等がはっきりした場合には、すぐ連絡をもらい、西三河地区各市町に連絡をし合っております。ですから、かなりの数はこの3月末までは推計することはできるわけですけども、遠くの方から転入してくる場合等はわからないことが多いのが実情であります。

# ○嶋﨑委員

以上です。

ちょっと教えてほしいんですけども、猿渡小学 校の76、今現実、学校経営案によると76ですけど も、これが今、25、25、25と3クラスになってますよね。3クラスになっていて、これが3年生になると3クラスが2クラスになるということですか。

# ○学校教育課長

そのとおりであります。

#### ○嶋﨑委員

でも一応40人以下だということですね。

では、もう一つお伺いしたいのは、教育行政に この少人数に対する特別職の非常勤の方が必要な のか、最優先して必要なのかを教育長にお聞きし ます。

#### ○学校教育課長

今の御質問、最優先で必要なのかという御質問 であるかと思います。

教育委員会としましては、1、2年は県が35人 学級をやっていいだろう。これは幼稚園、保育園 から小学校に上がったところのギャップ等をでき るだけ少人数きめ細かく対応するために県が研究 指定という形で行っておる。

それで今、嶋﨑委員が御指摘のように、猿渡の場合、急に三十七、八人という学級になります。 この3年生というのも学校になれてきて、行動範囲も広がってまいります。そういうことでありまして、この3年生においても市の方で行っていきたいということでありますが、御質問のお答えになったでしょうか。

以上ですが。

#### ○石原教育長

学校教育で少人数学級が最優先かということで ありますけども、やらなければやっていただきた いことはたくさんあるわけであります。

例えば今までもありましたように、運動場のグリーンサーフェイスにするとかというようなこともあります。そういう中で、やっぱり子供たちのよりきめ細かな指導をしていく、そのために少人数学級を実施していく、これも大切なことであると、そういう認識を持っております。

# ○嶋﨑委員

少人数学級をすることによってきめ細かな児童

に対応できるということなんですけども、じゃなくても現状今、私、一般質問でもさせていただきました小1プロブレ等はないわけですよね。答弁の中では3名でしたか、という答弁をいただいております。その3名であるからということで、例えば37、38でも同じような子供の接し方のことができるじゃないかと思うんですよね。そこら辺で私は、今ここでこれを取り上げなきゃいけない問題なのかということを教育長に聞いておるわけです。

# ○石原教育長

児童・生徒の数が多いと目が行き届かないかと。 比較の問題でありまして、少なければ少ないほど 目がいくのは当然のことであります。

例えばクラスの人数が少なければ1人1人と接する時間が長くなっていきます。そして、その子の悩みだとかいうことも、あるいは学習のつまづき等も知ることができるわけであります。

それでは37人だとできないかということでありますけど、今、市内の小・中学校、小学校ですけども、平均しますと32.4人であります。1学級はもう既に35人を切っているわけです。しかし、中には高学年いきますと38人というところもあるわけです。今、現に3年生でも一番多いところは37.5人というところもあるわけであります。一番少ないところですと二十六、七人というところもあるわけでありますが、平均すると32.4人であります。

したがいまして、それでは多いところは学力が低いかとか、多いと不登校が多いとかいじめが多いか。そうすると必ずしもそういうことは言えないわけであります。しかし、その辺の比較ができないわけですので、そういう多いからこう、少ないからこうという比較で言えないわけですけども、私たちの経験から言えば、当然少ない方が1人1人に目が行き届くということで、これにとってはいいことであると、そういうふうに思っております。

# ○嶋﨑委員

その反対、大勢いるからできること、または大

勢いるから子供同士で培ってもの、そういうメリットもたくさんあると思います。それと今の言われたお話とあわせて、やはり少人数学級がいいでしょうかね。

#### ○石原教育長

まず学習指導でいいますと、例えば国語、算数 あるいは社会等は少ない人数でやるということは、 非常に意見も活発に言うことができる。

ただ、体育の授業だとか、これは少ない人数でですとなかなかゲームがしにくい場合もある。それから音楽の場合も合唱も小さくなってしまうとどうしても合唱というのがない。そういうときには今では合同でやったり、合同体育、いわゆる合体と言ってますけども、あるいは合同音楽、そのようなものも行っております。

少人数というのは勉強も生活もすべて一緒にやるのが少人数学級でありますので、そういう中で、できるだけ低学年のうちは比較的みんなが自由に話し合って、1人1人の存在感がある学級経営ができるのではないかと、そういうよさがありますし、今多いから、逆に言えば、そこで活躍できる場面が若干小さい学級よりも少なくなってしまう。リーダー的な子は同じように活躍しますけども、中にはなかなか活躍する場が見出せなくなる子も比較的あるわけですけども、少人数になればなるほど1人1人の存在の価値が高くなってくると、そんなような認識を持っております。

### ○嶋﨑委員

単純に計算すると少人数学級、人数の少ない方がいいと思うんですけども、僕は、40人なら40人おることによってすばらしいものができ上がる部分も何かがあるわけだと思うんです。

今ここであえてここを最優先される理由をお聞きしたわけですけども、例えば知立の小・中学校の方の濫、小中連もそういう問題が今まで一般質問をさせていただいても、さほど何もないという答弁です。そういうことならば、大勢の子で大勢の力でやればいいと僕は思ってます。

もう一つ、それから1人教員をふやすことによって教員の子供に対する接する時間、これがふえ

るのかということを考えてみると、何ら変わらないという部分につながると思うんです。教員が一番大事なのは、子供と接する時間をたくさんつくるということも大事なことだと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

#### ○石原教育長

やはり子供と接する時間、前にも本会議でもちょっと答弁の中でお話させていただきましたけども、私どもが就職したころは45人学級で学習をしておりました。そのときに私が小学校へ勤めたときは45人学級。1年生やったときは7学級もありますから、ほとんど45人近い学級、そこから八ツ田小学校の開校のときに6年生を担任したときに45人学級の91人でしたので、90人であれば45、45だったけども、それが91人でおったために30人、30人、31人という学級になってしまった。そのときに30人学級をやったときがあります。

そうしますと、いわゆる学級事務の時間が非常に軽減されます。その間、子供と接する時間がふえてくる。これだけやらないかんけども、きょうはこれだけだから子供たちと授業後も遊ぶことができるし、放課後やることもできる。そういう時間的なゆとりが生まれる、それもありまして、やはり少ないと子供と接する時間が多くなるというのは私の実感であります。

#### ○嶋﨑委員

やってる量は一緒でしょう、いろんな事務とかいろんなものは。少ないから接する時間が多いというイコールというのは考えられんですけどね。

# ○石原教育長

子供に対する例えば子供たちのいろんな帳簿類 もあります。それから子供たちの提出物もありま す。それを点検するの、これは45人と30ではえら い違うわけです。その時間というのが、かなり軽 減される。

それから1時間の授業をやるにしても、例えば40人おるのと35人以下と、その1人や2人の差は別にしましても、そうしますと、1人1人にかける時間というのが当然多くなってくるわけで、発言も35人の子供が発言するわけですので、40人と

比べると発言する回数もふえてくる、指名する回数もふえてくる。

それから機関巡視をしても1人当たりにかける 時間が多くなってくる。そうしますと1人1人に かける先生の思いだとかそういうことが伝わって、 逆に子供たちからも伝わってくる。それがよい効 果をあらわしていくのではないか。

それでは37人、38人でできないかというと、できないわけではないわけです。しかし、少人数になった方がそれが大変やりやすくなってくる、そういう意味であります。

# ○嶋﨑委員

僕らの時代は55人、60人という時代に育ちましたけども、55人とか60人からだんだん減っていって今は40人ということなんですね。その理由はやぶさかじゃないんですけども、私は、そのこととあわせて考えなきゃいけないのは、学校事務、または学校のいろんな業務、これを減らす方向を考えたらどうかなと思うんです、これよりも先に。いかがでしょうか。

#### ○石原教育長

今、言われましたように、学校では各教科等の 指導、道徳、特別活動、それから総合的な学習の 時間、さらに小学校5、6年生は英語活動が入っ てきている。教材研究をやっていかなければいけ ない。

その中で、先生方の仕事はたくさんあるわけであります。例えば大きな学校と小さい学校ではそれぞれ違うところがありますけども、そうした仕事はできるだけ私たちもいろんな以前も教頭会だとか教務主任者会だとか校務主任者会とかやっておりましたけども、それは校長に伝達すればある程度できるのではないかという会議の精選も行ってきております。知立市というのは4キロメートル四方の中に10校ありますので、会議を始める時間が非常に遅くから始めることができるという利点は一つあります。

しかし、学級で行う事務、今、事務職員が知立 は1人特別加配があります。これは事務職員が学 校教育、先生方の業務をどれだけ自分たちがやれ るかということを調査、研究するということで5年間の配置になっております。今、南小学校に1名配置してありますけども、そういうものを通して事務軽減については、今取り組んでいるところであります。

# ○嶋﨑委員

今、お話しの事務職員、これが大体学校の先生 の今行っている業務、これをどこまで助けること ができるかと考えてみえますでしょうか。

# ○石原教育長

それを今、事務職員がやる仕事というのはたくさん書いてありますけども、それは学校の実情に応じて行うことになっております。それをどれだけやれるかということを今、全部で2人配置しているところもありますけども、もう一人の加配がある。事務職員、今12人おりますけども、12人で今どのようにそれが事務軽減ができるのかということを今、研究しているところであります。

#### ○嶋﨑委員

研究成果というのは、いつごろできるでしょうか。

# ○学校教育課長

ことしで2年目になるわけですが、1年目につきましては学校の中に出席簿、給食実施簿というこういう帳簿があるわけです。それにつきまして市内でパソコンのやれるように統一しようということ。そうすると、どこの学校に転勤しても同じようにやれるというようなことで統一をいたしました。

それから文書発送ですね、各学校には毎日いろんな文書がやってきます。それから発送する業務もあります。それにつきまして、事務職員の方に事務文書責任者というような形になっていただいて、今まで教員が発送しておったものを最終的には事務職員の方のところで発送していただくと。これがまた市教委に来たりそのほかのところに行くわけですけども、その流れも以前は学校によって文書の回り方が違っておったりとかいうことがあってまちまちであったものを市内10校統一しまして、事務の方にその重要な役割を担っていただ

くというようなことを今、進めております。

今後につきましては、あと、給食費等の集金業務というのがあります。そちらにつきましても何とか統一してうまくやっていけないかということを考えていきたいというふうに思っております。 以上です。

#### ○嶋﨑委員

この事務職員の問題なんですけどね、愛知県、 愛知県というよりも知立は非常におくれておるな と私は思うわけですけど、全国的にはもう相当の レベルで研究もされ、話もされ、なおかつ事務職 員の方と校長とタイアップして学校の経営という ことについては実施されてるわけです。そういう ことになると、昨年からということになると非常 に遅れているなと思うわけですけども、今お話の ありました出席簿、これは今どうなってるんです か。どういう形で管理されているですか。

# ○学校教育課長

学校の出席簿の一番もとがありまして、各担任がそこから出してきて記入すると。それを、またその中に入れておるということで、一月たちましたら、それを打ち出して校長等ときちんと最終確認をするというような形になっております。

#### ○嶋﨑委員

私、学校の先生の出席簿については非常にルーズだなと思っております。もう少しきちんとした 勤務時間と、それから勤務を始めた時間、終わった時間いろんなものを整理してあるべきだろうと 思うんです。

これ、今の現状を今から事務職員の方たちの仕事の内容として検討されるということですので、その後の答弁はいいですけども、まず非常にいろんな意味で学校教育の中ではずさんなところがあると思うんですよ。その出席簿一つでもそういうような感じもするし、いろんな面が出てくると思うんです。それをまず介在してあげることによって学校の先生の子供に対する接する時間いうものを生み出していくことによって、よりよい教育ができてくるものです。人数を減らしたから、1人ふやしたからそれができるというのは考えられな

いわけですけども、実際にはそのこと自体ですべてが解消できるということは思われないんですけども、まずそれでは少し角度を変えてお伺いしますと、この条例は何年度から使うんですか。

#### ○学校教育課長

今の御質問の前に、先ほどの出席簿というところでありますけども、私がお答えしたのは子供たちの出席簿でありまして、教員の出勤状態というのはまた別でありまして、それは出勤簿という印を押すものだけであります。少し話が違っておったかなというふうに思いましたので、まずそこをお話します。

それで何年度からということでありますが、来 年度、平成22年度からいきたいというふうに考え ております。平成22年度から行っていくのにこち らの方、準備のためということです。

以上です。

# ○嶋﨑委員

今この西三河では3年生に少人数学級を導入しようとする姿勢は、どのような形であるんでしょうか。

# ○学校教育課長

この近隣でいきますと、豊田市が既に小3の35 人ということでいきますと豊田市の方になります。 安城市の方につきましては、小1、小2を今の35 人よりももう少し少なくするということで取り組 んでみえるというふうに思います。

以上です。

#### ○嶋﨑委員

今お話の安城市については、凍結していると聞いておるんですけども、やはりやっていかれるんですか。

#### ○学校教育課長

おっしゃるとおり、小学校3年生の35人については見合わせるというような話を聞いております。 以上です。

#### ○嶋﨑委員

知立市も財政事情のよくない今の状況で、それ を踏み切ることによって来年度はわずかな教員の 人数ですよね。多分1人じゃないかなと思うわけ です。先ほどの数字から考えていくと、猿渡小学校か何かの1人ぐらいかなというふうに推測するわけですけども、これが来年度やって、再来年度といった場合、今、県や国は2年生までは保障してくれるけども、県は3年生へは絶対に入らないよという形になってくるだろうと思うんです。そうした場合、これずっとそのつけが、その形が回っていくわけです。そうすると知立市は、だんだん人数がふえてきた場合に、5人、6人、10人という形の市単独の教員を採用していかなきやいけないという部分が出てこないでしょうか、その見通しは。

#### ○学校教育課長

来年度につきましては、先ほどお話をさせていただきました猿渡小学校であります。平成23年度予測をしてみますと、知立小、猿渡小、東小、西小と四つの学校で35人以上になってしまうかなというふうな見通しであります。

ただ、知立小学校160人という数であります。 これは4学級で40人です。先ほどの話のように、 もう一人転入生があれば、ここは5学級に県の方 で教員を配当していただけます。そうするとそこ は該当しなくなるという非常に流動的であります。 ただし、7校の小学校しかありませんので、3 年生で実施していく場合には最大7人ということ になります。

以上です。

### ○嶋﨑委員

課長の言われることは、ある意味では理解できるんです。理解できるんですけども、今このとき、知立市の財政状況の中で、それをやっていくということ自体がどうかなということで、これは市長の方に振っては申しわけないけどもお聞きした方がいいのかな。

市長、これを進めていくについて、市長の思い はどういうふうでしょうか。

#### ○林市長

少人数学級であります。今、嶋﨑委員のるるの 質問、そしてそうした中で、今の財政事情を考え るとどうだという視点であります。 まずは、この少人数学級であります。これ、本会議で申し上げたことと繰り返しになるんですけれども、また今、教育長等が回答させていただいたように、やはりきめ細かなことができる。 嶋崎委員御披瀝のように、人数が多ければ多いなりにいいことがあるじゃないかということもあろうというふうに思っております。

私のことも考えますと、小学校のとき25人ぐらいの学級のときもありました。また、40を超えている学級のときもありました。そうした中で振り返ると、それぞれよさがあったのかなという思いがあるんですけれども、やはり少ない人数のときの方が比較的先生としっかり話ができた。また友達とコミュニケーションとれたという思いがあります。

今、先生方ですね、先ほども教育長等答弁させてもらったんですけど、非常に事務がふえている。そうした中で、これは思うんですけど、教育の環境が大分40人学級の法律、40人制だよという法律が施行された当時よりも違ってきているのかなと。以前ですと、私子供のとき、ちょっといたずらしてると先生がたたいて黙らせたということがあります。今は、なかなかたたくということはできない。口で説いて聞かせる。そして子供に気づかせる、そうしたはぐくみをやっているわけでありまして、非常に以前に比べると時間のかかる、1人1人にかける時間がかなり今のときの方が以前に比べると環境が変わってきてるのかなという思いがあります。

これもまたちょっと違った視点なんですけれども、知立市に結び合い教室というのがありますね、東小学校に。行っていただくとわかるんですけれども、今十数名の登録されているですけれども、非常にいい雰囲気であります。通常学級に行けない子供たち、不登校いろんな理由で行けない子供たちが通ってらっしゃるですけども、非常にいい雰囲気であるわけでありまして、その一番大きな理由、いろいろ理由があるんですけれども、通常学級との違いというのが、やはり少人数であります。先生と子供たちとの1人1人の気づき感じる。

先生が1人1人の子供に対しての気づきを感じると申しますか、子供たちにあれしなさい、これしなさいじゃなくて、子供たちの方からこうするんだということを気づかせるということをやれる。それはまさしく少人数。

先生方にお聞きしますと、今16人登録している んですけども、やはり10人ぐらいのときが一番い いな。16人になると気づかせさせるはぐくみがで きにくくなるというそれも一つのあれで、私思う に、お金がないということ確かにございます。そ うした中で、知立市今までずっとこれも本会議で 申し上げてきたんですけども、少人数学級の必要 性は皆さん認めてくださっているんですけども、 なかなか一歩踏み出せない。これは国の責任とい うことで踏み出せなかったんですけれども、お金 が例えば平成19年度、平成20年度あった。あった から基金に積み立てる余裕があったということも 言えるわけでありまして、そのときにも少人数学 級の必要性は感じてたんですけれども一歩踏み出 せなかった。やはりこれは私たち大人の責任とし て一歩踏み出すべきなのかなと。

OECD、この日本以外の先進国見てましても 日本が最も1学級に対する子供たちが一番多い状 況であります。そうしたことも含めましても、子 供に対する投資というのは、子供に対する教育と いうのは、やはり長期的な投資になるわけであり まして、きっとこれは知立に返ってくる、また日 本をよくしていくことに返っていくことになろう というふうに私は確信をさせていただいておりま す。

### ○嶋﨑委員

その今、市長にお答えになられたことについては理解できるわけですけども、そういうこと自体がまた次の時代に何を生んでくるかということなんですね。今、現状あるのは昭和23年にお生まれになった方のお子さんの子が今、来てるわけです。そういう状況の中で、非常に難しい問題を起こしているわけです。そういう意味では、私も少人数学級については理解をし、総論では賛成させていただくですけども、いまひとつ教育行政として

とるべきものがないのかなと、これよりもほかに、 そういうことを考えます。

例えばの例でいいますと、これは私は余り賛成 しないんですけども、補助教諭で対応することも できるだろうし、いろんな方法を考えられると思 うんです。そういうことを考えていって初めてい ろんな問題の解決ができると思うんです。その点、 学校教育の方でお答えいただければありがたいと 思います。

# ○学校教育課長

今、御質問の補助教員ということでありますが、 今、知立市の方では小3のところにきめ細かな対 応指導教員ということで、1日4時間という勤務 で35人を超えてしまう3年生ですね、そこのとこ ろに配置をさせていただいております。それが今、 市内で4校あります。

そして、もう一人が通級指導ということで発達 障害のある子供の方の取り出し教育ということで 知立小学校の方に1名市の方でお願いをしており ます。計今5名いるわけであります。ですから小 3の方ではそういう対応をとらせていただいてお ります。

それで、その少人数というのか、きめ細かな対応指導教員と来年度から行いたいと考えておる35人学級ですね、この大きな違いというのは、やはりその教員の勤務時間の1日、半日と朝から子供が帰って夕方までというような勤務、それから学級担任ということになりますので、朝おはようと言ったときから連絡帳、給食、掃除、そういう時間まで担任として見ていただけるというところであります。

ただ、今現在行っているきめ細かな指導対応教員につきましても算数の授業を中心として少人数学級の方、例えば3学級あるところは1週間に算数が5時間ぐらいありますので、3学級15時間というところへそれぞれ行っていきますとそれで済んでしまうわけですけども、36人のところを二つに分けて算数を行うことができると。そうすると、その算数の時間は18人、うまくいけばもう少し少なくなるかもしれないと、そういう人数でここへ

の対応、やはり学級担任となりましても、30人も つ場合と18人ぐらいでやっていき理解のおくれて いる子などへの個別の対応等を考えていくと、そ ういうきめ細かな指導対応教員というのも大変有 効なものであるというふうに考えております。

以上です。

#### ○嶋﨑委員

最後にしますけども、最後に教育長に、これありきではなく、教育行政をよりよくするために何らかのことを模索していただけることをお願いしていただけるかということを確認をさせていただいて終わります。

これありきという感じ、この条例ありきという 感じじゃなしに、まだまだ教育行政の中では検討 しなきゃいけない部分があると思いますので、そ れを一回検討していただけるかということだけ確 認だけさせていただいて終わります。

# ○石原教育長

少人数学級、こういったような教育の枠組みというのは、本来国や県が取り組むべきものであると、そういうふうな考えを持っております。

先生方も国や県へ要望を出しておりますし、私 たしも国や県へ教育長会でもお話をしております。 そういう中で取り組んでいくと。

そして今、45人学級から私の経験だと40人学級へきた、さらにこういった取り組みを進めていくことによって35人学級、少子化が進んでおりますので、そういうことが可能かどうか、そういう動きにいくのではないかということを思います。だから35人学級を3年生でやったとしても、さらに国や県へ少人数学級の拡大をお願いしていく、そういうことをもし3年生を国が県がやっていただけて、あるいは国が今全然やってないわけですけども、国が取り組んでいただけるということであれば県の方も拡大をしてくださるかわからない。そういう中で教育行政というのは考えていかなければならない。

今言われたように、やりたいことはたくさんあるわけであります。その中で何を優先していくか、これは教育委員会と市当局と市と話し合いをして

くわけでありますけども、総合的に考えていくということはとても大切なことであると、そんなふうに思っております。

#### ○高橋委員

市政会の皆さんが本会議に続いて本条例案に財 政上の理由を挙げられて、いわば難色を示してみ えると、そううふうに私には伝わってきています が、とても残念だなということを率直に思います。

野党ぶりの発揮は、もう少し違うところで発揮された方が市政会の皆さんも株が上がるんではないか、これは私の勝手な思いなんですが、そういうことを前提に少し議論を進めたいわけですが、少人数学級がすばらしいことなのか、さほどのことではないのかということは既に理論的にも実践的にも私はもう決着が着いた問題だというふうに理解しております。

そこで伺いたいのは、平成16年度に小学校1年生、平成20年度に2年生、そして平成21年度、ことしから中学校1年生がこの35人学級が県の職員配置によって県の学級編成権によって実行されているわけですが、この実践済みの三つの学年での少人数学級についてどういう評価をされているでしょうか、市教委として。

#### ○学校教育課長

その成果等につきましては、まずアンケート、アンケートというのか実態調査というのか、保護者と児童・生徒等からも取っております。

まず子供たちの方に考えますと、これはわかる とか授業中質問がしやすくなったというようなこ と、それから発表する機会がふえてうれしいとい うように学習への意欲の高まり、それから学習へ の興味、関心の高まりということが言えるかなと いうふうに思っております。

保護者の方でいきますと、やはり自分の子供と 教師のかかわる時間がふえてきてありがたいこと だというふうにあります。

教員の方からでありますけども、子供たちの学習状況をやはり1人1人把握することができる。 それから、その子なりの特徴等があるわけですので、その子に応じた指導等ができる、そういうよ うなことから基礎学力の定着も図れたんではない かというようなことが出ております。

以上であります。

#### ○石原教育長

少人数学級、1、2年生の評価もありますけど も、少人数学級でなくても各学校35人以下学級も あります。

例えばこの前、学校訪問へ行った南小学校ですけども、南小学校も今4年生は121人で3学級であります。始業式現在は120人でしたので40人の3学級でしたけども、途中から1人ふえたわけですけども、学級はそのままでやった。そうしますと学校訪問全部の学級回っていくわけであります。5年生になると33.8人、6年生は32.5人、4年生だけは40.3人というわけで、そこへいくとものすごく人数が多いことがあるわけです。高学年の35人以下は少ないなという感じがします。子供たちも教室も非常にスペースがあって、ゆったり感じます。

今、小学校1、2年生というのは、今言ったように中学年、高学年でもそんな感じがするわけでありますけども、やはり子供たちがほんとに伸びやかにやってるなという、そういう認識を持っております。

#### ○高橋委員

断片的に学校教育課長と教育長から答弁をいただいたんですが、私は、学校訪問に行ったときにこういう感想があったよとかね、こういう実感があるよということはそれはそれで大事なんだけども、平成16年から始めている少人数学級の実態と経過とその成果についてというぐらいのものを教育的にまとめて、ただいま市政会の皆さん方からそういう質疑があるわけですから、既に教育実践が始まっておるし、貴重な経験があるわけですから、それを市教委としてきちっとした到達点をまとめて、そして方向性として今後どうすべきなのかということを市長に進言されて、主体的な取り組みになってないからこういう議論が生まれてくるんですよ。私はそう思いますよ。

教育長のように、やがてそういう方向に行くん

じゃないかと、こういう受けとめじゃなくて、そ れが正しんならね、生かせなきゃいかんわけでし ょう。教育委員会として生かせなきゃいかんので すよ。だったら市長に進言されて、市長こういう ふうにやってくださいと。何で君はそういうこと を言うんだと。教育実践上、明確な優位性がはつ きりしてますと言って実践記録をお示しして理解 を得ていくというのがね、本来教育委員会の教育 現場、教育環境を整備する上で主体的な仕事じゃ ないですか。何でそういうものをきちっとおまと めにならないですか。私は、ちょっと横着じゃな いかと、そういう点で。げすな言い方をすればね、 教育長。まとめられて、今出とるような質疑に対 して、いや、そうではないんだよということをお っしゃらないとまずいじゃないですか。そういう ものは、まだつくってないわけですか。どうなん ですか。私そこはちょっとね、じくじたるものを 感じるんですよ。いかがですか。

#### ○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時52分

#### ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○学校教育課長

少人数指導と少人数学級あわせて各学校からの 成果等こちらの方でも把握しておりますけども、 ただ、お示しはできてませんが、さらに県の方に も報告をしております。そういうものはあります。 以上です。

# ○高橋委員

いやいや、報告書があるかないとかいうことも 大事なんだけど、それを今出るような質疑がある わけだから、いや、そうではないんですよ。ない というかね、こういう教育実践がありますという ことを伝えなきゃいかんのじゃないですか。後生 大事にまとめて、せっかくまとめたものならそれ を生かしていただいて、我々議員にもね、議員に も詳しく教育界の現場、詳細には知りませんから、 こうではないですか、こういう結論でしたということを言って理解を得るということが大事ではないかというぐあいに思うんですが、教育長どうですか。そういうものがあったら出して啓蒙してくださいよ、PRして。

#### ○石原教育長

平成16年実施したころは先生方からどうですかというようなことは聞いておりましたけども、何年かたっていきますので同じようなことが出てくるのではないかということでまとめてはありませんけども、今言われましたように、そういう実践の成果、担任の先生もどんどん変わっていきますので、そういうのを成果を出していくというのは当然大切なことであると、そんなように思っております。

# ○高橋委員

1年や2年では結論の出ない問題でもね、平成 16年からこれで5年、6年とこうなるわけですか ら、そこの間には共通する普遍的な方向というの かな、普遍的な真実というのはそこには当然含ま れているわけですから、そのぴかっと光るものを しっかり市教委自身が受けとめてね、だから35人 学級少人数学級が必要だし、これから時代のすう 勢になっていくんだと。そのバックボーンは知立 市の実践では次のような点から明瞭なんだという ことを語らないと、私は少し教育長としてはね、 別にやゆするつもはないけども、せっかくそうや って実践されてきた現場の先生たちの血と涙と汗 の結晶があるわけだから、そこをきちっと評価し、 必要な認識をみんなのものにしてくというこの作 業の重要さと、これからやろうとする35人学級の 積極的な政策とのすり合わせというか、位置づけ というかね、これを知らさないと、やっぱりそこ には今のような議論が出てくると思うので、もう 一遍そこらを含めてお答えください。

また、そういう成果品があるなら市議会の方に もお出しいただきたいものだと、こういうふうに 考えますが、いかがですか。

#### ○石原教育長

私ども教育委員会としてそれをまとめているわ

けじゃないですけども、学校の方では校長がそれなりの評価をしてそういう資料は持ってると思いますので、今までの平成16年度さかのぼるということはなかなか難しいわけでありますけども、昨年度の実践、本年度の実践等については、一度成果等あるいは時には問題点もあるかと思いますので、今度3年生の拡大に向けての資料にもなるというふうな認識でおりますので、一度どのようにまとまるかわかりませんけども、そういうものをまとめてみたいと思っております。

#### ○高橋委員

市長に質問が振られてね、市長は結び合い教室 の話を出されたんだわね。だけど結び合いは結び 合いで普通学級に行けない子供たちの対応ですか らね、市長が35人学級について認識も浅いんだわ、 今の話で。35人学級の優位性をただされてね、結 び合い学級を出して答弁するという姿はね、これ は私から言えば、35人学級のこの優位性について 市長の方へきちっとデータがいってないなと、こ う思っちゃいますがね、これ。普通学級だったら どうなんだといって開き直られたら、OECDの 国際比較しかできないような現状ではまずいんじ やないですか、ということを含めて、私は、せっ かく教育現場で35人学級というのが定着し、拡大 しようという流れになっとるわけだから、くどい ようだけども市教委が35人学級の優位性、チー ム・ティーチング、クラス援助とどう違うのかと、 35人学級。学級そのものを小さくすることがとい うこの少人数授業と少人数学級の違い、当市では こういう顕著な違いが明らかだと。あるいは、こ の点では余り顕著な違いがないというようなこと を含めてね、きちっとした教育実践上の評価をさ れないと、これはまずいなということは率直に申 し上げておきます。私は、35人学級大いに推進し たいし、今までも推進してきましたからね、私の 方には何ら動揺する要素は微動だにありませんけ ども、それぐらいのことは市教委がまとめて教育 委員会の先生にもちゃんとね、教育委員の皆さん にもお示しする、学校現場にも経験を普及する、 市長や市長部局の方々、財政担当にも訴えていく

と、こういう姿勢がとりわけ必要だということは ひとつ申し上げておきたいなというぐあいに思い ます。

それで教育長ね、この35人学級今回補正議案が 出されまして議論がありますが、これは平成22年 4月1日施行ですよ。そして要綱がセットに入っ てますから間違いなく来年4月から35人学級が3 年生で始まると、これは疑いの余地のないところ ですね。

それで私たちは、長年教育長とも論戦をして、何で35人学級をもっと積極的にやらないんだとお話をしてきました。教育長は二つの点でちゅうちょをされました。

一つは、校務主任を差し向けてもやれと私、言ったことがあるでしょう。校務主任を差し向けてもやりなさいと。あのときはまだ市単教員ができないころ、校務主任でもやりなさい。いやいや、それは教員の過重負担になるという御指摘でした。

もう一つは、市単の教員、市費教員、市費負担 教員を使ってやったらどうだと。今回これは出て きますね。こういうことでやりたいという要綱が 出てます。市単教員をやったらどうだと。このと きには、県費職員と市単職員と複雑雑多になって、 むしろこの教育運営上、共立的には問題があるん だということを言ってみえました。今回こういう 議案が出てきたということは、それをクリアされ たんだろうというふうに理解をするんですが、従 来の答弁との関係でいくと、今回の市負担教員と いうのは従来からいえば否定的な中身だったんじ ゃないですか。どうここはクリアされてきたのか、 ちょっとそこら辺を。

我々としたらね、もっと早くやってもらいたかったと、こういうことが可能なら。もっと早くやってもらいたかったというような思いですよ。その点からどうなんですかということですよ。

#### ○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

# ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

## ○石原教育長

今までの答弁の2点についてでありますけども、まず1点目の校務主任や教務主任をあと補充として非常勤を採用するという安城がやってたことです。安城につきましては、やはり無理がきて、今年度からこれをやめて条例をつくって市単の先生でやってる。条例でやっておりますから、ちょっとまた今、条例について問題も出てきております。それから、もう一つ、市職員と県費職員が一緒になってやるのは非常に不都合があるのではないか。私は、もともと本来こうした先ほどお話ししましたけども、枠組みは国や県で同一歩調でやっていくのが一番いいと思うわけであります。

それが根本にあったわけでありますけど、これでも市費でやっていくということになりますと、 県費負担職員と市負担職員の関係を同じような形でやっていかないと、片方が給料が低いとか、片方はこうだとかいうことがないようにということで、今回、当初条例でやっておりましたけども、 それは難しいということで要綱にしたわけであります。それがあります。

例えば給料の勤務時間の問題、研究等も県の研 修は対象にならないわけであります。ところが市 費の市で行う研修があります。これは対象となる わけであります。市の予算で研修費もいただいて おります。夏休みに研修を行っていきます。そう いうところには勤務として参加していただく。校 内の研修教育等もあります。そういうのにも参加 していただくということで、できるだけ同じにし ようということでやってきましたけども、なかな か全く一緒ということができないわけであります けども、何とか同じような勤務にしたいというこ とがあります。それとあわせて、子供たちから、 あるいは保護者から見たときに、あの人は市費の 職員、あの人は県費の職員という色がないように、 同じように子供から見れば学校の先生と。勤務内 容も条件はほとんど同じというようなことで今回 の条例改正、あるいは要綱等を出させていただい

たわけであります。

#### ○高橋委員

35人学級、少人数学級拡大の我々の願いに対して、県が今言われとる水準までやってきて、さらに拡大をといったときに市費負担職員を使うということは近隣市でも実践済みなんですが、その件については県費職員と市費職員が同じ学校で教べんをとることについてはいかがなものかということで、いわばそれをやらない理由にされてきたんで教育長はね、それがすべてとは言わんけれども、今回こういう条例が出てきたことについて懸念材料が払しょくできるのかということを詰めたいというのは、ただしたいというのは、これはごく道理のある話だというぐあいに思っているので尋ねているんですよ。

私は、それは余り大きな要因ではないと前から思っているんです、実は。教育長そうおっしゃるからね、何を教育長言っておるんだといってやったことがありますが、今回それが私どもが言っておる主張がいわばこれしかないわけですから、県がやらん場合にはやっていただくということで、懸念材料は払しょくできるということをもう一遍きちっと述べてくださいよ。そうしないとね、ここで雇われる市費単独職員の方は、ちょっとつらいんじゃないですか、あの答弁のままじゃね。どうですか。

#### ○石原教育長

全く県費負担職員と同じような勤務というのは 難しいわけでありますけども、できるだけそうい う形をもっていく。だから研修も先生方にも出て いただいて、それから知立市教育研究会というの があります。これにも参加していただくというこ とで、その先生を県費負担の職員と若干県の研修 は違いますけども、そのほかについては勤務状況 も若干違いますけども、そのほかは皆同じという ことで先生方と一緒にやれるんではないかという ことで今回この要綱、これでやっていけばまずそ ういうことは払しょくできるのではないかという ことを思っております。

ただ、同じかというと、若干の違いはあるけど

も、これでできるのではないかということで要綱を出していただいたわけであります。

## ○高橋委員

それは違いがあることは要綱を見れば明確ですからね、その違いを私は、その違いを拡大して切り口を広くしようなんていうことを考えているわけじゃないので、違いは違いではっきりさせた上でね、もちろん教育的配慮をきちっとやって、市教委がきちっと配慮をされてね、そういうそごのないように一体的に子供たち、保護者の皆さんに信頼されるこの35人学級をどうつくるかというのはね、違いを認めた上での市教委の一つの課題ということで私は対応していただきたいと思うんですが、いいですか。

# ○石原教育長

今、お話がありましたように、やはり違いはありますけども、先生方は子供から見れば先生であるし、保護者から見ても先生、地域から見ても、だれが市費の先生ということはわからないと思います。

そういう中で、先生方同士も理解し合ってやっていくことも必要でありますので、これからやっていく中で、課題がもし出てきましたら、その都度話し合って解決していくというように考えております。

#### ○高橋委員

それで先ほども少し質疑があったんですがね、 とりあえず平成22年4月1日から話が始まるんで すが、猿渡小学校はまず確実だろうと。来迎寺と 西が、あと1人か2人ふえれば35人学級に格上げ というか、そういう対象になる。

こういうことで来年は1から3先生が必要になるわけですが、これはいつの時点で市教委は事を決めるんですか。先生雇わないかんでしょう。例えば来年4月から何人雇うかというのは、どこでいつの時点で決めるんですか。

#### ○学校教育課長

今は3月1日現在で考えております。

# ○高橋委員

市費単独教員は3月1日と。県費職員の配置基

準は4月5日ですか、4日ですか。

#### ○学校教育課長

始業式の日ですので、来年度は多分4月6日 か7日。始業式の日であります。

#### ○高橋委員

始業式の日に何クラスにするかというのは県が 決めるわけです。始業式4月6日なら6日としま しょう。4月6日の日にどこどこ小学校は3年生 は2クラスとか3クラス、これは県の基準で決め るわけですよ、40人でね、現在は。

ところが市は3月1日にもう既に決めるわけですから、例えば70人が一つのめどですね。3年生の場合ですよ。40人で70人なら県は2クラスですよ。71人なら3クラスでしょう、県クラスで。違う、80人が一つなんだ。市の基準でいくとね、70人で2クラス。71人で3クラス。70は2クラスでしょう。35人学級、3年生の場合ですよ。3月1日は71人だと。そこの先生は1人ふやさないかんがね。4月6日になったら70になっとったと。転出しちゃったと。そうすると2クラスですよね。県は2クラス分を配置してきますがね、職員は。40人学級であっても70人というのは2クラスでいいわけですから、そうすると1人先生が余ることになるでしょう。これどうするんですか。

#### ○学校教育課長

今は35人というふうに考えておりますが、35人 程度という形でいきたい。

ただ、先ほどお話しましたように、近隣におきましては転出予定はできるだけ確認をしていくというふうで考えております。

# ○高橋委員

わかりました。いいことだね、それは。

71人の場合は3クラス、市はね。県は2クラス。70になってしまうと県は2クラス、市も2クラス。だけど71人が3月1日ならば、1人雇ってしまいますから、この人を雇いどめにせずに、雇いどめにせずに雇っていただいて、70人でも3クラスでいくと。そうすると70割る3というのは27人。だから35人程度という言葉にしないとその話は成就しない。

つまり35人以下であってもクラス基準にするんだということで、3月1日に採用をすることを決めた市の方針は、4月始業式に多少人が減って研究費に当てはまってびたっといっても、それは少人数学級の人員を配置するんだと、こういう柔軟な35人程度学級と、こういう柔軟な形でよりすそ野を広げていくと、結果的に、こういう理解でいいですね。

# ○学校教育課長

そのとおりであります。

#### ○高橋委員

そういう柔軟な姿勢でやってもらわんと、それ は基準日が違うとそごが起きますね。

それで念のために伺っておきたいのは、平成22 年度が1から3学級、平成23年度は私の理解する ところは4学級と。平成24年も4学級、平成25年 は5学級と、3年生の増がね、七つの学校のうち。 平成22年で1から3、平成23年で4、平成24年で 4、平成25年で5、こういうふうに承っているん ですが、こういう理解でいいですか。

さっき知立小学校の大規模学級について、県が 派遣してくれるんだというようなことをちょっと おっしゃったんだけど、あわせてお答えいただけ ますか。

#### ○学校教育課長

今の委員のお話の中で、平成25年度につきましては、私たちの推計では八ツ田小を除く6学校と、 六つの学校というふうになっております。

#### ○高橋委員

ちょっと後で結構ですから、この見通し、今3 年生の話をしてますが、最後は八ツ田が対象でないようですが、平成22年度はようわかりましたから、平成23年、平成24年、平成25年、ちょっと一覧表で後ほどで結構ですからお示しいただきたい。ペーパーでいただきたいというふうに思いますが、いいですか。

#### ○学校教育課長

はい、承知いたしました。

# ○高橋委員

そうしますと、平成25年で小学校3年生6学級

ふえると。きょう御提案の今審議中のこの要綱でいえば6人先生がふえると、こういうふうになりますね。市費負担教員が6人。

そうすると、これはかなりの集団ということになります。私は、さっき出たんですが、安城でこの3年生を今回ちゅうちょしたというのはね、これは教室不足が安城にはあると、小学校3年生を来年度やる場合にね。教室不足ということになると、これは特別な物理的な手当が必要なので今回は留保されたというふうに承っていますが、当市の場合、今申し上げたような形でクラス数がふえていくんですが、教室不足ということにはなりませんか。そこはどうですか。

#### ○教育庶務課長

今までのお話の中でいきますと、平成25年度、 さっき6クラス増ということで、その中で、現状 としては西小学校の方が1教室不足するかなとい う現状に考えられます。

以上です。

# ○高橋委員

西小で教室不足1ということになるんですが、これは平成25年ですからね、もうちょっと将来の話ですが、増築するなり、あるいは学校の教室のレイアウトを変えて対応するなり方法は幾つかあると思うんですが、クラスは豊かになったが、教室のレイアウトはすし詰めだというのもいかがなものかという思いがあるんですね。これはどこかで物理的教室不足を来す可能性があります。あの学級増というのはいい話だけどもね、物理的に先生は1人720万円だけども、教室不足というのはまた別な要因でお金がかかりますが、この平成25年度に教室不足マイナス1については認識はわかりましたが、具体的な方途、方策というのは、まだこれから検討ですか。

#### ○教育庶務課長

平成25年度西小学校の1教室不足につきましては、今使っている教室、普通教室、特別支援教室以外の例えば相談室、そういった他の部屋で転用可能かどうか、それが難しいというような場合については増築ということで、今後学校の方とよく

検討したいと考えております。

#### ○高橋委員

ぜひこういう試算をしながら具体的、物理的な 対応についてきちっと対応してほしいというふう に要望しておきます。

林市長に伺いたいんですが、ということで小学校3年生を35人学級化することによって将来的には6学級増と。私とてもいいことだと思うんですね。今回これをあなた公約ですから打ち出されたんで、本会議でも論戦がありましたね。金のないときにそんなことが優先的かと。久しぶりに勇気ある決意に満ちた答弁を私は林市長から聞かせていただいたという感じです。

金があるときに、じゃあできたのかと、35人学 級というのは。できやしなかったじゃないかと。 今、金がないからやらなくていい課題なのかと。 いや、私はこれが必要だからやりますと。私、あなたが市長に就任されて初めて納得いく答弁らしい答弁を聞いた思いがいたしました。

こういう姿勢でやってほしいものだと。ぶれずに、公約に対して。それはマニフェスト、民主党も今いろいろ努力されてるけども、公約どおりびたっというわけにはまいらんと思うけども、公約の方向に沿って決意と具体的な市長としての権限を生かして、ずどんずどんと打っていくと。久しぶりに、久しぶりというか初めて、こういう言い方失礼だけどもね、市長の決意を承った思いがしました、この間の本会議の議案質疑で。

そこで聞きたいんだけども、あなたの公約はどうなってるかということですよ、少人数学級について。この市の広報、これの方が私は信びょう性が高いと見てるんですが、ここではきめ細かな指導が必要な小学校低学年と中学校3年生の少人数学級を実現させと。不登校、いじめのない学校。具体的に触れてみえるのは小学校低学年と中学校3年生触れてみえますが。

ということは、やみくもにとは申し上げませんけども、中学校3年生をターゲットに引き続き35人学級の実現に向けて努力すると、こういうことを意味されておるということですか。いかがです

か。

#### ○林市長

少人数学級の実施については、ほんとに今、高 橋委員が質問いただきました公約に沿って進めさ せていっていただきたいというふうに思っており ます。

そうした中で、まずは低学年ということであります。その中3をいつにしていくかということは、やはり公約の中にも財政の問題もあるわけであります。そうした中で、そうしたことも見ながら前向きに進めていきたい。

今回またこれも話が長くなって恐縮なんですけ ども、私、選挙の公約の中で、柱として幾つかあ ったんですけれども、総合公園をまず凍結して見 直しをしたい。どういうふうにやれるのかなと。 その一方で、少人数学級やりたいという柱。市民 の方々にはいろんな考えの方がいらっしゃいます けれども、まさしくお金の流れを変えるべきだぞ ということを判断される市民の方多かったのかな と。総合公園も必要性を皆さん感じてらっしゃる んですけれども、普通、凍結というと総合公園を ほんとに熱望されてらっしゃる方から言わせると、 なに林は言っているんだという。選挙中もそうだ ったですし、非常におしかりを受けて、なぜ総合 公園を凍結するんだ。私の支持者からも、なぜそ んな公約を言うんだということを言われたんです けれども、それを凍結しないことには少人数学級 という一歩が進めないということであって、それ を公約とさせていただいたところを支持されてい るのかなというところがございます。

そうした中で、少人数学級については、これからも皆様方の御支援をいただきながら着実に進めてまいりたいと思っております。

#### ○高橋委員

着実はいいんだよ。35人が3年生まで実現する と、したとしますよ。それは評価してますよ、私。 頑張ってほしいと思いますよ、その意味でね。

じゃあさらにどうするんだということなんです よ。中学校3年生の少人数学級化を実現しますと。 こちらの方、きぎの会が出された新しい知立を創 ろうの方では、まずは小学校低学年までの少人数 学級 (35人学級) を実施し、財政状況を見ながら 段階的に対象学年を拡大していきますと。こちら の方が含みがあるんだわね。

私は、中学校3年生を次にやるべきなのか、小学校4年生がいいのか、これはいろいろ議論があっていいと思うんですよ。あるいは一たんここで打ちどめにした方がいいのか。これは先ほど私は冒頭に申し上げた教育実践をどうしっかりととらえるかということなんですね。

私は、少人数学級をさらに拡大すべきだという 拡大論者です。そして、それは総合グランドを凍 結してやればいいという問題じゃなくて、連立を も私は超える課題だというふうに私は考えていま す

鉄道高架事業が事業費がふえたから30人学級、 少人数学級を3年生で打ちどめだというのではな いと、私はそういう立場なんです。もちろんその ために知恵と工夫と力が要ります。私は、総合公 園をやめたということの差し引きとして30人学級 少人数学級が公約されたというふうには理解して おりません。そういうふうな理解しておりません。 また、そんなくだりもどこにもありません。それ は政策の優先順位として、そういう手法があるこ とを否定はしませんけども、そういうものではな いというふうに思うんですね。全体的には大型公 共事業と目線の足元の福祉、暮らし、教育をどう いうふうな位置にまで高めていくかということは、 これから常時毎年の予算編成でしのぎあっていか なきゃならん問題、その一端は私、一般質問並び に本会議の議案質疑でも申し上げたとおりです。

私は、総合グランドと差し引きで少人数学級やるというそういうレベルの話ではないということはしっかり申し上げておきたいと思います。位置づけも、それから仕事の中身も。知立がこれから立ち向かおうとする大きな仕事である総合公園ではなくて連立と駅周、これらの課題とのかかわりの中で少人数学級をどう位置づけるか。市長公約がそこに光を当てとるとしたならば、いいことおっしゃいましたよ。金がなくたってやることはや

らなきゃいかなのだと、この姿勢ですよ。こういう姿勢でこれからも35人学級に取り組んでいっていただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。財政状況は一切無視していいとは思いませんが、さらに拡大していくんだというのは市長の基本方針だという理解でいいですね。

# ○林市長

誤解のないようにですね、先ほど私、言葉足らずでありまして、ちょっと伝わっていなかった部分であります。総合公園どうのこうのって、総合公園の財源でっていうのはですね、そうじゃなくて、全体的にお金の流れを若干優先順位をつけてるよという、必ずしも総合公園、連立というものの必要性を感じていないというわけではないわけであります。総合公園も必要でありますし、連続立体交差事業も当然期待が大きいわけでありまして、優先順位をちょっと立ちどまって見直しみましょうというところが私の意図であります。

そうした中で、何遍も申し上げますが、この少人数学級はずっと私の議員の時代も全会一致で国の責任でやるべきだということで採択しておきながら金のあった時代、基金が積めた時代においても全然窓が開けなかった、そこをやはりちょっと立ちどまって、ほんとに開けないものなのかと。必要があるにもかかわらず何で開けないのかということ、それが疑問であったわけであります。

これからの拡大でありますが、当然ながら少人 数学級は皆さん、私も当然思いが強いわけであり まして、拡大をしていきたいという強い思いはあ ります。それだけであります。

しかしながら、財政というのもしっかりと見ていくということは、これも言っておきたいということでありますので、御理解いただきたいと思います。

#### ○高橋委員

財源論が前へ出てきますとね、何事も金と相談 ということになるんですよ。だから私は、財源無 視して事を構えればいいなんては思いませんが、 財源論を先に出されて、財源論を並列で語られる と、それはちょっと信用性がないなと、お金次第 だなというふうに感じてしまうんです。

私は、先ほどちょっと市長の答弁評価したくだりがあるので、それはどこが評価できるかといったらね、金がない時期にはやらなくていいのかということですよ。金のある時期だってやれんかったやないかと。金がないことは事実だけども、それでも必要な施策はやるんだと、この姿勢と切り込みと今の答弁はちょっと違うんじゃないかということなんですよ。そういう姿勢で切り込んでもらいたいと、私は35人学級を。だとしたら並列的に財政論を言わない方がいいと。財政論を言われると、そこで全部ちゃらになって、ごちゃまぜになってしまうんですよ。

私があなたの答弁を評価しましたよ、今回。率 直に言わせてもらって。それは金がないときだっ て必要な仕事やるんだというあなたの姿勢が私、 評価できたんですよ。そういう決意でこれからも 35人学級拡大を市長として推進していただけるか どうかということを聞いておるんです。

#### ○林市長

拡大したいという思いは非常に強く思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。 ○高橋委員

そのあともうちょっと言いたかったようだけど、 さすがに言えんわね、市長ね。言っちゃったら御 破算になると。

わかりました。そういう決意で非常に強い思い で対応していくという決意の方は承っておきます。 正面から受けとめておきたいと思うんです。

それでね、ちょっと細かい話になって恐縮なんですが、これは教育部長の出番になるのかな。そういうことでやっていただくのはとてもありがたいんですが、この職員の身分ですね、本会議でも若干勤務形態その他出ましたがね、地方公務員法第3条第3項第3号というですよ。これは非常勤特別職、ここに書いてあります。それで常勤と非常勤、この職員は非常勤特別職ですよ。我々と同じなんですよ、立場としては。常勤と非常勤というのは、どこで線が引かれるんですか。

#### ○教育部長

地公法の3条の一番冒頭にあるんですけれども、 区分としては特別職でないものを一般職としているですけども、中身としては、常勤で勤務する職員、文字どおりなんですけども、それが私どもと同じような正規の常勤職員であって、勤務時間が常勤職員を下回るということが大前提となる非常勤特別職になります。

# ○高橋委員

要するに、一つの着目点は、この勤務時間ですよ。常勤とは原則として休日を除いて所定の勤務日において、または所定の勤務時間中において常時勤務に服するものをいうと、これ常勤ね。今度は常勤じゃないでしょう、この人は非常勤なんですが、どこが非常勤なんですか。

# ○教育部長

そこの勤務時間の部分が資料にございますが、 7時間40分ということになっております。

今の現行では教員の時間は8時間です。一応予定とされている1月からの勤務時間が7時間45分です。私どもが提案させていただいているのが正規の職員よりも下回る7時間40分ということで、勤務時間において常勤職とは異なるという考えでございます。

#### ○高橋委員

5分少ないから非常勤だと。さっき私、常勤とは何かという公務員法の定義を読ませて、原則として休日を除いて所定の勤務日において、また所定の勤務時間中、常時勤務に服するものを常勤職だというんです。

きょう提案されておるのは5分少ないよと、毎日。5分少なければ非常勤と。フルタイムじゃないと。そのことは事実なんだが、そんなことを勝手に行政が10分おくれの非常勤、15分不足の非常勤と、こんなことが乱発されたんでは地方公務員法の本来持つ公務員法のねらいを担保できないんじゃないかと思うんですが、5分短ければいいんですか。

#### ○教育部長

確かにおっしゃる意味も一定の部分では私の中

もこの条例を出させていただく段階でしんしゃく したわけですけれども、基本的には一般職か特別 職かという区分については、国家公務員の場合に は人事院が決定をいたします。

地方公務員法をどうひねくり回して読んでいき ましても、時間の問題についてどれだけ空けなけ れば非常勤、あるいは常勤の境であるかという明 文規定はありません。その中でいうと、正規の勤 務時間、これを以上であれば、当然のことながら 正規になりますけれども、それを下回れば、おの ずと非常勤という形で何とかこの条例、要綱がク リアできていけるという中身でございます。

### ○高橋委員

常勤かどうかというのをどこで判定するのかと いうのはね、必ずしも地方公務員法上、明確じゃ ないんです、これは。こういう業態を常勤といい、 こういう状態を常勤と言わないというふうにはう たわれていません。

例えば隔日勤務の守衛、これは毎日毎日働かな い。じゃあこの守衛というのは非常勤なのかと。 いや、そうではない。そういう労働形態で必要な 所定の労働時間をきちっと働かれれば、これは立 派な常勤職員です。あるいはもっとわかりやすく いえば、看護師とかね、夜勤があったり昼勤があ ったり雑多な勤務体制でやってみえるけども、こ ういう体制の人は非常勤かというと、そうではな い。必要な勤務時間を消化されれば、これは立派 な常勤職ですよ。

だから常勤と非常勤というのはどこで分けるの かということは必ずしも定義はないが、さっき私 があえて読み上げた通常の労働時間をフルタイム で満たす方が常勤職だと。今回は1日5分満たさ ない。5分といっても、それは拘束時間の中で休 みが今、45分。学校経営案にそれぞれの学校の休 み時間が書いてありますけども、昼からです、み んなね。1時35分から50分、これ八ツ田小学校、 4時20分というのは下校時間ですよ、子供の。4 時20分から4時50分、30分休憩と。合わせて45分。 これが来年から8時間が7時間45分になるんです か。それを見越して40分にしてあるわけだ。

ということは、正規の先生よりも5分間長く休 めよと、こういうことになっておるんですね、教 育長。現場はそんな一々見に行くわけにはいかん けども、休めるんですか、5分間。5分は瞬時で すからお手洗い走ったら5分だと、こういうこと なんだけど、ここは理屈としては教育部長が5分 少なくしてあるからね、これは常勤じゃないんだ と。それは言葉じりはそうなんだけど、5分休憩 が長いか短いなんていうのは現場じゃほどんと認 知できないでしょう。どうやってやるんですか。

# ○石原教育長

一般の先生方と比べて5分間短くなる。校長が その人の勤務をどういうふうにするかは途中で5 分間休憩を長引かせるのか、あるいは最後の方を 5分間早く帰っていいよとやられるのか。初めは 一緒にやるので切る方はないと思うんですけど、 その辺のところをどのような勤務振り分けをして いくかということは学校の日課表に合わせて校長 先生にお願いするわけでありますけども、それを 校長がその先生に言って、一応職員にも言ってお く必要もあるんじゃないかと思います。

# ○高橋委員

そうおっしゃるけども、第6条に何と書いてあ るのかと。要綱第6条に。市費負担職員の勤務時 間は勤務する小学校の学校授業時刻から午後5時 5分までの7時間40分とすると、こう書いてある でしょう。だから始業を遅くしようなんていうこ とは書いてないんだわ。一般的に小学校の始業は 8時20分ですよ。8時20分から5時5分までは始 業だよということが要綱に書いてあるでしょう。 それはもちろん現場だから現場は臨機応変にやれ ばいいけども、考え方としては始業時間から5時 5分までだと。8時20分から5時5分までだと。 それで7時間40分を満たせるようにするには、4 月以降の一般職員よりも5分長く休憩を取るとい うことしか読めないわけね、これ第6条は。そう でしょう。だから、どうやってこの5分を担保す るのか。こんなことは実践上は困難じゃないのか と、教育部長、5分、5分と言っておるようにみ えるけども、5分が唯一の常勤と非常勤の分かれ 道の5分だと言っとるけど、こんなことは現場行ったら担保されないじゃないのということを聞いておるんですよ、その心配は。

#### ○学校教育課長

第6条でありますけど、この始業時刻、現在8時20分でありますが、5時5分までの間で7時間40分、この最大という意味合いですね。一番幅広く勤務する場合に5時5分までと。この間の7時間40分で勤務していただくということになりますので、5時5分まで必ず学校にいなければならないということではないんです。

#### ○高橋委員

始業時から5時5分までが勤務時間と。そのう ちで7時間40分満たせばいいと。だから始業が5 分おくれてもいいと、一般よりね。 帰りが 5 時で もいいと、4月以降ですよ。その中でやるという ことを言ってみえる。それはわかりました。そう いうことを言っておるんだと。また、それは勤務 時間だということを書いてあるわけだ。だから私 がもし市費単独の教員でいったならば、その勤務 時間を満たしたいものだと思うわね。そうしたら どこかで5分余分に休みを取ると。どうしてもい かんときは5分先に帰ることはあるかもしれませ んね。だからそういう意味で、教育長おっしゃる ように、県費職員と市費職員が父母や子供たちか ら見てね、名札の色が違うとか、いつも早く帰っ ていかせるとかいうんじゃまずいということなわ けでしょう。

だからそういう点では、始業時に出勤されていて、5時5分まで勤務されて、その間で5分余分に休憩を取られるのかなと。私がもしそれで任命されたらそういうことになるのかなという思いでこれ読ませてもらったわけでね、だから、それが貴重な5分ということになるけど、これはちょっと担保できるかどうか、そんなことやってみなわからんということかもしれんけど、言葉のあやの話の範囲じゃないかと思うんですが、どうですか、ちょっともう一遍聞かせてください。

# ○学校教育課長

この5分の勤務時間が少ないということにつき

まして、もちろん各学校の校長、それから実際に 採用する場合等きちんとお話をして、そのような 対応をしていただくようにしてきたいと、そんな ふうに思っております。

#### ○高橋委員

申し上げましたように、常勤職員と非常勤職員の区別については、その労働の実態、業務の対応によって必ずしも明確にしておりません、地方公務員法は。先ほど言った常勤の定義に反するもの、それ以下のものについては労働時間が一般的に非常勤というふうに呼ぶんですが、しかし、5分だけ短ければいいのか。極端なことを言うと、1分短ければいいのかという議論になってくるんだわ、そうなってくると。もうミクロの話になる。

そこでどういうことが基本になって議論されているかというと、国家公務員の勤務条件というものを参考にここはひとつ決めようじゃないかと。つまり国家公務員の常勤、非常勤の考え方と同じ公務員で地方公務員の常勤、非常勤の考え方の間に大きな開きがあってはいけない。両者が均衡がとれるように、失わないようにということで人事院規則15の15を考慮して、非常勤職員にあっては、その勤務時間が常勤職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えないものだといするというのが一般的な考え方なんですよ、これは地方公務員の。企画部長そうじゃないですか。

#### ○企画部長

おっしゃるとおりです。多分同じものを見とる と思いますが。

# ○高橋委員

だけどいいと言われるがね。4分の3を超えない範囲、超えたらだめだよと。特別職であれ何であれ、嘱託員ね、今回の市費職員であっても労働時間が5分少なければいいというんじゃなくて、国家公務員の例に人事院規則に沿ってフルタイムの4分の3が限度だよと、これは答弁されました。

当市には非常勤嘱託員の任用報酬等に関する取 扱基本要綱というのがあります。これいいですね。 これ何と書いてあるかというと、嘱託員、これは 非常勤ですが、この要綱における嘱託員とはどう いうものかということで、1週間の労働時間が勤務時間が正職員の4分の3を超えない範囲で勤務するものをいうと。これが今までの到達なんですよ、当市の。これ以上長い労働をさせてはいけないと、非常勤というのは、嘱託員というのは、特別職というのはね、これできましたが、何で今回これが認められますか。

#### ○企画部長

おっしゃいますように、非常勤の定義というのは非常にあいまいといえばあいまいな定め方がしてあるわけでございまして、何分違えば非常勤なのか常勤なのかということでありますけども、先ほどおっしゃいましたように、基本的には国家公務員は常勤の職員の4分の3を超えない範囲というふうに定めておりますので、当市においても今までそういうふうにしてきたということがあります

ただし、今回のこの少人数学級を実施をしていこうということになりますと、やはり非常勤の特別職というふうな考え方でないとこの教員の採用ということがなかなか難しいと。連続をして採用としていこうということになりますと、なかなか難しいということがありますので、非常勤の特別職という位置づけでこの教員を採用していこうと。

じゃあ今までの4分の3はどうなったんだということでありますけど、これについては先ほど言いましたように、何分違えば非常勤かということもありますけども、かといってこれが4分の3を超えておると地公法に触れるのかという話は先ほど御質問者もおっしゃいましたように、なかなかきちっと決まっておるものがございませんので、これは、いわゆるうちの要綱から言えば例外的でございますけども、これは認めていこうというふうに考えております。

先ほど要綱で決まっておるものが4分の3と決まっておるのじゃないのかというお話がありましたですが、この要綱につきましても来年4月1日に向けて一部改正をしていこうというふうに考えております。具体的に言いますと、この非常勤嘱託員の任用報酬等に関する取扱基本要綱、これの

第1条で特別職の非常勤嘱託員の任用報酬という ふうに出てくるわけですが、この該当する嘱託員 から市費負担教員を除くというふうな改正をして 何とか非常勤の特別職として位置づけをしていこ うというふうに考えておるところでございます。 ○高橋委員

地方公務員法がそこを明確にしていないからと いうことでね、企画部長、その隘路へ入り込んじ ゃうというわけだ、今の答弁はね。

もちろん私ね、こういう教員の採用について、 例えば平成25年で6人。平成26年に1人になって しまう。あり得る話なんだわ、それは。さっき言 ったように、平成25年で八ツ田小学校を除いて6 人採用したと。平成26年になったら、今度は1人 しか35人学級は対応しないということがあり得る んだわね。そうすると5人どうしちゃうのと。こ の規定では5人はお引き取りをいただくと。特別 職なもんでお引き取りをいただくと。市との特別 職契約はお引き取りをいただくと。4人分は申し わけないけどもという考え方だと思うんですよ。 これを常勤で雇った場合に、平成25年で6人と。 平成26年で1人なったと。それじゃあ5人どうす るのと。チーム・ティーチングの補助職員でつけ るんですかと。1日4時間じゃないですかと。あ ちらにも行き、こちらにも行き頑張ってもらおう じゃないかということで活用の仕方もある。また 市教委の中へ来てもらって、そういう仕事もやっ てもらうとあるけども、非常にそういう点では、 雇用形態が不安定。雇用形態というか雇用条件は 非常に不安定なので、それらを全部常勤職で抱え ることについてはいかがなものかという点での議 論があることは理解します。これはよくわかりま す。しかし、だからといって今のおっしゃるよう に5分だけ短かければ、おいでおいでと、そうい う規定を突然つくって市費負担教員を外すと。

ということになると、どういうことが起きるか というと、職員の定数とは一体何なのかというこ とが原点へ戻るんです。常勤職員はなぜ重要か、 非常勤はなぜ問題かというと、常勤職員は地方自 治法171条だったかね、定数を条例で決めること になっておるでしょう。つまりシビリアンコントロールが働くんだわ。民間コントロールが働くの、常勤職員というのは。

しかし、非常勤は、あなた方が5分解釈でだよ、10分職員をつけろやと。どんどん拡大して、あるいはしぼましてやって定数条例関係ないじゃないですか。だから常勤職員の場合は定数を条例で定めることになってる。それは議会の議決を経なさいということですよ。当局は勝手にやっちゃいかんと、職員の増大も。特に増大だね。頭を決めるわけですから。たったたった職員を増員してはいけないよと、常勤職は。だから条例で定数を決めなさいと。しかも教育委員会に属する職員何名と決めていくわけでしょう。ここに議会議決の地方自治法が求めている議会と理事者側、市長の力の均衡が担保される要因があるんですよ。

ところが、こういう職員がぱっぱふえてくるということは議会議決要らないでしょう、定数。ここを戒めておるんですよ。地方公務員法も自治法も戒めているから、やたらめったらに5分刻みの職員を置いてはいけないと。せめて国家公務員の4分の3というのを国家公務員の人事院規則という一様のもので決めているから、これを上回るような特別職をつくらんようにしようというのが、いわば良心的な合意点だというふうに私は理解しておるんですよ。

市費教員が非常にデリケートな雇用関係だということもわかるけれども、だからといってこの規則を読みかえて5分おくれの先生を定数から外して雇うという考え方はいかがなものかと。これは重大な任用基準の変更ということでね、私はきちっと頭を下げていただき、要綱もきちっとつくっていただき、これでいきたいけどもこれ以上ふやさないと、この種の業態の特別職はというこの歯どめもきちっとしてもらわないとね、企画部長、これはちょっとね。県費職員と同じような人格でとおっしゃるけども、これはちょっと今の答弁のままでは私、わかりましたとは言えませんね。歯どめなき非常勤の採用を意図するものじゃないですか、この考え方というのは。4分の3を超えて

使っていいということになるじゃないですか。ど うですか。きちっと歯どめを明らかにしてくださ いよ。

また、これは本来はあってはいけないことなんだと、原点として。言ってみれば、今回苦渋の選択で、ほんとは国・県がやってくれれば一番いいけども、教育職というのは市が単独で雇うことも困難だし、苦渋の選択として、もうほんとに例外中の例外としてこの措置をするんだというただし書きがなかったらね、私、認められません、これ。どうですか。

# ○教育部長

人事の問題ですので企画部長が最終的に答弁になりますけれども、そこら辺がほんとにうちの方も7月から、ともかく少人数学級の必要性ということで何として市町村の立場でこの事業がやっていけるかという部分で他市も検証させていただきました。

その中では、他市は豊田市を除いて、いわゆる 地公法の22条の5項でいう臨時的任用教員です。 臨時的でありますと延長は6カ月しかできません。 それからはできません。知立市の場合ですと2週間空けなければならないと、そういう規定があります。これは法律上の明文でありますので、どうしてもそれを継続性を持たせていく。なおかつ次の例えば子供たちがこの先生よかったといった場合に、翌年も更新もしていけるという中で、一番前段の部分で高橋委員がおっしゃった、いろいろかの部分、ここら辺が何とか市町村で教員を柔軟に確保していくには正規としてはなかなか難しい中でいこうという苦渋というか、苦肉の策であります。

その苦肉の策の中で、人事当局と最終的にどちらにいこうかという部分で十分な協議をさせていただいた中で、先ほど企画部長も申しましたように、これが他の非常勤嘱託員にすべて影響していくものではないようにきちっとした教育という教員に限る形での限定で例外としてただし書きでしていこうということで、先ほど申した部分が4月から施行していきたいという担保の部分でござい

ます。

# ○企画部長

今、教育部長の方から答弁をさせていただいて おりますが、基本的には先ほど御質問者おっしゃ いましたように、常勤の4分の3と、これは今後 も守っていきたいというふうに思っております。 ただし、苦肉の策として市費負担教員に限ってこ の4分の3を超えるということになりますが、こ の市費負担教員に限って認めていこうというふう に人事当局としても考えておるところでございま す。

# ○水野委員長

ここで午後1時10分まで休憩します。 休憩 午後0時05分

再開 午後1時09分

#### ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○高橋委員

それでは引き続きお尋ねしますが、午前中の到達点は非常勤嘱託員という任用について人事院規則並びに当市の任用に関する要綱では、一般職の4分の3を超えてはならないと、この既定と、今回採用しようという市費単独教員の間にずれがあると、見込むということについては例外的規定として従来の取扱基本要綱から外し、例外的規定だということを明記し、今後この際限のない4分の3以上の非常勤をつくらないということについて、もう一回確認を求めたい。

# ○企画部長

今回の少人数学級の実施に伴う市費負担教員についてのみこの4分の3以内という規定を例外的に認めて、それ以外のものには適用していかないというふうに考えておるところでございます。

#### ○高橋委員

厳格な運用をぜひお願いしておきたいと思いますが、もう一つの側面からお伺いしたいのは、地方公務員法第3条3項3号の職員というのは、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準ずるものの職と、こういうふ

うになっていますので、臨時だということですね、 この職は。一般職ではない臨時だということであ ります。

それで正規職員と臨時職員とは一体どこが違う のかと。さっきちょっと常勤職員と非常勤職員で どこが違うのかということを申し上げたんですが、 臨時職員というのは一定の雇用期間を定めて任用 される職員をいうということであります。当市で も、あるいは地方自治法、公務員法上でもいろん な臨時職員があります。臨時職員に該当するもの として現在問題になっている地方公務員法第3条 3項3号ですね、これは臨時の職であります。ま た、期限付任用職員、同法17条、これも臨時職員 であります。また、先ほどからるる言われている 同法22条2項及び5項の臨時的任用職員、これは 安城市がここで市費負担教員を採用されたという 経緯があります。また、地方公務員法の育児休業 等に関する法律6条の臨時的任用職員、これらが 臨時職員になります。

それでね、臨時職員というのは無制限に採用していいのかと、期間的にということが問題になります。地方公務員法22条の規定では、原則1年以上は任用してはいけないということになっていますので、おおむね原則として1年以内とするのが適当であるというのが大体通説ですね。企画部長、そういうふうに私、理解しているんですが、いいですか。

### ○企画部長

大まかに言えばそういうことだと思います。

# ○高橋委員

それで今度の市費単独教員は、第5条でこのように述べています。

市費負担教員の任用期間は、1年を超えない期間とする。ただし、勤務成績優秀で教育委員会必要と認めたときは、1年を超えない範囲内でこれを更新することができると、こういうふうに微妙な言い方なんですが、これでずっと長いこと採用できるということですか。どういうふうに考えるとなると。私は、2年しかいかんというふうに読んじゃう、これ。1年を超えない範囲とすると、

任用期間は。ただし、必要と認めたときは、1年 を超えない範囲内でこれを更新することができる。 5分しか勤務時間が違わない。何でこれでずっと 雇えるんですか。

#### ○教育部長

今回のこの要綱の解釈、読み方なんですけど、これは読み方によっては2年かなというふうにとらえられるような感じもするんですが、そうではなくして、まず1年ですよということがあります。そして、いい方については1年というのが期限ですので、その1年を超えない範囲ではまた更新は可ですよと。

したがって、そのときも良好な成績でいけば次 の1年を超えない範囲で更新も可ですと、こうい う解釈でございます。

#### ○高橋委員

だもんで2年しかいかんじゃないの。どういう ふうに読んだら更新できるの。1年だと。1年を 超えない範囲でやってもいいよと。しかし、それ でおしまいだと、範囲だもんで。

企画部長の手によれば、ころころ手のひらで乗って、何年でもこれでいけると。私これ読んだとき、2年だなと。2年ということはどういうことかなといって大変心配もしながら読んだんですが、これが無制限一本勝負で営々と雇えるなんていうふうに読めるんですか、これが。具体的にはどういうふうにやるの。

### ○教育部長

いえいえ、そうではなくして、一応文書取り扱いの規定の中での書き方になるんですけれども、これの解釈は1年を期限としますので、再度の1年についてはまた1年を超えない範囲でよろしいですよという規定ですので、その期間がまた良好であれば再度また1年を超えない範囲内で継続をさせていただくということであります。

すなわち、4月1日から任用をしまして、3月31日で丸1年となります。そうしまうと、それで勤務成績良好で必要と認めた場合は4月1日から、つまり県の場合はこれは条項が22条の2項で行ってみえますので、知立市とは違って愛知県は1日

の空白を設けているんですけど、それで臨時的職員という位置づけですが、非常勤特別職ですので丸1年、3月31日、4月1日から翌年の3月31日という形の期間でございます。

#### ○高橋委員

問題になっていた22条ですね。22条の臨時の職に関する場合において、6カ月を超えない期間で臨時的任用を行うことができると。この場合において、その任用は承認を得れば6カ月を超えない期間で更新することができるというふうになっておるんですよ。これで1年しかだめなんですよ。この規定で。6カ月を超えない期間で臨時的に任用することができる。その場合において、その任用は承認を得て6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することができないと。ここが入ってないということ。

しかし、これをやるとね、臨時と正規は際限な くくしゃくしゃになる。つまり契約は1年だよと、 あなた1年契約だよということを通告さえしとけ ば営々として雇えると。打ち出の小づちみたいな、 使用者側にとっては。これは教育委員会が良好と 認めなければもう契約しないよといって両断のご とく振りかざされたら、これでぎゃふんだがね。 だけど、あなたたちは、いい人は営々として雇え ると。これはね、ちょっと22条は6カ月だと。更 新しても6カ月間までと。再度の更新は認めない というふうに書いてある。再度の更新が認められ ないと書いてあるから1年だけど、そこを取れば 1年契約で営々として任用できると、これはちょ っと踏み込みすぎじゃないですか、ここまでいく と。弊害的で、しかも例外的な5分少ない労働時 間をもって、極めて例外的に雇ったとしても、そ れが1年更新で営々としてつながっていくなんて いう継続論は、これは少し地公法の越権解釈だと いうふうに言わざるを得ませんけど、どうですか。 ○教育部長

# 午前中にちょっとお話しましたが、非常にこれ についても苦肉の策を一生懸命考えたわけでござ います。この3条3項3号と22条の関係は、やは り非常勤特別職という職と臨時的任用職員という

ことで、やっぱりその明文規定どおり違うんですけども、片や6カ月、再度更新は6カ月までという形がございます。

こちらの3条3項3号というのは、そこの長野士郎さんのやつを読まさせていただいておりますけれども、考え方としては、非常勤の特別職というのは、まず数点あるんですけども、その中の1点で、今の質問に答弁させていただきますと、非常勤特別職ということですので、いやいや、それは正規だとおっしゃるかもしれませんが、これはあくまでも任命権者の特別の信任による任期で終身勤務ということを前提にしている職ではないということでまず拾っております。

それから、もちろん正規であればそれに越したことはないんですけども、前段の高橋委員もおっしゃったような諸事情もございまして、そのような中で、そして職としても非常勤特別職、自由任用制と非専務職というのがあるんですけども、その中で一定の非専務職という形で、今回おっしゃる部分わからないでもないですけども、私どもの自治体としては、こういった市単の教員というものを柔軟に、そして一定の数を確保できる形で行政の中で任用していこうと思うと、現段階においては、この制度が十分活用できるんではないかという観点で出させていただいております。

#### ○高橋委員

3条3項3号というのはね、そんなものは恒常的な業務ではないからこそ特別職なんですよ。恒常的な職務なら特別職を当てはめる必要は毛頭ないわけで、例えば臨時の調査、あるいは参与、顧問、こういうような長期的に永続的な業務ではないけれども瞬間的にある一定の期間そういう職が必要だということの場合に特別職という位置づけで活動してもらうと。市長や市会議員もその一つの形態ですよ。市長や市会議員もその一つの形態ですが、そういう点で、継続的に日常的な業務ではないところに任用する場合の規定であって、これをさっき言うように、教員の市単教員に当てはめるわけだわ。しかし、その職は基本的に続くわけです。ない年もあるかもしれんが、基本的に続

く。しかし、担任まで持たせるわけだから、なるべく継続的な任用が可能な人がいいと。だから22 条の任用にすれば1年しか任用できないから次の年は人をかえなきゃいかんと、こういう他の条文を渡り歩きながら最大公約数的なところでひねり出したのが今度の案なんだわね。これは官僚らしいというか、そういうことは皆さんがほんとは得意なんで渡り歩いて上手に条文くっつけて違法じゃないじゃないかと、こうやりたいところだけど、しかし、地公法や地方自治法が求めている法律の大前提からいくとね、相当曲がった中身だと、結果的にはということになるんです。

つまりね、例えば学校長がいい先生だと思って くれればいいけども、学校長が余り評価をしない 先生については、そうは言ったって要らんと言え ばよしでしょう、これ。そこら辺はどうするんで すか。

# ○学校教育課長

今の委員の御質問は、一度やっておって、その 学校の校長が、この方については来年度について はというような意見があった場合ということでし ょうか。

#### ○高橋委員

つまりね、一般職の場合は公募が前提なんだわね。だから恒久的な職で待遇していくんだから、 それはみこがあったり肩入れがあったりしちゃおかしいですから公募ですよ。いろんな公募にも問題があるけど形の上では公募。だから、それは客観性が担保されるから公募で自由な選択によって我も我もという人が手を挙げて、そのかわり当選すれば一定の期間というか、ちゃんと一般職として任用しますと。我々議員は手を挙げて票をもらってね、票によって4年間は任用されるわけだわ。そういう面では極めて明瞭。

ところが、この制度はいろいろ組み合わせして 市費臨時教員というここを担保するために5分違 いで、しかも1年契約で何年でも担保できるとい う変則的な業務をえがき出したんだわ、つくり出 したの。しかし、これが継続的な業務として可能 だということであれば、任用において公平性がな いとまずいんですよ、これは。あるいは1年契約 ですから、常時毎年任用せないかんわね。この任 用の方法が恣意的であったり、あるいは見えなか ったり、あるいはちょっというと幹部のみこだっ たりね、あるいは肩入れであったりなんてことに なると、それでころころ回っていけるということ になると、この制度というのは片方はいいけども 公平さがないじゃないかと。何であの先生がよく て任用されて、こちらの先生がやめになっちゃう んだと。これが開かれた選抜でおやりになってお れば問題ないでしょう。採用試験選ばれてやるな ら。だけどそれがそういうことが担保されないの に、制度としては1年更新でころころ継続できる と。だれが一体どういう基準で選んでおるのと、 他の先生は、こういう点について、あわせて透明 度が確保されてないと、この仕組みというのは腐 ってくる可能性がある。うんでくる可能性がある。 そこを私、実は心配しておるんですよ。連続的に 同じ先生がやってもらうという連たん性や連続性 は教育にとって必要だけども、不幸にしてその先 生がいい教師かどうかは、だれかがどこかで決め るんでしょうが、そう簡単ではない評価が。だけ どよくないなと思っておる先生がどんどん更新し ていくのはいかがなものか。いいなという先生が 途中でリタイアしてしまう。だれがどこで決めと るのというその選抜方法とセットでこれが議論さ れないと、私は、うんでくる可能性があると思う んですよね。そこをどう担保するかということが この制度とセットで議論されないといけないと思 っておるんですよ。ちょっとくどいことを言って 恐縮ですが、そのあたりどういうふうに担保され るんでしょうか。

#### ○教育部長

教員の選考につきましては、高橋委員がおっしゃられたように、私どもの一般職は成績主義です。 教員については選考という形になっております。 それも法律的には教育公務員特例法がございまして、その中で11条なんですけども、公立学校の教員等を簡単にいうと任用する場合には、学校長及び教育長の選考によって、任命については当然任 命権者の教育委員会で行っていくと。これが教育 行政の組織かつ法律に基づいてやります。

問題はおっしゃられたとおりで、ここのまず選 考のところでうんでいくというか、ずくずくにな ってくようなことがあってはいけないわけで、現 時点で今、学校教育の方で考えているのは、私ど もで非常勤講師登録をされてみえる方もたくさん みえます。そして各学校において勤務してみえる 方もみえます。それから県費負担教員で行ってみ える方もあります。そういった中で、まず学校長 が、この方なら担任持っても問題なく保護者、子 供たちからも支援もあっていいんじゃないかとい う形を拾うような考えをしてみえるんですが、こ れもおっしゃったような背景が中に介在してはい けないわけで、そこら辺は、もちろん私ども公務 員ですので、厳正な立場でより市民に理解される 方を選んでいく。例えば隣の豊田市では、だんな さんの転勤の都合で豊田から九州行っちゃったと。 愛知県の職員はやめられちゃったと。帰ってみえ て豊田市で登録されたという方もみえるでしょう し、できれば公募でもと。公募というのは募集を しておいて、そこから選考していくという形も検 討されてみえるようで、その辺は今後任用に当た ってしっかりと内部で透明性を高める形で詰めて いきたいと思っております。

# ○高橋委員

要綱ではね、免職については16条で書かれてますね。次のような場合には免職することができるということで、これも県の例によって対応するということですが、任用についての基準はどこにも書いてないんじゃないですか。これちょっとまずい。先ほど言った理由によって。

もちろんこれ一般職じゃないですからね、厳密 にどこまでできるのかというのはいろいろ問題が あるでしょう。しかし、先ほど言ったような理由 で任用について一言も書いてないというのは、ち ょっとどうですか。罷免は書いてあるけども、そ の前に任用されるわけだから。どうでしょう。

#### ○学校教育課長

任用につきましては、第4条のところで大まか

でありますが、このところにあります。

# ○高橋委員

4条に任用が述べられております。

これは本会議でも中島議員が聞きましたがね。 任用16号に該当しないもの、教員免許を持ってい るもの。この1、2はいいですよ。客観的な事実 ですからね。3ですがね。前条の職務を行うため に必要な知識、経験及び能力を有するものと認め るもの。要するに、これは任用って資格だな。こ れはどうやって採用するかということはちょっと 踏み込んでいない。だから言葉は述べられてない けど、教育長、これはどうやって選ばれるんです か。本会議でもちょっとありましたが、ここはも うちょっと明文化しておかないとまずいと。管理 者にいい先生が必ずしも子供にいいとは限らない でしょう。市長にみこは悪くても市民にいい職員 だっていますがね。だからいいか悪いかは物の見 方、考え方ですからね、立場を変えるといいけど も、立場を変えると悪いということだってあるん ですよ。それは対立しとる場合。校長、私はこう いうふうに教育実践したいと。君は何だと。いや、 私はこうですと。次から不採用と、これではたま ったもんじゃないです。だから、どういう形で選 考するのかね、もうちょっと明確にしていただき たいんですが。

#### ○石原教育長

豊田市の例ですと、非常勤講師2年以上に相当 する経験を有し、教育委員会が担任としての力量、 これもちょっとあいまいなところがあります。

採用する場合に、いわゆる正規職員以外で、あのとき答弁の中でお話しましたけど、たくさん正規職員以外で知立市教育委員会が県へ内申する先生がみえるわけです。引き続きのものもおりますけども、臨時的任用ということは産育休の常勤の先生、これはほとんど小学校の担任の先生が休まれるとかわりに来て担任の先生をやる。この先生もみえます。

それから期限付任用、いわゆる期限付講師、12 名おりますので、大体毎年10名ちょっとぐらいは 期限付講師もみえます。トータルで考えて、産休、 育休は今まで継続してきてるものがたくさんおりますけども、期限付講師、今までやっている方もみえますし、またやめられる方もみえる。そういうことの中で、市の市単で1人を選んでいくわけですけども、知立市というのは比較的小さな市です。豊田市みたいにものすごい守備範囲をもっているわけじゃありませんので、ほぼ講師の先生方、今現職で、現職といいますか常勤でやってみえる先生方の状況は、ほぼ特に講師担当のものはつかんでおりますし、私たちも大体のことは聞いております。

これはそのときだけではなくて、今までこれで継続もあります。それも校長から全部意見を聞いております。そういう中でトータル的に考えていく。例えば県の期限付講師と市の市単の講師、市単のやりたい方といっても、恐らく手が挙がるかどうか非常に心配があります。県よりも条件が必ずしもいいとはいえない。例えば講師3年、県のやつやりますと、成績によっては教員採用試験第1次免除というようなものもあります。ただ、市の場合はそれに入らないという、そういうこともあるわけであります。

そういう中で、どういうふうに選考していくかということが一つあるわけであります。

ただ、そこでやはり今、現職で今やっとっていただく。あるいは前に教員経験がある。そういうことで、その該当の校長が全部見とるわけじゃありません。校長は学年主任、あるいは教務、教頭等の意見を聞いて校長の意見としてまとめていきますので、校長1人の意見ではない。そして私たちも指導主事がそれぞれみておりますので、そういうものをトータルして考えていきたい、そんなふうに思っております。

#### ○高橋委員

現在でも県費職員が不足したり、あるいは出産 育休等の場合には、本会議でもありましたように、 臨時的任用23人、それから期限付任用12人、これ はいわば担任を持つ常勤的なお仕事されるわけで しょう。この35人というのは。ちがうんですか。 そのほかに短時間の先生も入るということ。ちょ っと御説明いただけませんか。

# ○学校教育課長

先ほどの期限付任用というのは、欠員補充という形であります。教員の配当数に対して正規教員が配当されなかった場合に要求するということであります。

ですから、24学級に対して28人とか定員が決まってきます。ところが、27人しか来なかった場合に、1人採用試験合格してない方になりますけども、その方、知立の方に登録されている中からこの方をぜひこの学校にということで内申をあげると。そうしますと、最終的には校長の方が28人をどのように担任をもっていき、少人数指導対応教員、そちらの方にもあり得ます。それから大きい学校でいきますと、専科教員という音楽を専門でやろうじゃないかと、そういう教員をということも可能になるわけです。

ですから先ほどの期限付任用12人の中には養護 教諭もおりますので、それは養護教諭ですけど、 必ず全員担任するというわけではありません。

ただ、その臨時的任用というのは産休、育休の 講師であります。例えば学校長が、このAさんは 8月以降おなかが大きくなって産休を取るとなれ ば年度当初から担任をしないで影響を少なくする ために担任ではなく少人数指導対応と、あらかじ めそういうふうに対応する場合もありますので、 一概にすべて担任をするとかそういうわけではあ りません。

以上です。

# ○高橋委員

担任を持つかどうかはともかくとして、期限付12人、あるいは臨時的任用23人については、いわば常勤的業務ということじゃないですか。そのほかに小刻みの非常勤が42人というのは本会議の答弁じゃないですか。

だから期限付であれ、臨時的であれ、いわば正 規の代替えとして入られると、それが担任を持た れるのか養護の何かそれはちょっとわかりません が、常勤的任務の代替えの先生だと、こういうふ うに理解するんですが、いってみれば当市の市費 単独教員のようなそういうキャパシティを持った 先生だと、こういうふうに理解するんですがとい うことを聞いておるわけです。

# ○学校教育課長

そのとおりであります。

#### ○高橋委員

そういうことなので、既にそういう県費職員の 補充的、あるいは補佐的な先生を正規以外でも何 人かそういうのを雇って回してみえるわけだわね、 現実的には。だからそのノウハウは持ってみえる ということはよくわかります。それを今度、先ほ ど言った市費単独の先生にしていくというわけで すから、しかもそれは教育部長の答弁したように 1年任務だけどもそれは妨げないと。だからそこ の選考は、下地はあるよとはおっしゃるけれども、 どうなのかと、信びょう性のあるオープンな納得 という選考が必要じゃないかということを聞いて いるんですが、どうですか。もうちょっと。どん なメンバーがどういう形で選考していくか。

おっしゃいましたが、教育委員を中に入れても らったらどうかとか、学校長の推薦を得て教育委 員も中へ入ってもらって選考に入ってもらったら 小論文ぐらいは書いてもらったらどうというよう なことをおっしゃいましたよね。それはまだ今固 まってないんですか。

#### ○学校教育課長

今御指摘のとおり、しっかりとまだ今後内規を 詰めていくという形で検討していきたいというふ うに考えております。

先ほど少し話にもありましたけども、今常勤で働いてみえる方がこそってこちらの方に応募するというようなそういう有利なとかそういうものではありませんので、その点につきましても今後十分検討してきたいというふうに考えております。

#### ○高橋委員

先ほど言った臨時的任用23人、期限付任用12人 合わせて35人なんですが、この人たちの待遇と今 度の市費負担教員の待遇はどんなふうですか。相 当な格差があるですか。

#### ○学校教育課長

現在の臨時的任用、それから期限付任用につきましては、4月1日から3月30日というふうになっております。1日そこで空いておるということで、私たちの方で引き続きというのか、今年度に続いて来年度もお願いした場合に給与面というんですかね、6月夏のボーナスが期末手当100分の80と勤勉手当は100分の95というふうになります。ただ、県は1日空いたということでそうしておるわけですけども、一たん私たちの市の方になっていただいて、それからまた今度県の方に戻る人数が減ったということで、今度は県の方の期限付、または臨時的任用に戻る場合には、県はそのあたり継続性を認めてもられないというところがあります。そうしますと、100分の30というような6月の期末勤勉手当となってしまうわけです。

#### ○高橋委員

難しい答弁されたもんで私、よくわからんかった。そこまで詳しいこと私、聞いてないですよね。要するに、市費単独教員をこれからつくるものだから、その人たちの職場環境でころんころん変わる可能性を今、前提にしてみえるわけだ。市費単独で次の年雇われなかったら県費の方の臨時的あるいは期限付の方へ変わってもらった場合どういう不利益があるかということを一生懸命名力説されたというふうに思うんですけども、私が聞いたのは、県費の臨時的任用23人並びに期限付の12人というのは、この人たちが今、議論しておる市費単独教員と比べて待遇、身分に相当な違いがあるかどうかということを聞いておるわけです。

# ○学校教育課長

その差がないように考えて今この要綱等を作成 しましたので、ほとんど差はありません。

以上です。

#### ○高橋委員

ほとんど差はないと。私の知り合いで愛教大卒 業されて教員免許を持った立派な方ですが、なか なか教員試験受からなくてね、営々として人生終 えんまで正職員になれずに臨時的職員、今言う期 限付もやったし臨時職員もやられたし非常勤講師 もやられた。市内じゃないですが、営々としてやられた人の感想は、とてもじゃないが薄給だったと。給料が安かったと。退職金もちろんないし、年金は共済にはもちろん入れてもらえませんので非常に不十分。ボーナスもない。任期付と臨時職の35人はボーナスがつくんですね。いわゆる非常勤の42人についてはつかないと、時間給と、こういうことですか。ちょっと何か余分なことを聞いておるようだけども、つまりこの人たちがこれにふさわしい処遇になっておるかどうかということを確認しておる。そういう質疑をしておるわけです。

#### ○教育部長

市費負担の教員につきましては、基本的に県費 負担教員と変わりません。ほとんどと申しました 部分は、県教育委員会から市単の教員になった場 合、市単の教員から県費の負担教員に仮に変わっ ていった場合、その場において6月の賞与が若干 違いがあると。

もう一点が、県は先ほど申しました、1日の空 白を設けた臨時的任用職員ですので、基本的に6 月の賞与においてさっき細かいこと言いましたが、 100分の80と100分の95という期末勤勉手当に100 じゃないものがあります。知立市はそれはなくし て、継続の場合は100分の100です。空白を置きま せん。それから国または他の地方公共団体から基 準日前6カ月前に任用されておれば、その部分の 加算はしていきますと、こういうことですので、 仮に市から県の教員になるよりは、その点でいえ ば公平ではないかと。給与面とか身分保障面、社 会保障面、これらについては共済は私どもの方は 基本的に雇用保険、それから共済健保、政府管掌 保険ですね、それに入ります。あとは労災をかか りますので、その部分が一般職とは違うという部 分です。

# ○高橋委員

県費の先ほど言った常勤的な非常勤は3月31日。 昔は4月1日だったんですよ、休めという日がね。 4月1日はもう新しい職場で業務が始まるんだか ら3月31日にしなさいということで3月31日に変 わったというんですよ、歴史的には。だけど1日 休むことには間違いないわけで、6月のボーナス をさかのぼること前6カ月の実績に対して払うの で、1日欠けとるから3月31日であれ、4月1日 であれ、1日欠けとるからそこにそごが生まれる と、マイナスが生まれると、この話をされておる わけだ。市費単独教員は教育部長いわく、連たん てきに365日任用するんだからね、全く問題がな いと。満額だと。渡ったり返したりするとき、む しろ市の職員が県費の職員になったときにはそご が生まれると。県から市に来る場合は、これはボ ーナスという形じゃなくて込んで報酬額で払うわ けだからこれは問題ないと、こういうことですよ ね、おっしゃってることは。それはよくわかりま した。

もう一遍、もう聞きませんが、そういうことであれば、問題は採用ですよ。採用の方法、これがやっぱり透明性があって納得ということができるような任用方法をきちっと確立してもらわないと、やっぱり問題が起きるじゃないかということを改めて申し上げておきますので、3月1日基準で何名雇われるのかというのは決まるのでね、それまでにぜひ明確にして、また私どもの方にもお知らせをいただきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

それで、あと二、三附属した問題でお尋ねしておきたいと思うんですが、一つは、時間外勤務ですよ。第7条、時間外勤務は原則としてこれを命じないと。が、しかし、2項のような状況があるときにはやらせてもらいますよと。職員会議。必ずしも3年生担任するとは限らんということをおっしゃったんだからね、6年生になれば修学旅行等々野外活動にもあるので、そういう場合はおつき合いをしてもらって残業になりますよということになってる。

それで、うたい方はこういうことですが、私ち よっと心配なのは、今、学校の先生というのはこ んなうまい話でぴちっと帰れるかどうかというこ とですよ。前、私、教員の労働時間の過酷な実態 を学校教育課長にも述べたことがありますが、今、 先生方何時ごろ帰ってみえるんですか、小学校で。 ○学校教育課長

何時ごろということで一概には言えない部分も ありますけども、大きな行事の直前になると少し 遅くなったりということはありますが、勤務時間 終了後、なるべく速やかにという形になっておる と思います。

# ○高橋委員

5時5分後速やかに帰ってらっしゃるか。そう いう現状があるんだわね、残念ながら。前にも私、 その延長で教育委員会に勤務を命じられた学校教 育課長初めね、残業しすぎへんかと。早く帰りな さいと言ったら、今度は朝早く出てきちゃって早 出残業やると。熱心さはとてもいいけども、そう いう現状が一つあるんですよ、教育界というのは。 そこへ原則として残業を命じないという先生をほ うり込んで担保できるなんていうことは言えない じゃないですか。やっぱり市単教員だから早く帰 らせるがねと。市単教員だで責任がないがねと、 そんなふうには言われんかもしれんけども、そう いう思いが市単教員の環境の中について回るとし たら、これは不幸ですよ。あわせてどうですか、 学校教育課長。いいですか、今の職場の帰宅時間、 残業時間を含めて。

#### ○学校教育課長

そういう点につきましては、校長会の折にも各校長にもお願いをしております。そうしましたところ、学校によっては市役所と同じようにノ一残業デーというようなものをきちんと、きちんとというのか設けて、みんなで声をかけ合って時間外の仕事はしないというようなことで取り組んでみえるところもあります。教員お互いに声をかけ合っていくというようなところで各校長にもお願いをしておるところであります。

それでも勤務時間を過ぎてやらなければならないような場合も中にはあるかと思います。そういう教員というのは、そういう特別な場合がありますので、その分、時間外手当がなく調整額というようなところでついておるというふうに理解しております。

#### ○高橋委員

答弁としてはそういうことかもしれませんが、 私ね、この市単教員の給与の換算に調整額が入っ てますがね、これ。私は、のいてほしいなと。金 額的には入れた方が得だけど、これ入れるという ことは残業をやることを前提にしてかかってみえ るということじゃないですか。もちろん2項にい う職員会議とか修学旅行とかその他の授業はやっ てくださいよと書いてある。それは担任持ってお る限りやらなしょうがない。やらなしょうがない というか、やりますがね、これ。それはセットの 話だもんで。だけど、あなたは原則的には残業を 命じないよと。しかし、給与面では調整額が入っ ておるがねと、4%。あなたはわかっておるだが ねと、それは。4%入っておるよと、こういうこ とじゃないですか。ちゃんと換算してありますよ と。だから無理は言わんけども、残業やっていか ないかんじゃないかと、そういう給与体系になっ ておるじゃないですか。命じないということであ れば、この4%でしたね、これは除くべきですよ。 どうですか。

# ○教育部長

労働者の勤務という基本的な部分ではそういう 議論になると思いますけれども、こと教員は、私 ども一般職と若干違いまして、いろいろ的な身分 の取り扱いと保障、その部分で特例的に法律的に 定められております。

その部分で今おっしゃってみえた教職調整額も、これも公立義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というのがありまして、その中で、いわゆる教職員の職務と勤務対応の特殊性に基づきその給与及びその他の勤務条件について定めますということで、その中で一つには見解の相違は出るかもしれませんが、教育職員については時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないというのが第3条にあります。その2項ですけども、その1項では、そのかわりというのじゃないですけども、教育職員に対して給料月額の100分の4に相当する基準額を教職調整額として支給しなければならないということになっておりまして、

県費負担教職員との整合性をきちっと保って勤務の対応も整合性を保っていこうと思うと、そこではやっぱり一定のうちでいうと125とかそういう時間外という考え方で勤務したらあげるということじゃなくて、すべて県費負担教職員にそろえていくことが学校教育現場としては、よりふさわしいんではないかという観点であげさせていただいております。

# ○高橋委員

小学校の先生が5時半ごろね、徒党を組んで群れをなすように学校現場から自宅へ帰ってみえる現実があるならいいですよ。研究指定校なんてはまってごらんなさいよ、9時だがね、うちへ帰るのは。9時に帰れんがね。研究指定校ええというてやらせてるけど、たまってもんじゃないと、現場では。その一面から言いますとね。そういう現状がありますがね。だから、その現状がなければ大体5時15分ぐらいにはだっと正門を先生方が帰っていかれると。渡り鳥が帰るように群をなして、こういう景色なら別に心配しませんよ。だけど、そうではない現状があって、そして4%の調整額がついてる。もともと教員というこの職務に4%がもう不可分でも一体のものとしてひっついてやっておるんだと、これは一体のものとして

だから、もうこれが切り離すことができんとい うことで理解せよというなら理解しますが、しか し、そのときの景色は、5時半には先生方は基本 的に学校からいなくなる。よほどのことがない限 り。これが常態としてあれば教育部長のお話は聞 きますよ。一体のものだと。時々残業があるけど も、それは一体のものだと。しかし、基本的には 5時15分にはきれいになるんだと、帰らせている というならね、これは私の心配は危惧でしょうけ ども、現状はそうなってないからね。この人には 残業を命じないよといいながら調整手当4%が加 味された給与体系になっとるということは、やっ ぱり環境がその人を決めていくんです。また、そ ういう柔軟な人でないと学校長はいい教師とは認 定しないでしょう、多分私が思うに。5時5分に なったら先生帰りますという人ばかりではもたん

なと。次ちょっと任用のときに考えないかんなと、こういうことではいけないわけでしょう、この要綱からいったら。そこが担保されるかどうかということです。そこを私は、教育部長、心配しておるんだけどね。いいですか、それ。残業なしで基本的にやっていくと。学校教育課長でも教育長でもいいわね、どういうことですか。ちゃんとここで言ってくださいよ。

# ○学校教育課長

時間外については命じない。小学校の場合です ので、私もそれを見ているかというとあれですけ ども、日没とともに帰宅時間も早くなっておると いうふうに承知しております。

#### ○高橋委員

学校教育課長も南で教頭やっておられて、私、 学校教育課長の勤務状況をずっと毎日つけとった わけじゃない。つけてるわけじゃないけども、そ れは答弁としてはそういうことだけども、現実が あることはお互いに理解した上で、この条項が生 きるようなひとつ努力と幹部職員のそういう履行 していくその姿勢をやっぱり前に出して、この事 を契機に先生方は基本的に早く帰れるように全体 にそういう流れにしていっていただきたいという ぐあいに思いますよ。

先ほどもちょっと議論があったように、学校事務職員が昔は全職員が市単職員がおったでしょう。今もう全部撤収しておらなくなりましたがね。学校用務員、これは常勤職でおりましたがね、これは行政2だけどね、今パートじゃないですか。午前1人、午後1人みたいなパート。

つまり、先生の過重負担が増していくような学校環境になっている。しかもデータと数字とパソコンで解答せよと。ますます先生は、そういうことで業務が複雑になっている。自由な研究時間がほしいという声がなかなか満たされないという、こういう環境になっている。

そこも私が申し上げるまでもなく釈迦に説法なんですが、よくわかってみえるはずなんで、ぜひそこらをしっかりと市単教員については配慮して対応していただきたいということについて、もう

#### 一遍御答弁ください。

#### ○石原教育長

先生方の時間外勤務、これは原則として時間外 勤務を命じないものとすると。これはしっかり明 示されております。ただしということで、超勤4 項目というのがここに示されているわけでありま す。今、5時5分になると先生が一斉に帰ってい くという光景は私は見たことがありませんし、現 場でもそういうところはなかったわけです。それ がなかなか難しい面もあります。子供が学校で帰 ってから何かあったと。連絡しても先生だれもお えれへんというようなこともありますけど、それ はある人が残っておれば対応できることもありま す。先ほど課長も答弁しましたけども、きょうは ノー残業デーだとかそういうこととしながらそう いう時間内に勤務が仕事ができるような方法を考 えていくことが大切ではないかということを思っ ております。

学校の校長会等でそういう話は年度当初しておるわけでありますけども、時々講習会ごとは言いませんけども、学期の初め等にはそういう話もしていきたいと思っております。

#### ○高橋委員

ぜひそういう学校をつくっていただきたいものだと。私、市内とは申しませんが、学校に長くいるのが、いわば先生の当たり前の発想と。長くおらんと調子悪いと、仲間外れになってしまうと、こういうような話もお伺いするわけでして、ここまで教育現場が長時間労働になっておるのかなということで私も心を痛めるわけですが、そういう結果、先生方が精神的なストレスから十分授業に対応できない。休暇を取らなきゃいかんという事態も全国各地で生まれていると。これは釈迦に説法なんですが、そういうことなので、ぜひ1人1人の先生を大事にする市教委であってほしいということを申しつけ加えておきます。

最後にしますけども、この給料の報酬の根拠が 別表で書かれております。こういう計算式で報酬 を決められるわけですけども、教員経験年数14年 でこれ計算されてますよね。つまり前歴換算。市 の職員として雇用される前の前歴換算をどうするかということですが、この教員経験年数というのは正規の教員の年数を言うのか、先ほど言った期限付の教員も含めて、それも経験給に入れるのか、前歴に換算するのか、どういうことでしょうか。 〇学校教育課長

こちらの方にあります2の2級73号というのは、 期限つき臨時的任用の上限であります。ここから は上にはいかないというものでありますが、前歴 換算等非常に難しいところもあります。ですから 今、私たちで考えておるのは、今既に市内で県費、 期限付、または臨時的任用をやってみえる方は県 が計算をしてくれております。

ですから、最高の方はそのまま県と同じようにいくということであります。それで大学出て最初にもらえるのが2級17号と。表の上に書いてありますけども、14年、1年で4級ずつ基本的に4号上がっていくということであります。そうすると14年ぐらいずっと県で臨時的任用等を行ってきた場合には37歳ぐらいでもう上限に達してしまうということになります。それをそのまま市の方でも当てはめていくということであります。若い方ですと、例えば2の2級の55号ぐらいの方がもし平成21年度2級の50号の方であれば、来年度市の方でもし採用する場合には2級の54号と4号プラスした形で決めていきたいと、このように考えておるんですが。

### ○高橋委員

ちょっと私、学校教育課長のおっしゃったことが理解できんけども、私が聞いたのはもっと単純な話でね、例えば35歳まで正規の先生やっておったと。お母さんの介護があってやめたと。2年たったら復帰できる可能性ができたと。市の今度の先生に手を挙げたという場合、この人は前歴換算がされるわけでしょう。十何年やったら十何年でされるわけでしょう。それは正規の職員の場合にはそれだけども、臨時で渡っていったと。きょうは南小学校、来年は東、渡っていったという人もみえますがね。むしろそういう人から市費教員を採用しようというわけでしょう。だから前歴はど

ういうものをもって前歴と換算するのかということを聞いておるわけです。

#### ○学校教育課長

細かいところまでは確認はしておりませんが、 県の場合も教員と同じような仕事の場合には、ま るまる100%前歴加算と。一般の会社に勤めてお っても加算をしていくというふうに聞いておりま す。

例えばずっと子育てをしてみえて、市の方の臨時的任用等に応募というのか、それを申し込まれた場合に採用された場合には、西三河教育事務所に前歴等をすべて報告をして前歴加算等をしていただいて給料の方が出てくるわけでありますけども、申しわけないんですけども、ちょっと家事都合で自宅でみえた場合の割合とかは確認はしてないんですけども。

#### ○教育部長

ただいまの御質問の点でありますけれども、今 のおっしゃってたような場合は、教員の経験年数 1年1年という形で加算されると思います。それ は公立学校の臨時的任用職員の給与、勤務条件等 取扱要綱がございまして、それは県費負担教員の 例によるをうちが受けてますので、その県費負担 教員をひもといていきますとそこに着地したわけ ですけども、そこにはいわゆる初任給がまず2級 の17号から始まりますよということがあって、限 定号級というのが73号という形になります。教員 年数が県ですので全く今お話してると同じ状態に なるんですけども、1年1年やられていきますと 1日の空白がありますけども、1日継続されてみ えますと、これが1年で4号という形で暦年加算 という形になってまいりますので、その方向で進 めていくことになります。

#### ○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時19分

# ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○高橋委員

市費負担教員の給料の根拠がどうなのかということを聞いておるわけですね。別表に教員経験年数14年、1年で4号昇給と。扶養の実態がこういう場合でどうなんだというシミュレーションがしてあります。一番大事なことは、この人の給料が幾らになるかということですよ。34万8,088円、これが幾らになるかということ。この数字は、ここにあるように2級の73号だと、この人の場合は当てはめ号級がね。

ところが、それは人によって違うわけですから、あるいはさっき学校教育課長御答弁のように、民間企業におってこうなる人だっているわけですから、教員免許があればね、それも可能なんだから。それで私が一体当てはめ号級が何号になって、ここの給料が幾らなんだということは一番のポイントですよね。これはどうやって算定するのかということを聞いておるわけです。

#### ○学校教育課長

ここの14年というのは、最短ということですね。 大学を卒業されて臨時的任用等をずっと14年間や ってみえた場合に最高の73号に到達されるという ことであります。

今、委員の言われるように、民間企業等にずっと勤めておったとか、自宅にいたとか、公務員をしていたとかいろいろあるわけです。教員につきましては、私ももちろん100%その前歴換算されるということは承知しておるんですけども、申しわけないです。民間企業の場合にそれが100%なのか0.5というふうになるのか、いまひとつその辺は確かめておりませんでしたので、今調べてもらっておりますけども、そういう形で県と同じ前歴換算をしていくということであります。

先ほど少し言いましたけども、来年度から例えば知立市で期限付任用になられる方、民間企業に勤めておったという方についても、その前歴をすべて西三の方で確認をして前歴換算、その場合には初任給という形になるわけですけども、初任給を算定していただきその給料になるということになります。市の場合には、その県と同じ換算率を

同じもって計算をしていくということであります。 ○高橋委員

この市費負担教員の給料は、ここにあるように、 扶養手当とか住居手当、あるいは義務教育等教員 特別手当、あるいは通勤手当などはよろしいんで すが、そうでない給料については期末勤勉手当も 含めて給料の額がベースになっておるんですね。 給料に対して何カ月、給料に対して何%、調整手 当もそうですよね。

したがって、採用されたAさんが1年でやめら れるかもしれない。2年、3年と続くかもしれな いが、その人の給料が幾らに当てはめていただけ るのかというのは最大関心事ですよね。それがそ の不明朗であってはならん。私、採用されたけど も、私の給料がさっぱりわからんと。聞いたら、 これは県の臨時任用職員の要綱第4条によります よなんていう説明受けたってやね、じゃあ私と入 ったときに同じ人だけども、えらい給料違うんで ないかと。どういうふうに計算したのというそう いうことではあってはならんわけですよ。その人 がどういう労働条件で任用されるかということが 御本人のぴたっとわからなきゃまずいわけでしょ う。だから、それがその明朗でなきゃいかんとい うのは大前提に立ったときに、ここではたまたま 教員経験年数14年の人の場合が例示されているが、 いろんなケースの人があるので、それはどうやっ て明らかになるのかということを聞いておるんで す。わかります、私の申し上げていること。

#### ○学校教育課長

先ほども申し上げましたように、来年度から新規で期限付任用、または臨時的任用になられる方もあります。その方につきましては、先ほど申し上げましたように、前歴等をすべて書いていただいたものを西三事務所の方に出して、初任給を出していただくわけですけども、それと同じ方法で初任給を、初任給というのか給料を算出していきます。

#### ○高橋委員

今度は市が雇うわけですからね、県の西三事務 所の計算式を根拠にされるはいいけども、市が説 明責任果たさないかんわけでしょう。県が採用する期限付職員や臨時職員なら結構ですが、市が採用するわけなもんで、その内規として内側の規則として県の例によるということはあってもいいかもしれんけんども、そんなものは県の例によるという意味に過ぎないわけでね、それはこういうことなんだということを取り出して説明してあげなかったら説明責任になれへんがね。

何で私があの人と違うのと。ちょっと待ってくださいと。悪いけど県の事務所に問い合わせてくださいと、これじゃあ漫画ですわね、これ。説明責任果たしてない。雇用責任が果たせないということでしょう。だから、そこが明確にならなきゃいかんのじゃないかと。どういうことで明確にするのかということを伺っているわけだから、もうちょっとわかりやすく御説明くださいませんか。〇学校教育課長

今後のことになってしまって申しわけないです けども、県の例に倣って内規の方にきちんと明示 をしていくというつもりであります。

#### ○高橋委員

それが雇われる人にもわからんとまずいよね。 つまりね、職員の給料表というのは全部公開され るですがね、市の場合には。一般職の給料表、今 度新しく表が変わりましたけども、あれは公開さ れておるわけでしょう。何でおれが4等の何号だ ということは自分がわかるがね。 4等の何号が初 任給だなということもわかりますがね。常勤の人 の場合には、それはもちろん関心持っておやりに なるしあれだけども、今回のケースは1年こっき りかもしれない市任用の職員ですから、先生です から、まごまごせんようにあなたの給料はこうい うふうに決めましたということが本人が納得と、 労働条件納得ということにならんかったらお互い に力が発揮できないじゃないですか。そこがどう クリアされるのかということが前提なんですよね ということを言いながらね、そこを明らかにして くださいということを言っておる。そんな複雑な 方程式があって、おらは分からへんがやと、今か ら県西三事務所に聞くわと、こういうことか。

#### ○学校教育課長

申しわけないですけども、その自宅にいた期間をどれだけの割合で見ていくかというところが確認できておりません。給料表については県と同じですので、もうつくり上げておりますけども、そこの前歴加算のところで教職経験ならば文句ないわけです。それが飛び飛びであろうと14年間あればもう既に最高額になります。自宅に見えたとか一般企業に勤めた経験年数等をどれだけの割合でというところを確認して内規の方に明記していきたいというふうに思っております。

# ○高橋委員

県の教員の給料表はこれははっきりしてますよ。 ただし、ここで雇われる市費の教員が、自分がど この号級に当てはまるかということがはっきりせ んといかんわけでしょう。正規の職員ならわかり ますよ、初任給から。

しかし、今言う臨時3条3号3項の任用ですからね、市費負担教員のAさん、Bさん、Cさんが 県職員の職員給料の給料表のどこに当てはまるの かということを個々によって違いますので、それ が雇われる方にわかりやすく腹に落ちなきゃいか んということを言ってるわけですよ。説明してあ げなきゃいかんがね。あれも書類で渡してあげな いかんがね、あなたはだからここになりますよと いうことを。了解ということが大事なことじゃな いかと申し上げておるけど、それはこれから西三 事務所から資料を取って先生自身が頭の中で整理 せんとわからんということ。

# ○学校教育課長

市費負担教員の給料表については、市の期限付臨時的任用と同じものをそのまま当てはめております。先ほどから申し上げておりますけども、自宅にいた場合の換算率、私もちょっとおぼろげでありますので、これも換算されると聞いておるんですけども、そこだけを確認していきたいというふうに思っております。

#### ○高橋委員

ちょっとこれは職員の給料の根幹にかかわることなんでね、もうちょっと明確にしといていただ

かんと調子悪いわね、これ。

つまり、県が決めとることだから市教委としては預かり知らんぐらいの話なんだわ、今。極端なことを言うと。預かり知らんとはおっしゃっておらんけども、細かいことは県教委に聞いてもらわなわからんというぐらいの話なんだけども、これからは市が雇う先生ですからね、それでいいのかということですよ。

教育長どうですか。私たちにも明らかにしてくださいよ。私たちに明らかにせんで、何で個々の採用すべき教員に明らかにできるんですか。

### ○石原教育長

今、課長も答弁しましたけども、初任給算定書 というのがあります。それをどのように計算をし ているかというのを一度県の方で確かめて、知立 市もそれと同じようにする。それをどういうふう にしているかということを明らかにしていきたい と思っております。

## ○高橋委員

ぜひ明確にしておいていただきたいと思います。 それでね、学校教育課長、645万6,119円になり ました、この人の場合。この人が最高額というこ とですか、先ほどの御答弁は。

### ○学校教育課長

この一番上の欄の給料というところがあります。 こちらの33万4,700円、これが最高で、それの 4%1万3,338円合わせた34万8,088円、こちらが 給料としての最高額であります。

そして、その方の状況に応じて扶養手当のある方、そこにつけ加わってくると。私たちがシミュレーションをしたのが、こういう方がもしいればこのくらいは必要だろうということでやっております。

その中の地域手当につきましても、これは変わらない。これは当然ついてくるもの、6.5というものであります。ですから一番上の給料と地域手当、自宅が近ければ通勤手当もつきませんので、あと期末勤勉手当であります。ですから極端な話、子供が5人、6人みえて、その方の扶養あればもっとふえるということもあります。給料について

は、これが最高であります。以上です。

## ○高橋委員

ということは、教員経験件数が20年あっても14 年あっても前歴はイコール頭打ちと、こういうふ うになってるということですか。

## ○学校教育課長

2級73号で一番最高であります。

## ○高橋委員

もしそうだとすれば、扶養家族の数によって金額が変わりますね。給与というのは最終的に変わりますが、645万6,000円ですよ。だとしたら、報酬月額60万というのは高すぎるんじゃないですか。もうちょっと最高額というのは低くなるんじゃないですか。それは12人子供がおる場合があるかもしれませんけども、扶養家族1人ふえても、この方は配偶者と子1人の場合ですか。配偶者1人と15歳未満の子1人、1人扶養手当というのは2万1,600円、奥さん1人と子供1人でね。ここがふえるかもしれない。けども645万円が限度額とすればね、60万円の条例提案というのはちょっと高すぎるんじゃないですか。どうですか。

### ○学校教育課長

例えば住居手当、自宅ということで想定をして おります。もしこの方がアパート等に住んでみえ た場合に、もう少し高い住居手当になるというこ レ

それから通勤手当、片道2キロから5キロの方を想定をしておりますけども、かなり遠くからもしみえる方だとすると、もう少し上がると。

それから今後なかなかあり得ないことかなと思うんですけども、人勧で給料が上がっていくというようなこともあれば、そうたびたび改正するよいうよりも少しそのあたりも見込んだ形で少し多目の金額にさせていただきました。

以上です。

### ○高橋委員

条例は上限を決めていけばいいよという話なんだわね。60万円を決める。条例月額60万円ですから、12カ月の720万円。720万円以上の方は雇えん

けども、720万円未満の方は雇えるよということ だけわ。今の話を聞くと、645万円が頭打ちだと。 それは扶養家族1人で奥さん1人と15歳未満の子 が1人の場合で持ち家の場合、そういう前提です が、これちょっと教育部長、60万円はあまりにも さばを読んであるんじゃないですか。もっとシビ アにやってくださいよ。人勧で上がるかもしれな いというのは、上がったら変えればいいじゃない ですか。上がった段階で変えればいい。例えば 6.5%の地域手当ですよね。来年県当局は6.5を保 障しないですよ、多分。もしこれ来年6.5下がっ た場合には60万円を下げるということですか。上 限決めておけばいいということだら下げないでし ょう、あなたたちは。要するに、アバウトの頭を 決めておけば、その中で泳いでもらうならオーケ ーだということだから、それでは報酬条例主義に 反しますよ。報酬条例主義ですよ、これね。頭を 決めておけばいいというようなことだけでは問題 になる。だから頭を決めるだけでいいというなら、 もっとシビアなやつを出して条例化してください よ。

## ○教育部長

私どももこの試算表を出すに当たって、いろい ろとシミュレーションを出してみたんです。出し た中で、例えば先ほどちょっと課長が申しました けども、通勤距離も20キロメートル以上だとか、 あるいはアパートに住んでみえるとか、そういっ た諸条件で出してみたときに、たしか五十七、八 万円になったと思うんですね。五十七、八万円と いうことで、あとは恐らく上がっていくことはな いだろうけれども、仮にその勧告等いろいろあっ たときに、議会にこれは当然条例ですので出して いかないかんという部分もあって、その線引きが アバウトと言われるとちょっと私も申しわけござ いませんという言葉になるんですけれども、しか し、59万円という数字はあれだし、60万円できち っとしとこうかという素朴な単純的に数字をあげ たんですけども、シミュレーションとしては多い 方で58万円ぐらいいくと思いました。

### ○高橋委員

これね、非常勤特別職の報酬額については、役職名と金額が一つずつきちっとなってますよ。非常勤の司書嘱託員幾ら、学芸員幾ら、市史編纂員幾ら、交通指導員幾ら、全部決まっておるでしょう。この部分だけは経験や年数があるので一律決まらんから上限規定なんですよ。かつて上限規定したことは一度あります。それは図書館長のときですよ。太田校長という方がみえて、退職されて、まだあのときには市の図書館がなくてね、図書館とつくるときに司書の資格を取っていただいて、それで館長やってもらったんです。そのときに太田先生に幾ら払うのかということが問題になりまして、あのときに館長、司書ということで上限を打たれました。それは上限いっぱい払ってもらった、たしか。

だからアバウト方式で上限さえうたっておけば それ以下ならセーフだよという考え方なんだから、 教育部長おっしゃるように59万円であれ、58万円 であれ、丸い数字の60万円と。これなら絶対安全 だと。台風が来ようが、どんなふうになろうが絶 対安全だと。これをうたっておけばいいと、こう いう考え方というのは、これは報酬は条例でうた うということの考え方からいうとね、ちょこっと 横着い考え方ではないかというぐあいに私は指摘 したいわけですよ。上限明示というのは、そうい う問題があるんですよ。

それで人事院勧告等によってこれらの試算の大もとが崩れるようなことがあったら、これは下げるなり上げるなりその段階でやればいい。そういう話ですよ。だから、あまりげたをはいて、高い報酬を組んでおけば、それ以下だからセーフになりますけどもね、差があればずさんだというそしりは免れないと思うんですが、どうですか。今回60万円ですが、もうちょっと今後精査して対応すべきじゃないですか。

### ○教育部長

私どもも先ほど答弁させていただきましたけど も、非常に大きくは、例えば住居手当が、これ持 ち家で7,500円となっておりますけども、賃貸で 行われておりますと1万1,000円プラス1万6,000 円、2万7,000円になるんですけども、非常に大きな差額がきます。それから通勤手当も距離によってかなりきますので、確かに今後につきましては、できるだけ最高のところで知立市が任用していける範囲で住居についてはこれを賃貸をして、その最高額であったとしても、その額を十分精査してそれに近い数字で丸めて出したいと思います。 ○高橋委員

先ほどいただいた知立市少人数学級の実施に向 けてということでシミュレーションがありますね。 平成22年、平成23年、平成25年まであります。こ このところで必要経費、教員1人当たり年間賃金 600万円として15人と。これはもう全部6年生ま でやった場合、9,000万円となっている。この600 万円となっておるんですよ。600万円を頭に採用 しようじゃないかと。600万円を超えるかもしれ ないけども、600万円ぐらいの計算した結果、こ れは645万円になってます、この人のケースの場 合は。だけど600万円ぐらいで押さえようかと。 例えば、まだ若くて教員経験が3年ぐらいしかな いと。ちょっと若いけども抜てきしてやるなら、 この人はそんなにたくさん給料は払わなくてもい いと、相対論ですがね。そうすればもっと安い先 生として経費になると、こういうことでね、ここ で大体600万円をめどにしてみえるなら、600万円 なら600万円を条例の上限と。600万円を12で割る と幾らになるんですか。それでうたうということ だってあるわね。このシミュレーションして最高 の最高、それにまた数万円加えて絶対の安全パイ とあり得ない数字が並ぶわけでしょう、60万円と いうのは。もうちょっと現実的な選択がそこに政 策的な政策が加わって報酬額を決めるということ も大事ではないかと。先ほど出ておるような意見 も含めて、この不況時に厳しいときにいいのかと いうことも加味するならば、600万円程度なんだ と。600万円を超えないように努力しようという なら600万円の12分の1を報酬月額ということで 条例にうたえばいい。そういう政策的な展開もあ っていいんじゃないかというぐあいに思うんです が、どうでしょうか。

### ○教育部長

○石川委員

今回出させていただいたのは、これは私どもの 議会対策用につくったものでありますけれども、 これは私どもの実情の現状としては、この金額ラ インぐらいまでの人にしておくことはベターだな という考え方でつくっております。だから、この 金額はあえて出したくなかったんですけれども、 ただ、これは取扱要綱で定めている限定号級が2 の73となっておりますので、これはやはり県費負 担教員の例によるとしておりますので、その額は 一定の条例上では担保しておかないと、これは整 合性に欠けるんではないかという点であります。 ただ、今後につきましては、おっしゃった点は 十分留意して考えていきたいと思っております。

ただいま条例について、いろいろるるも議論が行われましたので、重複しない点で私ちょっと聞いておきたいなと思うところがあるんですが、少人数学級ということで市単独で行われるということでありますけれども、県の方では平成16年に1年生、平成20年に2年生、平成21年に中1が行われているという形の中で、今大変市単で行うについて苦肉の策であるというような感じで一生懸命条例、要綱等のまとめてみえるわけでありますけれども、県の方の意向というのはどんなものですか。教育長にちょっとお尋ねしたいと思いますが。〇石原教育長

県の方の動きというふうにとらえてもよろしいでしょうか。県の方は、小1、小2、中1と拡大してきてるわけであります。次に小3、あるいは中2への拡大についての話し合いまで聞いておりません。それから、私たちは県あるいは国の方へ要望しているわけでありますけども、そうした話は聞いておりませんし、それでは逆に縮小していくじゃないかということはその話もちらっと校長会の方からは聞いておりますけども、県の方から私どもは聞いておりません。

だから県の方が各市町村で少人数学級を積極的 に進めていけということもありませんし、あまり やるなということもありません。それぞれの市町 村の状況に応じて進めていけばいいのではないかと、そんなふうに思っております。

## ○石川委員

結局、県の方も積極的にも動きもない。そして やってもいい、やらんでもいいというような態度 であるということは、少人数学級に対して、その 原因といいますか、何がそういうふうに県の方は 動きを示さないんですかね。この辺おわかりなら 教えていただきたいと思います。

## ○石原教育長

県の方も今の知事になられたときに中1と拡大 をされたわけであります。県の方も少人数学級に ついては指定はしているものではありません。

ただ、県の方もいろんな予算ということはあまりよいことではないかと思いますけども、そういう予算的なものもありまして、なかなか拡大が進んでいかないと、そんなふうに思っております。

## ○石川委員

もう一つ、国の方は40人学級という形で今ずっとやってますね。現場の方からもいろいろ校長会とかいろんなところから、また我々もそうですが、国費で35人少人数学級をということで議会からも意見書は出しておりますけども、国が40人にこだわるというのはどういう原因ですか。ちょっと見解があればお知らせ願いたいと思います。

## ○石原教育長

本来、日本国内の大きな枠組みというのは国の 方が進めていくべきものであるというふうに考え ておりますけども、県によってかなり進んでいる ところとあまり進んでいないところもあるわけで あります。国がなぜ40人学級に固執しているかと いうことについては十分な認識は持っておりませ

しかし、今までの流れからいうと、45人学級、40人学級ときたので、先の見通しはわからないわけですけども、また戻るということはないわけで、次に35人学級へということではないかというような願いですか、そういうものは期待はしているわけであります。しかし、それがなぜ進んでいかないかということは、私としてはわかりません。

### 〇石川委員

教育というのは、よく言われますけど、やはり国の方針というものが一本通っていなければいけないというところでありまして、その中でまた40人ということですね。そして、また県の方もあまり態度はあいまいであると。1年生、2年生、中1までは35人としたけれども、その後は態度はあいまいであるというようなことはいろんな要素はあるなと。予算的な面、そういう面もあるかなと思われるわけでありますけれども、その中で、なぜ知立市がまだ県下でほんの少ししかやっていないその3年生に踏み込んでいかねばならないか、その理由をもう一度述べていただければと思いますが。

### ○石原教育長

子供たちに対してのきめ細やかな指導をしてくのは私たち教育委員会、あるいは教員、あるいは そういう手厚い指導をしてほしいという親の願い、 そういうものは共通のものがあると思います。

そうした中で、知立市が、なぜ先だってやっていかなければいけないかということでありますけども、これは市長の考えもあるわけでありますけども、やはり私たちは、どこへお金を使うのかということは、事業仕分けではありませんけども、市民の皆様、あるいは議員の皆様に判断していただいて、皆さんがこういう方にいった方がいいということを教育の方へそういうことを認めていただければ進めていきたいと思っております。

なぜこれを知立がやっていかなければいけないかということよりも、なかなか言いにくいことですけども、そういうことが周りと比較はあまりしたくないわけですけども、実は隣の市もやっていく予定であります。つまり少人数学級については理解があったということでありますけども、いろんな事情で今回は見直しということであります。知立は予定どおり進めていくということであります。

### ○石川委員

現場とか我々も少人数学級を否定するものじゃ ありません。したがいまして、国に向けて教育の 充実、あるいは少人数学級をということで意見書 をたびたび出しております。

したがって、別にそれには反対ではないのであ りますけども、今議論の中ででも大変条例をつく って、それがほんとに苦肉の策であるというよう なことまでお聞きしていると、そんなに無理して までやらないかんのかなというところがわいてく るわけでありますけども、市長にお尋ねしたいと 思いますが、先ほどの答弁の中で、お金の流れの 優先順位であるということでありますが、今、議 論を聞いておられると、いろいろと苦肉の策で非 常勤の教員を雇わなくてはならないと。そこまで して今やっぱりやるべきですか。マニフェストと いうのは優先的にやるんだというそれはわからん ことはないんですが、今、国の方でもマニフェス トというのはそのときによって時が流れればまた 変わるし、諸般の事情が変われば変わるというぐ らいのことを言っておるわけでありますから、今 のこれから予算のところに入っていくわけですが、 来年度の予算がどうかというようなときに、さて それが最優先であると位置づけていいものかどう か、ちょっと答弁をお願いします。

### ○林市長

私は、マニフェストは大事だというふうに思っ ております。しかしながら、このマニフェスト至 上主義と申しますか、言い方がちょっといまいち わからないんですけれども、当然ながらいろんな 諸事情でやれなくなる場合も当然あろうかという ふうに思っておりますが、この少人数学級という のは、こうやって選挙時にマニフェストでうたい あげたからこそやれるという側面もあるのかな。 例えば愛知県知事の神田さんもマニフェストでた しか少人数学級を言っておられた。安城の神谷さ んもマニフェストで言っておられた。やはりなか なかつきにくいのかなという。つきにくいという のは、マニフェストで一般の市民に伝えないと、 なかなか議会ではわかってもらえないからマニフ エストでやっていくのかという、これは私の勘な んですけれども。

というのは、私も市会議員だったんですけれど

も、なかなか少人数学級の必要性は感じてたんだ けれども提案ができない。私、一度もまだ提案を してなかった。

というのは、やはり前も申し上げたんですけれ ども、目に見える部分を提案したくなる。私もそ うなんですけれども、例えば子育て支援であれば 保育園を新しくしてほしい。また、グランドをき れいにしてほしい、そういったところに私は目に いきがちだったというところは反省させていただ いております。少人数学級というのは、なかなか わかりにくい。小学校、中学校の中の話でありま して、有権者の方々に訴えにくい部分というか、 とりわけ政治の部分で訴えにくいのかなと。です から一般の市民の方々にきめ細かな教育やる子育 て支援、少人数学級理解してくださいということ でマニフェストで訴えていくということなのかな という、これは私の推測なんですけれども。この 少人数学級は結構いろんなところでマニフェスト でうたわれているのかなというふうに思っており ます。

これについては決して今、石川委員おっしゃら れたように否定するものじゃないわけであります。 きめ細かな教育をやはりできるわけでありまして、 これは否定できない。じゃあどこにタイミングで やっていくか。お金のあるときでいいじゃないか という議論も再三あったんですけれども、お金が あったときにもやれなかった。やはりそうしたと きに今、政治の意思で財政事情とかいろんな諸事 情あるんですけれども、政治の意思で知立市とし てやっていくんだということを今の時期伝えてい くということがきっと知立市民もわかっていただ けると思いますし、これが将来にわたって子供が、 いい知立市だったなということで還元してくる、 これがいい日本をつくろうということできっと還 元してくるというふうに思っております。米百俵 のまさしく精神じゃないかなというふうに思って おります。御理解をいただきたいと思います。

### ○石川委員

おっしゃいましたけども、金の問題ではないということでありますけれども、県の方の意向でも

別にどうこう市の方で勝手にやるんだというんや ったらやれというような感じでありますけども、 私は、ここで何も知立市が率先して出ていって前 へ一歩出る必要は何もないと思います。確かに35 人の学級も結構少人数学級というのは結構ですし、 実態の中では、もう既に30人を割ってるような学 級もあるわけでありますから、さほどそう急いで 知立市だけいくぞというほどの、これは先ほどあ りました財政論じゃないところ、お金とは関係な いということでありますけど、そんなことはない ですよ。結構お金かかるし、また来年もかかって くる。それはそういうこともずっと踏まえて、し っかりと慎重にいかなければいけないことで、今 回、来年度だけ1学級ふえる程度だよと、それで は済まない問題でありますから、ここは優先順位、 優先順位と言いながら、金の問題ではないとは言 い切れないのではないかと思いますが、そこら辺、 もう一度御答弁願います。

### ○林市長

ちょっと言葉が私も意思が尽くせなかったかな 財政の問題じゃないというのはちょっと違うのか な。申しわけありません。財政のことだけでは、 やはり違うのかなというところであります。やは りお金のないときではありますけれども、政治の 意志としてやるべきときかなということでござい ます。やはり私も財政事情というのは常に頭に入 れておるわけでありまして、それは誤解のないよ うにお願いしたいなと思っております。

### ○石川委員

議論はなかなかかみ合わないと思いますけども、 やはりこれから来年度の予算というのが出てまい りますけれども、市民の方は借金してまで少人数 学級をということを借金してまでもというような ことで予算を組んでやってる。その中から少人数 学級を最優先でというような優先順位がトップだ からそれをやりますよ。それが市民の方の理解が 得られると思いますか。選挙のときにマニフェス トでうたわれるのは結構なことでありますけども、 やはりそこは情勢を見るべきではないかなと思い ます。スタートはまだまだあるときにはマニフェ ストは4年間でと言ってみえるじゃないですか。 まだ1年しかたってないのに、すぐやらなくては いけないということはないと思いますが、いま一 度答弁願います。

### ○林市長

マニフェストの中にいろんな項目があります。 とりわけ議会の中でも皆様方にエールを送ってい ただいておりますこの子育て環境ナンバー1、日 本一というこの声であります。この約束でありま すが、市民の方々は、やはりいろいろなこのマニ フェストの中に期待をしているわけでありますが、 この子育て環境をよくしていただきたい、そうし た願いもあるわけであります。そうした中の一つ の大きな柱であるわけであります。これだけでは 当然ながら今回の議会の中でも子育て支援の施策 と言いながらもカットをなかなか予算にはあげれ ないよというようなこともあるわけであります。 そうした中での一つの窓が開いたのかなと。もし この条例案が可決していただけたら市民とのお約 束が一つ窓が開けるのかなというところでありま す。

いずれにしましても、このマニフェスト至上主義、マニフェストの中には当然ながら、これも本議会で申し上げました財政規律をしっかりさせろよというような市民の声もあるわけであります。そうしたこともやはり市民の期待があるわけでありまして、そうしたこともしっかりと踏まえながら子育て支援、よりよい子育て環境をつくる。知立市に行くと、ほんとに子供たちが伸び伸びしている。知立市に住むと教育環境がどこの市よりもいいなと、そんなことを感じていただける、そんな知立市にしていきたいと思っておりますので、御理解お願いいたします。

### ○石川委員

なかなかそれはかみ合いませんけども、それは それで結構なんですけども、やはり子育て日本一 といって子育てというのは教育の一部も子育てで ありますけども、ほかにまだまだいっぱいやらな いかんことがあるじゃないですか。まず少人数学 級をやらないかんと。知立は非常におくれてしま っておるということになれば、お金はともかくやらないかんというところでありますけども、一歩先んじるというのはなかなか理解できません。こういう経済事情の中であって、ほかにまだ保育の面、いろんな面でのお金が必要なところはたくさんあります。教育の現状をよく見ていただければほんとに先ほどからも私、言ってますが、もう現実として35人を割ってる学級がほとんどじゃないですか。そういうところでそれだけのお金を使っていくべきかということはやっぱり慎重に考えてもらうべきだと思います。

これはなかなかかみ合わないかなと思いますので、あと細かいところについては、それぞれの議論がありました。ですから、これ以上はお聞きしたくないんですが、子育て日本一というのと少人数学級、これは一部分ではありますけども、そう大きなテーマじゃないように思いますが、そういうことで、もう一度だけしっかりと聞いておきたいんですが、予算を組まれたときの財政事情によってはこれは取りやめて1年送るという心構えがありますか。それをお答えください。

## ○林市長

この条例案を可決していただいた折には、3月 議会において平成22年度予算を計上させていただ きます。しっかりと今この財政事情厳しいわけで あります。そうした中で、ぜひとも御理解をいた だいて、この少人数学級も市議会の皆様方に御理 解いただいて可決をさせていただきたいと思って おります。

あと、借金でありますが、借金もこの本議会の 方で議題になりました。毎年知立市は地方債を借 りなかったときがないわけであります。借りなか ったときが毎年毎年、借金をさせていただいて財 政調整基金を落として予算を組んでおるわけであ ります

そうした中で、できるだけ毎年毎年そうでありますが、借金はできるだけ少なく、また貯金の落としもできるだけ少なく、そうした思いで今、予算編成中であります。職員一同、知恵を絞ってやらさせていただいておりますので、また御理解を

お願いいたします。

### ○石川委員

いろいろ財政のこともこれからも補正予算等ありますけども、その中で知恵を絞ってという言葉は結構なことをおっしゃるんですが、しっかりと現実を見つめて予算編成も行ってもらいたいと、そのように思って要望しておきます。

以上で終わります。

## ○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

# ○水野委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

## ○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第58号について、挙手により採決します。 議案第58号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

# ○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第58号 知立 市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第59号 愛知県市町村職員退職手当組合を 組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町 村職員退職手当組合規約の変更についての件を議 題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「質疑なし」と呼ぶ者あり)

### ○水野委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

## ○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号について、挙手により採決します。 議案第59号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

### (賛成者挙手)

# ○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第59号 愛知 県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団 体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合 規約の変更についての件は、原案のとおり可決す べきものと決定しました。

議案第61号 平成21年度知立市一般会計補正予 算(第5号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。 ○坂田委員

一点お聞かせいただきたいと思います。

予算書の21ページ、補正予算書ですが、ここに 歳入として県補助金J-ALERT交付金467万円計上されておりますが、これに対して歳出が27ページの11目防災費、防災行政無線設備整備工事費として500万円、このうちの県の支出金が467万円となっております。このJ-ALERTの受信システムについては、今年度の4月1日現在、全国で284の市区町村の自治体で導入されており、そのうち、いわゆる防災行政無線を自動起動して連結している。そうして住民に情報を伝達できるのは全国全体の自治体の11.7%、211市区町村ということであり、知立市はこの211市区町村の中に入るかと思います。

当市では、昨年の予算説明書の中でも4,784万円かけて全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTの整備もあわせて行うということでそういった設備投資をしたわけでございます。そして平成20年度から自動起動装置も作動するようになっておりますが、なぜここで改めてこのように500万円をかけて防災行政無線工事をするのか、その意味するところ、それと、ここの中に33万円は一般財源を使うとなっておりますが、その33万円について、2点についてお聞かせいただきたいと思います。

### ○防災対策室長

JーALERTにつきましては、今、委員おっしゃいましたように、平成19年度に機械を直接、物として国の方から給付を受けまして、平成20年度に同報無線の親機の更新を行ったときに同時に接続しまして、正式には今年度、平成21年の6月本運用ということで6月以降、JーALERTが稼働しておるということでございます。

今現在、全国の地震情報等を受信しておるわけ ですけども、新たに行わなければならないと言い ますのは、先ほど委員おっしゃいましたように、 全国で11.7%の状況だというものの中で、国の方 の方針としまして、今年度全国の市町村にこのJ - ALERTを配備するという方針と聞いており ます。その関係で、システムの一部変更をしなけ ればならないということが生じたということで、 既に設置してある11.7%の市町村につきましては、 この受信装置を取りかえる必要があるということ がきまして、今年度補正予算の中でこの機械受信 装置の取りかえ及び運用してる市町村につきまし ては同報無線の自動起動機、自動的にスイッチを 入れる装置ですけども、これも取りかえる必要が 出てくるということで今回500万円の補正をあげ させていただきました。

国の方から内示としてきておりますのは467万円ということで、取りかえ用の物の値段ですね。 あと、取りかえ工事費等で若干必要になる恐れがあるということで33万円の単独費を計上させていただいております。

以上です。

## ○坂田委員

全国に配備するために受信装置を取りかえるということでございますが、そこの意味するところ、ちょっと私にはわかりませんけども、そしてシステムの変更に伴ってのそういった予算計上ということでございますが、このJ-ALERTというのは、言うまでもなく通信衛星から各市町村の同報無線を利用して緊急情報を瞬時に伝達するシステムであり、緊急情報として配信される情報には、現時点ではここの資料によりますと地震情報が6種類、津波情報が3種類、火山情報が3種類、気

象情報が2種類、有事関連情報が4種類の18種類あると聞いております。これらの中には、当然当市には関係のない火山情報、または津波情報、そういったものも含まれており、その18種類のうち、それぞれの自治体で必要なものだけをこのJ-ALERTから流せばいいという、そういったことを聞いておりますが、先ほど平成21年の本年度6月から本運用ということを説明いただきましたけど、現在知立市では、その今18種類の中のどのような情報を流すのかお聞かせいただきたい。

また、当然その知立市の流す情報の中には緊急 地震速報があると考えますが、その緊急地震速報、 当市においては震度幾つ以上が予測される場合に このJ-ALERTから流すのか、その2点をお 聞かせいただきたいと思います。

# ○防災対策室長

まず私どもの市におけるJ-ALERTの内容でございますけども、今委員おっしゃられましたように、一番身近な問題としましては地震情報ですね。緊急地震速報、これはテレビとかラジオ等でも流されるわけですけども、この部分が衛星通信を介しまして、この受信機で情報を受け、同報無線を起動させて発布をすると。現在、私どもの市の同報無線のJ-ALERTの設定は、知立市内において震度4以上の地震が想定される場合ですね。

せんだって静岡県で地震が起きました。このときには愛知県東部、西部に震度4という速報が流れまして、我々も市役所へ登庁しまして情報収集に走ったんですが、J-ALERTは情報として受信しておりますけど、知立市においては4に達しませんでしたので、実際の発布はしておりません。このような状況の中で、一応知立市内で震度4以上が想定される場合としております。

またそのほかでは、ミサイル情報とかテロだとか、要は対策上時間的な余裕がない情報について、この有事情報としてJ-ALERTから情報が流されるということでございます。

# ○坂田委員

緊急地震速報については、震度4以上が予測さ

れる場合に当市においてはJ-ALERTから流されるということでございますが、ただいま室長からも若干説明がありましたが、ことしの夏の駿河湾沖といいますか、駿河湾で起きた地震のとき、8月11日午前5時少し過ぎたときでございます。

私、早起きですので、この時間にはもうNHK のニュースを見ておりました。それでそこで初め て私、この緊急地震速報というものを自分の目で 見、耳で聞いたわけでございますが、一瞬これは 何のことかなと、何の対処もとることができませ んでした。そのうちに10秒もかからない数秒少し したころに、かなりがたがたと揺れたのを記憶し ております。そういった点では、これからこの緊 急地震速報が流れたときは何らかの自分自身、ま た家族に対してもそういった対処をとらなければ いけないなと思ったわけでございますが、このJ -ALERTですね、先ほど6月からもう本起動 するということでございますが、いきなりこの同 報無線から先ほどありましたが、有事の場合のミ サイルとか航空攻撃、ゲリラ、そういったものの 情報はまず考えられませんが、現状では。ただ、 今言ったようなそういった地震速報の流れること は当然もう近々に予測されるわけでございます。 そういったときに、市民への周知どのように考え ておられるのか。

私いろんな形で今回この質問するに当たり、いろんな各市のこのJ-ALERTに関する情報をインターネットで調べてみました。今ここにも少し持っておりますが、そういった中、かなりの各市においてホームページ上にJ-ALERT、この項目はありまして、その項目を開いていきますと、例えば地震の場合にどういった各市のホームページから流れるかというと、そのときに流すサイレンとか放送内容、そういったものが瞬時に検索できるわけでございますが、知立市の場合、私、ホームページのどこを開いても検索しても、このJ-ALERTという活字自体が見つけることができませんでした。私の見落としかわかりませんが、そこら辺のところですね、当市においてはホームページ上に載っているのか、また広報で市民

に周知を図っているのか。

そしてまた、私は、試験放送を流すことも大変 大事なことかと思っております。ある市において は、市の防災総合訓練の開始時にJ-ALERT を流してそれから防災訓練に取り組みと、そうい った市もあるわけでございますが、そこら辺のと ころ、当市においては試験放送、そしてまた今後 の市民への周知について、J-ALERTの周知 についてお聞かせいただきたいと思います。

## ○防災対策室長

今回J-ALERTを導入して本格運用するに当たりまして、実は、昨年年度末で接続できておったんですが、市民に周知もしないのにいきなり4月1日から本運用するということは、これ難しいということで、6月1日に設定しましたのは広報等の関係でちょっと時間的に取れなかったということがございまして、6月1日の広報におきましてJ-ALERTの説明をさせていただいて、こういう形で流れますよという周知を図って6月1日運用ということにさせていただきました。

それで今、言われたように、ホームページ等の 掲載については現時点で行っておりません。です から他市町村のホームページ等参考にさせていた だいて研究していきたいなということを思ってお りますし、また訓練につきまして国とか県と市町 村においては通信の訓練等々やっておりますけど も、また市民に対しても、どんな形でどんな方法 があるのかを研究してみたいなと思います。

以上です。

## ○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時31分

### ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

### ○坂田委員

このJ-ALERTを流す同報無線ですが、これについてはいろんな市民から聞こえないという 苦情も多く、現に各地区において振興住宅も多く でき、それぞれの町内の形態そのものの変わりつつあるわけでございます。そういった点を踏まえ、我々今年度の予算要望の中で、市内全域に伝達できるよう同報無線の拡充を図られたいと、そういった項目を設けて市長あてに予算要望も出しておりますが、今後この同報無線の拡充について、また充実について、新規設置を含め、どのように今後の同報無線の設置を考えておられるのか、そこら辺のところをお聞かせいただきたいと思います。〇防災対策室長

同報無線につきましては、私ども市内空白区というんですかね、聞こえない地域が多々あるということを承知しておりまして、昨年このJ-ALERTを接続をした際に頭上に聞こえる範囲をえがいてみますと、ちょっと何と空白区が多いことやらということも思っております。また機械が相当老朽化しておりまして、一番古いもので30年経過しております。

そんなようなことから、昨年親機を設置したと同時に、子局の老朽化に伴う更新計画というんですかね、更新目標を立てまして、昨年2局、今年度9月補正で5カ所の更新を補正であげさせていただきまして、来年の分の予定だったんすが、おおむね年3カ所程度の更新を図っていきたいということで、その中に新規で今3地区要望というかお話を聞いておるところがございます。そういう地区を順次1地区ずつ入れまして、おおむね28年から30年経過したのをめどに更新を図っていきたいなというふうに考えております。

市内全域に設置するとなりますと、10カ所以上の箇所数が要るのかなと思っておりますけども、逆にすぐ直下の住民の方からは、朝晩の放送が非常にうるさいという苦情も春と秋のちょうど窓を開けて生活するような時期にはあります。ですから、今までは公共施設の高い位置にということで設置しておりましたが、今後設置していく中では、住宅の外側から住宅の方へ向けるような形で設置とか考えてやっていかないかんのかなというふうに思っておりますので、いずれにしましても、地域の方も御協力というのか、応援をいただくよう

な形で要望のあるところから新規の設置も考えて いきたいなというふうに思っております。

以上です。

# ○坂田委員

昨年2局、また9月補正で5局、これから年間 3カ所そういった新設といいますか、そういった 方向でいっていただけるということでございます。 ぜひそこら辺のところ十分拡充を図っていただき たいと思います。

この今申したJ-ALERTを発信する同報無線については、私の地区は公民館横のひのみやぐらに設置されておりまして、これも恐らく今、室長が言われた、もう30年ぐらいたっておるんじゃないでしょうかね、スピーカーが。非常に高い位置からのこの放送は効率がいいわけでございますが、恐らく地震速報流れる前にあのスピーカーが地震が来たら落ちてしまうんじゃないかなと思っております。それぐらい下から見上げてもですね、非常に古いスピーカーが設置されております。

またそして、この同報無線の子機の設置されているひのみやぐらの一段上のところには、その地区だけに放送を流せれる、そういった機器も併設されておりまして、過日私どもの防災訓練、きょう出た広報の中にもそこにも紹介されておりますが、そのときにも区長が地域住民に参加の呼びかけをするようなそういった放送を流しましたが、私の記憶では、この機器を使ったのは、これまで私、議員になって2回しか目にしておりません。こういったこの限られた地区だけに放送できるこの同報無線といいますかね、そういった機器を市内の何カ所にこれは設置されているのかお聞かせいただきたい。

そしてまた、この機器を使用するにはボックスに管理されておりました。ボックスには当然かぎがついて施錠されております。このかぎは、どこで保管されているのかお聞かせいただきたい。2点について、何カ所かかぎの保管かをお聞かせいただきたいと思います。

## ○防災対策室長

同報無線の子局、市内に22カ所あります。この

子局に個別に放送できるようにマイクがついております。当然同報無線のスピーカーが上に乗っておりますので、その直下でマイクを使ってそのスピーカーから流すというものは、ちょっと私もすべての子局を確認しておりませんが、どこの子局においてもついておるものというふうに思っております。

ただ、これは大事な機械ですので、いたずら等されても困りますので、現在はかぎをかけて、そのかぎにつきましては、私どもの市役所の方で管理しております。

訓練等におきましては、事前に承知しますので、 かぎをお渡しして、あるいは開けさせていただい て使っていただくことが可能です。

以上です。

## ○坂田委員

その機器については、子局は22カ所あるから、 恐らくそれにすべてついているだろうというぐら いのことで確かな情報は室長もつかんでいない。 またこれは必ず確認しておいていただきたい。そ して、かぎは市役所が管理している。

私は、災害が発生した場合、各地区のそれぞれの地区の自主防災会において、例えば何々さんの家が倒壊しましたので手の空いている方はお助けくださいとか、何々さんが行方不明ですので何とか情報をいただきたいと、そういったいわゆる地元でなければその固有名詞を発すればわかるようなそういった状況におかれたときに、私は、この自主防災会の会長、いわゆる区長もかぎの一つ、当然もう市の方は管理すべきと思いますが、地元の区長もこれは管理するべきだと思います。

またそして、ある面では地域で事件が発生した場合、その情報の発信等考えた場合には、当然ながら地域の今言ったような自主防災会の会長、区長が保管するのがいいと考えます。この点に関しての当局の御所見お聞かせいただきたい。

またそして、この機器の存在そのものを知らない地区、現に今、対策室長も知らない状況でございます。市の防災訓練時においてもこういった機器の使用、これは有効に私は使用すべきと考えま

す。そこら辺の点、2点ですね、機器の使用、そ して、かぎの管理、その点についてお聞かせいた だきたいと思います。

### ○防災対策室長

この子局の地元区長等が使用されるということにつきましては、やはり地域全体を包括しとるような形で1カ所に限定することができない。また、何カ所かある中で、ダブっておるような地区もあるわけですね。ですから、そういうお互いにいろんな情報を別々の情報を言い合っておるような形でも困りますし、ちょっとそういうような問題と、いざほんとの災害が起こったときには本部の方から情報を送っておりますので、その辺との兼ね合いがあって、ちょっと自由にといっては何ですが、使うというのはいかがなものかというふうに思っております。

ただ、訓練におきましては、それぞれの地区で 使いたいというものであるならば問題ないのかな というふうには考えております。

以上です。

### ○坂田委員

私、当然今この質問するに当たり、かぎの管理 はこれから地区の防災会長にもひとつお任せする という、そういったお答えがいただけると思って おりましたが、今の室長の答弁では、その地域全 体に行き渡るとは限らないとか、またダブってし まうというようなこともお聞きしました。

確かに、例えば私の地区を考えてみますと、あのひのみやぐらのは私の牛田町だけでございまして、牛田町は南北に長く、例えばコネハサマの方はあの防災無線から聞こえません。また、高根地区にも聞こえません。そういった状況あることは重々承知しておりますけども、せめて牛田のあの地区だけでも流せれば、これは災害時において大いにこの機器の威力を発揮すると思いますので、ぜひこの点に関しましては、前向きにいま一度考えていただいと思います。これは要望をしておきます。

それで、先ほど申したように、私の地区、J-ALERTを発信する同報無線は、ひのみやぐら

に設置されており、このひのみやぐらの管理者は 私は市であると思っておりますが、先ほど申した ように、かなりひのみやぐら自身も老朽化が進ん でおりまして、一体これが何年ごろ建設されたの か、私、今回この地元の長老に尋ねてみましたが、 複数の方に聞いても建設年度は確かに知っている 方はおみえでありませんでした。

また、いろんなそういった方の御意見をお聞き すると、恐らく昭和二十二、三年、戦後間もなく のころに設立されたであろうとそこら辺は推測さ れるわけでございます。

私がここで言わんとすることは、このひのみや ぐらの横には消防団の2分団がございます。2分 団の詰所があります。火災時や訓練時に詰所の前 でホースを洗って、その洗ったホースを約高さ10 メートルぐらい、10メートルまでないですが、そ このところにひのみやぐらからベランダ風に出た ところがありまして、そこに団員が立って滑車で 引き上げて、そのぬれたホースを引っかけるわけ ですね。火災の規模によっては10本から15本、こ れは1本が2人で持ち上げるのがやっとというこ とで、大体10本か15本となると重量も想像できる わけでございまして、私も過日ひのみへ上がって みました。上がってみると、下から見上げる以上 に相当な腐食が進んでおります。ホースの重みで 私はひのみやぐらが倒壊することはまずないと考 えますが、ただ、団員が先ほど説明したように、 立つ場所、これはボルトで4カ所とめてあって、 下からちょっと簡単な支えがあるだけでございま して、相当腐食が進んでおります。またそして、 囲ってあるベランダの部分も非常に危険な状況に あります。万が一の場合は、当然ながら団員の死 亡事故につながるおそれが大いにあると考えてお ります。

総務部長、30年ぐらい前ですか、三十数年になりますかね、わかっておると思います。市長におかれても20年ぐらい前かな、そういった場所に立たれたことがあると思いますが、今、私が申した死亡事故につながるようなおそれがある市の管理施設での消防団員の作業に対して、担当部長、御

所見をお聞かせいただきたいと思います。

### ○総務部長

私もひのみやぐらは十分に承知しておりますし、 今現在、腐食の程度につきましても写真等で見さ せていただいております。

これにつきましても現地を細かく見ておりませんが、腐食の程度は理解しておりますので、今後随時、各分団にも同じようなひのみやぐらではない鉄塔が立っておるわけですが、これらも含めて随時塗装の復旧を考えていきたいなと、こう思っております。

以上です。

### ○坂田委員

今、部長からも答弁いただきましたように、このひのみにつるすというのは2分団だけでございまして、あとの3戸分団はそのホースを乾燥させる単独の施設を持っております。当然2分団も一つだけ残されているわけでございますので、そういった施設をこれは早急に私は設置すべきと考えております。

林市長は、絶えず安心・安全な地域社会の構築というものをいろんな席で訴えられておりますが、安心・安全を守る消防団員に対し、先ほど申したような命の危険にかかわるような状況における作業について、私は早急にですね、今、総務部長からは前向きな答弁をいただきましたが、改善すべきと考えておりまして、この問題に関しましては、私は予算が云々という次元の問題ではないと考えております。市の施設の管理責任者である林市長に、今、私がるる申した点に関して御所見をお聞かせいただきたいと思います。

## ○林市長

今、坂田委員が御指摘いただきました2分団の ひのみやぐら、万が一消防団員に事故等があると 大変なことになります。一度総務部長の方も認識 しておるようでありますので、早急に一回点検を させていただいて、しかるべき対応をしていくべ きだというふうに考えております。

### ○坂田委員

早急に改善していただくことを強く要望いたし

まして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

## ○嶋﨑委員

一、二点お願いいたします。

まず最初に、29ページの滞納支援システム改修 委託料189万円について、どのような内容のもの かをお聞かせいただきたいと思います。

### ○税務課長

これにつきましては、市民税、それから国保ですね、これが特別徴収という形で年金特徴といわれるものですけど、年金から特別に徴収されるような形が新たに発生しました。

そのデータを滞納支援システムの方へリンクさせるための作業ということで、その作業の委託料ということで片方、国保分が90万円、市民税分が90万円ということでございます。

# ○嶋﨑委員

それじゃあ滞納というシステムの改修ということで今お話を聞きました。今現状、滞納金というのはどのぐらいあるんですか。

## ○税務課長

平成20年度決算ですと、平成21年の11月12日現在で調停ベース、市民税でございますと5億8,900万円、約5億9,000万円ぐらいになります。

これが一般的な市税、それから国保の方が別に なっておりまして、こちらの方が7億円ほどです。 これが今現在の調定額ということでございます。

### ○嶋﨑委員

その滞納金をシステムを改修することによって 効率が上がるものなのでしょうか、全く意味のな いものなのでしょうか、お聞かせください。

## ○税務課長

これは年金特徴ということで新しく始まった制度でございます。今まで年金からは所得税ですね、こちらの方の天引きはされておったわけですけど、ことしから市民税も年金の方から特別徴収するということでなっております。

去年から国保の方は実際もう始まっておるわけ ですけど、こちらの方のデータが初めて始まった 事業ということで、滞納支援システムの方へリンクしてないものですから、滞納整理をしていく担当のものがもともとの課税の方の資料を見ないと、それがおさまっておるかどうか確認ができないということでこちらの方を整備させていただいて、徴収担当の方ですぐに状況がわかるようにさせていただきたいということで提案させていただいております。

## ○嶋﨑委員

毎年毎年、滞納金に対して処分される償却部分 がございますね。それは大体幾らぐらいあるんで しょうか。今年度でいいです。

### ○税務課長

平成20年度決算で申しますと、市民税で言いますと滞納繰越分が決算額で8,200万円ほどです。 固定資産税でいきますと6,800万円、軽自動車で140万円、都市計画税で1,400万円ほどになります。

### ○嶋﨑委員

償却される金額はかなりの額なんですよね。今 お聞きして、そのあともう少しお聞きしたいのは、 滞納金に対する利子率がありますよね。これは幾 らぐらいでしょうか。何%でしょうか。

### ○税務課長

滞納につきましては14.6%。

## ○嶋﨑委員

14.6%、非常に高率な利子ですよね。それがあるがゆえに滞納金が処理されていかないということはないでしょうか。また償却されるところまでもっていかれるその滞納金についての理由は何だろうかということをお聞きしたいと思います。

### ○税務課長

滞納金が非常に高率になっておるということで ございますけど、これは罰則分が含まれてるとい うことで法律でも決められている中、これを下げ るというわけにはまいらないということでござい ます。

今、滞納の理由ということで言われたわけでご ざいますけど、現在今年度につきましては、非常 に税額の少ない方ですね、そちらの方の方の滞納 が少し通年よりふえておるということで滞納の全 体件数は非常に伸びた状態になっております。

あとは特に高額なものにつきましては、国税が 調査等に入りましたあとの市民税の方へ所得税が 先に課税して、あと市県民税回ってまいるもので すからお金がなくて払えないというような方が結 構みえるものですから、高額の発生はそういうよ うな国税があとに入ったというような方につきま しては、かなり高額な滞納になっておる方もみえ ます

現在におきましては、先ほども申しましたように、小額の方の対応が細かい金額ですけど、まとまればかなりの金額になるわけですけど、そちらの方がかなりふえておるというような状況だと思います。

### ○嶋﨑委員

この利子率は法で決まってるんでしょうか、条 例で決まってるんでしょうか。

## ○税務課長

これは法律で決まっております。

## ○嶋﨑委員

この法律で決まってる部分を条例で訂正することはできないでしょうか。

### ○税務課長

これにつきまして、国税徴収法等でしっかりうたわれてる金額で、また地方税法の方もそれ引用しております。法律でうたってるものですから、これを市で安く設定するということはできないということでございます。

### ○嶋﨑委員

税については、かなりのいろんな抜け道がある と思うんです。この利子率についても法で決まっ てるという感覚で頭から決めないで何らかの形で それが可能なことができないかということを一回 模索していただきたいなと思います。

といいますのは、今お話聞いている中で、滞納してる人は所得の少ない人、払いたくても払えないんだよという人、または悪意の人と二通りあると思うんです。払わなくて逃げ切っちゃおうという方と二つあると思うんです。でもやはり善意の方を救っていくためには、この税率が下がること

によって収納していただける。そうすれば市は潤えると思うんです。そういう意味で一度、私は税については、どこか抜け道があると思いますので、法で決まってるというだけじゃなしに一回検討していただきたいと思います。

## ○税務課長

特に状況を調査した上でございますけど、払える能力が一時的にはっきり言ってないということであれば執行停止というような取り扱いをすれば、その間は半額になるとか猶予というような形、納税猶予ですね、これもいろいろな条件によっては変わるわけですけど、納税猶予の期間については延滞金が半分になるというような措置もございます。

### ○嶋﨑委員

ぜひ検討していただいて、払いたくても払えないという人を救ってあげていただきたいと思うし、また市の財政も豊かになるようにしていただきたいと思います。

次に、49ページでしたかね、全く単純な質問、 疑問ですけども、教育費の小学校費の中の学校管理費の中で909万3,000円あるわけです。これ小学校で七つあるからその集計だろうと思うんです。 また、中学校の方でもやはり学校管理費で33万円の減額があるわけです。この33万円の減額と小学校での909万3,000円の減額、非常に差があるわけです。中学校はなぜこの減額について、期末手当だけが減額されてるわけですけども、やはりほかにあるはずなんだけども、ここを忘れてみえるのか、それとも実際にないのか御披瀝ください。

### ○秘書課長

小学校費及び中学校費の学校管理費職員給与費の部分でありますけども、期末手当等、今回11月30日に可決していただきました。それらに関する減額とかの部分が大半であります。以上が人件費の部分ということで。

### ○嶋﨑委員

僕お聞きしたいのはね、中学校と小学校でこれ だけ違うのかなと。中学校は3校、小学校7校で すよね。そこにみえる職員の数も3校と7校とい う感覚で見ていいと思うんです。いいと思うんで すけども、なぜ片一方は期末手当だけ、片一方は 一般職給与から減額、地域手当、期末手当、勤勉 手当、退職手当すべてが減額されている。共済組 合短期負担金、共済組合長期負担金等も全部ひっ くるめて小学校は出てるんです。ところが中学校 は、そういうものは出てないんですね。なぜ出て ないかということをお聞きしてるんです。

### ○秘書課長

中学校費の方が少ないということでありますけ ども、当初予算に計上したものと、それ以後決算 見込みまで含めてトータルで計算したところ、当 初の予算の金額で賄えるということで中学校費が 少なくなっているということであります。

## ○久田委員

ちょこっと教えてください。

財政調整基金が今回補正されておるわけでございますけども、当市におきましては、去年でしたかね、臨時財政対策債を借りる予定をやめたと。 今年度、平成21年度は幾らぐらいを予定しておるわけでしょうか。

## ○総務課長

臨時財政対策債につきましては、今年度7億円を予算計上させていただきました。今年度税収が上がらなくて、7億円総額を運用資金のために借りていくという予定で今、検討しております。

### ○久田委員

そうすると、ことしも借りる、来年も借りる、 再来年も借りるということで、この予算は単年度 主義ですから関係ないといえば関係ないわけでご ざいますけれども、そこら辺でボディブローとい うかね、ボディブローが市民サービスの低下につ ながってこないかなという心配のほどはいかがな ものでしょう。

### ○総務課長

委員のおっしゃるとおり、実は、まだ来年度の 当初予算につきましては現在査定中でございまし て、歳入歳出ともまだ確定した金額が出ておりま せんが、今年度7億円にさらにもう少し上乗せし て臨時財政対策債を検討しております。 今後も今の税収の伸びから考えますと、非常に 厳しい期間と言いますか、続くというふうに予想 されます。公債費負担比率もいろんなところで御 指摘いただいておりますけど、今後少しずつまた 上がっていくという傾向にはなりつつございます が、これは私の方の個人的な意見も含めての話に なりますが、今後、経済財政がもとに戻りつつ、 少しずつ上がっていけば、これまでお借りしとっ たものの繰上償還等も含めて検討していけば多少 なりともそういった公債費負担比率等も抑えるこ とが可能ではないかなというふうに思います。

## ○久田委員

以上です。

そうすると、この臨時財政対策債ですね、これ借りねばならんと予算が組めんわけですよね、平成22年度という理解でよろしいですか。

### ○総務課長

委員のおっしゃるとおり、今のところは臨時財 政対策債を予算執行しないとちょっと厳しいとこ ろがあるのではないかなというふうに考えており ます。

以上です。

### ○久田委員

わかりました。

最終財調は平成21年度末で幾らぐらいを予定しておるかと、もう一点、縁故債というのがありますよね。高橋委員もよく言われるんだけども、縁故債の関係なんかはどうですか。利率を下げるというような。政府系のものは下げないけれども、縁故債においては利率が下げられるということでね、そこら辺の創意工夫というかね、努力をやったら多少ともいいんじゃないかと。

先ほど課長おっしゃられましたけども、ことしの所得が来年の市県民税にはね返ってくるわけですから、来年の市県民税なんていうのはさんざんたるものだと思うんですよね。ワークシェアだとか、5日間仕事行っておったのが4日でいいよとか。そうすると税収が上がってくる見込みが全くないんですよね。そこら辺どのように考えてみえます。景気がようなったら一括償還してもいいよ

というようなお話も出たわけですけども、そこら辺はいかがなものでしょう。

### ○総務課長

まず、財政調整基金でございます。一応今のところ、今回補正予算でおきましては約12億円という形で計上させていただいておりますが、年度末の残が約15億円ぐらいまで残ができるのではないかなという予想をしております。

続いて縁故債につきましては、利率の件でございますが、現在そういった意味で、入札と言いますか、少しでも安いところでというようなことを考えております。

それから今後の財政状況でございますが、税務 課の方からも今後の税収の見込み等の資料を私ど もの方も参考にいただいておりますが、非常に厳 しいという予想が立っております。

ただし、このままずっと下がりっぱなしではないのかなと。これも予想に過ぎないことでございますが、長期にわたっての財政計画、非常に今つかむことが厳しく難しく考えております。今後も引き続きずっと下がりっぱなしではなくて、ここ平成23年までは厳しいのかな、平成24年ぐらいから少しずつ上がっていかないかなというふうには考えております。

ただ、ほんとに長期の財政計画非常に今、計画 するのが厳しい段階でございますので、国の方の 動きも管理しつつ、できるだけ正確なと言います か、財政計画をできるだけ早い時期に立てていか なければならないのかなというふうには考えてお ります。

以上です。

## ○久田委員

先ほども35人学級をやるということでね、こういうようなことも市民サービスの低下にならんように、そこら辺を財政計画をしっかり立ててやっていただきたいと。そこら辺の決意をどういうふうに思っておるかをお聞かせして質問を閉じます。○総務課長

財政担当といたしましては、市の方でお決めい ただきますというか、決まりました事業につきま しては、それが実現すべく作業の方をいろんなところから試行錯誤しながら各種事業を進めていくという気持ちは変わりございません。どういったところにしわ寄せがくるのかというのも私どもの方ではいささかわからないところもございますが、現在の予算査定においても実施計画で既に採択いただいたものも含めまして、再度各課に見直しを図るように、また査定の中でも1年先送り事業費の削減ということまで要求、要望をさせていただきまして、もうしばらくいたしますと、この部課長査定が終わりまして、今後また市長査定というふうに入ってくるわけでございますが、市長査定へ入る前までにはいろんな各種事業の見直しを慎重にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

## ○高橋委員

今度の補正予算は2億5,500万円程度の減額補 正ということでありまして、その中心は職員の給 料並びに各種手当の減額と、こういう非常に職員 にとっては厳しい内容であります。

その関連条例は既に本会議で議決されたとおり であります。また、その折に我が党の基本的な態 度も表明をさせていただきました。

53ページに給与明細の総括表がございますが、 これをごらんになってください。一般職の総括で 給料が6,099万1,000円減額であります。また職員 手当等が5,422万1,000円減額であります。合計1 億1,521万2,000円、こういう減額になっておりま すので、歳出予算減額の約半分は職員の給料と手 当、期末勤勉手当も含む手当の減額がこの補正予 算の中心です。

したがって、私どもはこの種の補正予算には賛成しかねます。あらかじめ申し上げておきたいと思います。

それで、この本会議でも申し上げたんですが、 今後、際限のない職員給の減額が想定されます。 デフレスパイラルで経済の失速が心配されますが、 職員給の引き下げは、さらにデフレスパイラルの 速度と深さを加速するということで心配をされま す。

また、働いてみえる職員の皆さんも公務であり、 税金から給料をいただいておられるので、そこに はおのずとみずからの立っておる立場に対する認 識が前提になりますが、それにしても職員の給料 は生活給でありますから嘆きの声が聞こえて当然 であります。

私、本会議でも申し上げたんですが、来年度は 地域手当という課題、先ほどちょっと職員給の先 生の話のときにありましたが、地域手当というよ うな話になるのではないかと思うんですが、来年 度の見通し、職員の給与等についてどういう御所 見をお持ちなのか御披露ください。

### ○秘書課長

来年度の今言われました職員の地域手当の関係ですけども、現在、職員組合とその辺のことにつきまして、来年度の4月に向けて知立市の指定でいきますと3%ということになっております。現状は10%。そこに大きな格差があるわけですけども、県の方からもいろんな指導いただいております。

あと、この地域の状況もあります。各市まちまちであります。そんな中で、4月に向けて一応減額したいという意向で今後交渉していきましょうということで組合と話し合っております。

以上でございます。

### ○高橋委員

減額しようという方向で組合と協議をしていきたいと、こういうことですが、いずれにしましても、公務員の人件費が高いという話で、名古屋の市長まで片棒かついじゃって、おれは800万円でいいんだと。大体給与が高すぎるんだというレベルの話で、公務員、地方議員なべて高給取りと、この一方的な攻撃が加えられ、皆さんも大変そういう中でつらい思いもされていると思います。

確かに名古屋市の年間2,400万円というのはいかがなものかというのも私の率直な思いですが、皆さん方の給料、平均すると秘書課長、幾らぐらいになるんですか。皆さん方の職員の給料。私たち議員が650万円、年収ね。総収入が650万円から

60、70ぐらいだと思うんですが、知立市の職員、 総収入はどのぐらいですか。

# ○秘書課長

1人当たりでありますけども、この12月16日号 の広報において、人事行政の運営の公表というこ とで平成20年度の状況で報告させていただきます。

職員給与費の状況としては、1人当たり627万5,000円ということであります。直近で言いますと以上であります。

## ○高橋委員

627万5,000円、これを高いと見るか低いと見るかはそれぞれだというぐあいに思いますが、最近の貧困率なども含め考えますと、一方的に市に職員の給料を下げれば格差が下がっていくと。格差が縮小していくという立場からの論理の展開については、私はいかがなものかなというふうに考えております。

そこで具体的にお尋ねしたいことがございますが、職員手当の内訳について、同ページに明細が述べられております。お伺いしたいのは、退職手当組合負担金が1,698万7,000円増額になっております。これは私が推測するところ、給料が減るわけですから退職手当組合の負担金も当然減るんですが、希望退職の方への退職加算だというふうに理解いたしますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

### ○秘書課長

増額分につきましては、委員のおっしゃるとおりであります。

## ○高橋委員

予算書で申しますと、退職手当負担金で31ページの社会福祉総務費の退職手当負担金810万4,000円、35ページ保育園費の負担金606万円、39ページ清掃総務費の529万9,000円がそれぞれ増額していますが、何人の方が希望退職されるんでしょうか。

### ○秘書課長

現在まで希望退職の方は5名の方が該当しております。

以上であります。

### ○高橋委員

そうしますと、申し上げた31ページ、35ページ、39ページの三つの科目の部分で5名と、こういうことですか。

## ○秘書課長

申しわけありません。費目でいいますと、3-2-1の児童の部分と3-2-1の保育園費と4-2-1の清掃費でございます。3-1-1の福祉の総務費と4-2-1の清掃費の方も該当しております。

## ○高橋委員

私は最初紹介したがね。あなた科目で款項目節でおっしゃるけども、5名の方が希望退職なんだと。それは31ページの社会福祉総務費810万円、35ページの保育園費606万円、清掃費39ページの529万9,000円の三つの科目の中で5名の方が退職されるんですかというふうに聞いておるんです。それぞれの科目で何名退職されるんですかということを聞かせていただきたいんです。

## ○企画部長

まず31ページの社会福祉総務費でありますが、 ここで2名、それから保育園費で2名、衛生費で 1名と、そういう状況でございます。

# ○高橋委員

私、今聞いてあれですが、例えば39ページのわかりやすい1人のところからちょっと聞きますが、清掃総務費でお一人だと、希望退職は。退職手当負担金の増額補正が529万9,000円だと。全体には減額されるんですよ。希望退職者の分を追加で払ってあげてはね返すわけですから、例えばこの39ページの方ですと、どれだけ退職手当組合の負担金がふえるんですか。529万9,000円をさらに上回るということになりますかということですね。

500万円というのはちょっと私には大きいなと 思って聞くんですよ。そうすると、本人は幾ら加 算されるんですか。これは1人の人が特定になっ ちゃうかもしれんけども、それは一般論で結構で すが、勧奨退職だとどれぐらい加算されるんです か。

### ○企画部長

今の4款のところで申しますと、退職手当組合の負担金として529万9,000円計上させていただいておりますが、そこよりも少し上へ上がっていただいたところで給料ですが、55万円増額をさせていただいております。退職手当組合の負担金というのは給料に基づいて一定の率を掛けるということがございますので、はっきりと今申し上げられませんが、手持ちの資料を今ありませんので申し上げられませんが、そんな関係があるということでございます。ちょっとお時間をいただいて計算させていただきたいと思います。

## ○高橋委員

清掃費だけは、たまたま人件費の割り当てた等級が違っておったのかしりませんがね、当初予算と。精査したら、もっと高い給料の職員がここにおったということで補正されておるんですよ。給与全体が下がってもね。だからそこの給料が上がっとるから退職手当組合負担金が上がるのは当然と。これは希望退職者がおられなくても上がるということですよね。

だから特定していただかなくても結構ですので、例えば満年退職の方、それ以前に希望退職、4月頭までに述べられれば希望退職ということになりますよね。その場合の希望退職の割増率というのは一体どの程度であるのか。そして、その負担金が幾らになるのか。市から払う分ね、そこら辺について明らかにしてください。ちょっとやっておいてください。もう一つ質問します。

それで今年度の退職者というのは何名になりますか。満年退職を含め、あるいは希望退職、場合によっては自己都合で年度の途中でやめたいという方については希望退職になりませんね。あわせて何人おやめになるんですか。

### ○秘書課長

現在までのところということで御理解いただき たいと思うんですけども、退職は19名でございま す。

### ○高橋委員

来年度採用は、どういう御予定でしょうか。

### ○秘書課長

合計で26名でございます。

### ○高橋委員

19名退職で26名増員と。増員の部署といいます かね、どういうようなところに。部署まで決まっ てないかもしれませんが、どういうところに何名 ぐらい補強したいと。

本会議では生活保護係に2名ね、ケースワーカー現在3名のものを5名にしてプラス2ということは表明されております。そういうレベルの話で結構ですから、どこにどの程度の厚みのスタッフをつけられるのか明らかにしていただきたい。

### ○秘書課長

先ほどの採用26名のうち、4名が任期付保育士が含まれております。そして事務職員でいきますと3名の増となります。これにつきましては、生活保護事務関係で2名、あと、昨年途中で退職した方の欠員部分が1名、技術職1名、保育士が1名、これはまだはっきりはしておりませんけども、以上でございます。

## ○高橋委員

19人の職員が退職するんだと。それで26人採用すると。そのうち4人は任期付ですから、これは育児休業の間だけのリリーフですから、これはちょっと外さないかんですよ。新しい職員には間違いないけど流れではないから外すと。19人退職して22人ふやすということですか。3人ふえると、結局ね。その純増のところはどこですか。生保で2人というのは純増ですね。あとは。

### ○秘書課長

行 I 職、行 II 職合わせた人数でありますので、 退職者の中には行政職 II の職員が2名入っており ますので、この方たちは再任用職員とかそういう 扱いになりますので、この職員数としてはそこが マイナスされますので、人数としてカウントされ ませんので差し引きの3名増という格好になりま す。

### ○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後4時30分

# 再開 午後4時39分

# ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

## ○秘書課長

申しわけありません。先ほどの退職者数と採用 者数ですね、この辺の差につきまして、再度御説 明させていただきます。

先ほど19名の全部で退職者、採用予定者26名、 そのうち4名の方が任期付保育士であります。19 名の退職者のうち2名が行政職Ⅱの職員でありま す。その方たちについては、正規職員は補充しな いという方針であります。

そして行政職Iの職員は、退職17名のうち採用 予定が22名で差し引き5名の増ということになり ます。その内訳としましては、先ほど申し上げま したけども、事務職員で3名、技術職で1名、保 育職で1名の5名であります。

それから退職手当負担金につきましてですけども、先ほど清掃費のところで退職手当組合負担金の529万9,000円、これがほぼ該当者の方でありますけども、普通退職と勧奨退職につきまして、例えばですけども、勤続37年の課長5年在職の場合ですと支給率が49.9月、勧奨退職の場合は支給率が59.28月、その差が9.38月あります。それに伴いまして、退職手当額につきましても、この方の例でいきますと524万9,000円ほど差額が出るという格好になります。

以上でございます。

### ○高橋委員

退職希望の場合の内容はわかりました。530万円ほど人によりますが増額になると。その全額を今回補正で追加すると、差額分の全額。9.38カ月を補正すると。三つの科目5人について、そういう理解でいいですね。ちょっとお答えください。

それから実質上5人の増員で事務職3人、2人は生保と。あとはどこへお一人つけるんですか。 技術職というのはどこへつけるんですか。

### ○秘書課長

先ほどのこの9.38月の内訳というんですか、この例示を後でお示しすればよろしいですか。それ

では、後で例示を示させていただきます。

それと先ほど言いました技術職につきましては、 まだ内部で調整ができておりませんので、今しば らくお答えすることができませんので御理解いた だきたいと思います。

## ○高橋委員

9.38カ月希望退職の方が退職金の月数がふえると、支給額がふえると。それはわかりました。

したがって、その9.38カ月分を負担金でふやさんといけないわけですね。今回の補正は、その職責によって金額が変わりますが、社会福祉総務費の2名、保育園費の2名、清掃総務費の1名について9.38カ月分に相当する額を補正するんだと、こういう考え方でいいのかということを伺っておりますので、改めてお答えください。

それでね、先ほどお示しした53ページの一般職の給与の総括表を見てもらうとわかりますように、給料の単価が下がっていますが、時間外手当が2,439万円と増額になっていると。それから今度の補正予算でも秘書人事管理課に該当するんでしょうが、27ページの臨時職員賃金、全体には下がるわけですが、ここでは732万9,000円の増額、こういう一連の職員に関する補正予算等があるんですね。つまり、この人件費の抑制はわかりますが、そのことによって臨時職員がふえ、そして時間外賃金が単価が下がる中で、なお増額補正と、こういうことになっているわけですね。

そこで私、お尋ねしたいのは、今回26名、任期付をちょっと除きまして、22名の新規採用と。そして19名の退職と。だからやめられた方の人件費総額対新たに採用する若い衆の人件費総額でいえば、人数は若干新規採用の方が多いんですが、総体的にはどちらがどの程度になるのか。

つまり退職と採用という二つの行為によって、この本体の動かない部分がコンスタントだと。一律コンスタントだとすれば、退職者の総給料と採用者の総給料は人数は今御紹介いただいたとおりですが、どういうふうになるんですか。減額になるんじゃないですか、人件費は。

### ○秘書課長

先ほどの退職の申し出による退職者5人ということで今回退職手当負担金が計上されているということであります。それとあと、今言われました退職者と新規採用された方、人数においては5名ふえるわけですけども、全体では3名ふえるわけですけども、当然定年退職者及びある一定年齢の方の退職でありますので、当然採用される方は若い方ですので、その辺の給料分の差が出ます。ですから合計でいきますと、当然支出は少なくなるというふうに考えております。

### ○高橋委員

今出ればお答えいただきたいんですが、出なければ後ほどでいいですが、19名の退職者の年間総給与、新規に採用する22名の方の年間総給与わかりましたらお示しいただきたい。今わからなかったら後ほどペーパーいただければいいんです。

来年度については、人事院勧告がどういう勧告されるか8月にならないとわかりませんが、地域手当の減額その他を今から組合と協議する。つまり退職もしないし、新規に採用もしない残りの圧倒的な方々400人の中心的な方々は、そのまま市の職員として残るわけですが、もちろん定昇というのはあるでしょうが、全体としてこの本体部分の人件費というのは大体どんなふうになるような見込みを立てておられますか。

## ○秘書課長

それでは新規採用される方の年間の総額と退職 される方の年間総額につきましては、後ほど報告 させていただきたいと思います。

それと来年度以降の全体の人件費の総額でありますけども、今の現状の条件でいきますと、その部分の差がそのまま減額になるわけですけども、 それとあとは昇給部分が当然アップされてくるというふうに見ております。

### ○企画部長

まず今回の補正で出ささせていただいておる分でございますが、一般会計の先ほどの53ページの給与費明細書を見ていただきますと、この53ページの一番上の表でございます。総括表といいますか、一番上の表ですが、ここで給料と職員手当合

わせまして1億1,500万円余と、これが減額になるわけでございますが、ことしの平成21年度の当初予算は前年度退職をされた方が実際にはおみえになるわけですが、その方たちの給料で一応計算をしております。ことし採用された方が4月から入ってみえますので、実際には予算上は去年退職された方の分で当初予算見積もりましたけども、今回新規採用の分できちっと計算をし直しておりますので、この差額が約8,500万円ございます。先ほどの1億1,500万円のうちの8,500万円が新旧の差だということでございます。

# ○高橋委員

ベースダウンがあったんでね、その分はちょっと加算せないけません。それを除くと退職者と新規採用者との関係で、そして本体部分が見えて、全体で8,500万円ほど年度でいくと人件費は減っていると、そういうことを説明されたんですか、入りと出だけの差が8,500万円ということですか。〇介画部長

今回補正予算で出させていただいておりますのは、先ほど言いましたように、全体では1億1,500万円減額をさせていただいておりますが、退職と新規採用に伴う分がそのうちの8,500万円余あるということでございます。

## ○高橋委員

退職と新規採用によって8,500万円人件費が減額したということをおっしゃりたいわけですよね。1億1,500万円ですから、実際の減額は。ここには減収分がありますよ。人勧による1カ月5百何円っていうやつ。それからボーナスの減。これも今度新規に入りました、ここに。それと本体部分の1年間の増減があると、そういう意味でしょう。だから、この1億1,500万円から今度の条例可決した給料の0.2%とボーナス分をここの1億1,000万円から引くと純ナマの数字が出ますよね。

### ○企画部長

それ幾らなの。

大変失礼いたしました。私ちょっと今、間違っておりました。先ほど8,500万円というふうに申し上げたんですが、これは一般会計だけではなく

て、水道を除く特別会計まで含まれておりますの で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思いま す。

それで大変申しわけございませんが、この一般 会計だけというとなかなかちょっと数字が出てお りませんので、特別会計まで含めたということで 御理解をいただきたいと思いますが、先ほど言い ました退職者と新採の差が約8,500万円、それと 急な退職に伴う不要額と申しますか、要らなくな ってきた分が約1,400万円、それと今回増額をさ せていただいておりますが、時間外等の手当の増 額、これが特別会計まで含めまして約2,600万円、 それと産休、育休の方がおみえになりますので、 育休の人たちには給与が支給がされませんので、 これで浮いてくる部分が3,500万円、それと退職 手当組合の負担金、これは先ほどの増額の部分で ございますが、これが2,200万円、人事院勧告に 伴う増減といたしまして約5,700万円、その他の 増減でプラス1,700万円、こんなところでござい まして、トータルで水道以外のすべての会計で1 億2,200万円の減額をさせていただくという内容 になっております。

### ○高橋委員

ちょっと私のレベルの低い頭では直ちにそれに 対してどうだとこう言えないんですが、要するに、 人件費は減額になってくると。新規の入れかえ、 退職者と新卒者のコストの差が最近の人勧による 事実上の給料の減、時間外手当だとかいろいろ増 額要素はあるけれども全体的には減額になってき ておると、こういう御説明だったと思うんです。

事実ね、知立市の人件費を私、決算ベースでずっとおってきますと、横ばいもしくは減額傾向なんですよ、最近ね。それはおたくたちの人をふやせないというね、正規職員をふやせないということもあるかもしれませんが、先ほど言ったような給料の削減等でなかなかしっかり払っていただけないと、あるいは新旧団塊の世代を含めた大幅な退職者ということで、平成20年度の決算は30億円ですか、30億8,778万円、平成19年度が30億1,300万円、平成18年度が31億7,700万円ということで、

横ばいもしくは減少傾向と、こうなっとるわけです。ここはしっかりやっぱり踏まえていただいて人事政策というのを考えてもらわなきゃいかん。ひとえに切るだけでいいわけではない。市民サービスの足らないところには積極的とはいいませんが、必要な手だてを打って人を配置してね、市民サービスを低下させないようにするということは大事です。その象徴として生保の2名増員が今回ね、私ども機会あるごとに何度か申し上げて今回2名増員になったのは一つの前進だというふうに思いうんです。

そこで一つだけこの点で述べておきたいのは、 行政職Ⅱの方の不補充というやつですよ。現在何 人みえますか。保育園と昔のセンター除いて、保 育園関係以外で行政職Ⅱは何名みえますか。

### ○秘書課長

すみません。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

## ○高橋委員

お時間あげますから調べてください。

例えば、ちょっと所管が違って申しわけない人 事ですから、土木課の応急修理といいますか、私 たちが呼んでる応急修理ね、現在正職員2、そし て臨時雇用これで1名、今3名で回してみますよ。 臨時雇用の方は9時スタートなんでね、行Ⅱの正 職員は8時半スタートなんですが、9時スタート というこの身分待遇上のそごがあると。それから 環境課に1名おられますね。これは環境課を軸に 不法投棄とか、場合によっては山屋敷の不燃物処 理場の基本的にはあそこはシルバーに委託されて おりますが、そこの対応とか、あるいは投棄物件 に対するPRとかやってみえますが、この人たち が定年になって1人、2人と歯が抜けるように欠 けていくけども、不補充なんですよ、今。これ補 充されたらどうですか、適切に。今のような実態 にあるわけだから。そして効率よく現有勢力を活 用して必要な補充をやるということの方が、より 市民サービスが上がって効率的じゃないですか。

### ○企画部長

ちょっと前後しますが、技能労務職の方たち40

名おみえになります。1人ずつ退職をされていかれてみえるわけですが、その補充がないというお話なんですが、その補充については先ほど御紹介あったですけども、一部では臨時職員の方にやっていただいておるということがあります。

また補充がなくてやっていただいておるところもあるわけですが、そこの部分につきましては、 委託ということを模索をしておるということでございます。これは何が一番いいのかということはあろうかと思いますが、臨時職員であったり、あるいは嘱託職員であったり、あるいは委託であったりということで対応をしていこうということで今、考えておるところでございます。

## ○高橋委員

私なんか実感するんですが、応急修理ね、今、 応急修理と呼んでおるかどうかちょっとね、みえ ますよ。この現業棟に控えておられます。夏場に なりますと、とにかく草が繁茂する。これを刈り 取ってもらおうという業務がありますよね。これ を委託でやりますと設計書を起こして、そして平 方メートル幾らだと、草刈り平方メートル幾らだ といって一定の事務を経由しないと草刈り業務と いうのは成就いたしません。あるいは、この河川 の左右両岸を工期何日から何日で発注すると、こ ういう仕組みですので、今ここの現場のこの部分 を早く取ってほしいといったって全体の作業があ りますので、そう簡単ではないと、こういう流れ になっておるんです。一刻も早く草を刈ってほし いと、こういうことが住民から要求があります。 見に行きますと、それは一刻も早く刈ってあげた 方がいいと。こういうときにこの応急修理班が日 程が空いておる日に一番早く刈り取っていただく と、こういう形でスピーディーに昔でいう、すぐ やる課みたいな形で対応していただいてきており ます。この方は昔は4名ぐらいあそこにおられた。 3名になったりね、今臨時雇用の交付金か何かで 対応しておるということですが、こういうところ はもうちょっと吟味してね、委託のうまみをはる かに超える即戦力でね、しかも汗を流しながらや っておられる。これはこれできちっと目配りをし

て必要な補充をすべきではないか。あるいは今、 衛生課、環境課の職員が正規が1人になりました よ、行Ⅲが。したがって、だれと組むにしても帯 に短したすきに長しというようなことであってね、 なかなか機動力発揮して対応できない。これは労 働組合から再三にわたって要請があるし、御本人 もぜひペアで組ませてほしいと強い要求があるけ ども、今、企画部長のおっしゃるような形で断固 として認めないと。今模索中だといって彼の業務 そのものが彼に意欲においてのみ任せられておる と、こういう実態ですよね。

人件費的にはどうかというのは、さっき議論したとおりでね、人件費の一方的な増長は避けなきゃいかんけれども、先ほど議論したとおり、むしろ減額になっているという状況ですからね、これはやっぱりそこはきちっと腰を切って必要な人員は配置するということをしてほしいと思うんですが、いかがですか。あるいは方針としてこれぐらいには正職員を置きたいということを表明してね、そして力を合わせて仕事をやっていくということが必要じゃないですか。

## ○企画部長

人員の増員の要求というのは、各課からもいろ いろお話をいただいております。その中で、どこ が必要なのかいうことを整理をしておるわけでご ざいますが、例えば今の人件費でまずいきますと、 確かに今、団塊の世代がやめて、まだまだ多数の 方が退職をされる時代です。したがって、給料の 高い方が退職をされて、若い方が入ってみえると いうことになりますと、人件費としては今は下が ってきておるということだと思いますが、ここで 必要以上の職員数を入れるということになります と、やがてその人たちは給料がだんだん上がって いくわけでございますので、こうしたところはよ く見ていかなきゃいけないというふうに思います。 それと今の現業の部門の方たちのところでござ いますが、ここにつきましては、先ほど言いまし たように、例えば今、環境課で1人おやめになる、 あるいは土木課でやめる。そうすると両方が足ら ないというような形になってくるわけですが、こ

うしたところを例えば正規の職員をどちらかへ配置をし直して、片方の業務を委託に出すとか、そういう方策はないのかというようなことで先ほど模索をしておるというようなことを申し上げたんですが、そんな方法はできないのかということを担当の方へもお話をさせていただいているという状況です。

### ○高橋委員

そういうしゃくし定規なことを考えているから 一日伸ばしになるんですよ、課題が。何も新規採 用じゃなくて、新規採用というか学卒じゃなくて いいですよ、行IIの方については。中高年で結構 じゃないですか。ああいう大変な業務ですから、 それは新規の学卒の方で何人手を挙げてくださる かしりませんけども、私は一定の年齢をいった人 でもよしという意欲的な人を抜てきすればいいで すよ。何歳未満というぐらいにしといてね。

かつて給食センターで正職員を採用するときに そういう方法とられましたがね。何歳未満なら結 構ですと。相当年齢が高い年齢でしたら40歳そこ そこぐらいまでならオーケーと。どこで線を引く かは検討してもらえばいいけどもね、そういうこ とをやれば、今あなたのおっしゃるような将来ど えらいコストになってしまうというようなことは 避けられます。

それから、もう一つ、もう既に何年になるんですか、このテーマが提起されて。そして一向に方針が出ない。応急修理と環境の正職員が合体するなら合体するということを方針としてはっきりさせてくださいよ。合体して応急修理に正職員を配置してね、そのかわり現在の環境課のパトロール等については委託すると。こういう方法で、こういう中身で委託するんだと。その委託から外れるこういう部分はどうするんだということをきちっとつくられて仕様を明らかにして方針を出すということもされていないじゃないですか。もう足かけで四、五年この課題がなって、一向に市の方が方向を示さない。職員も今か今かと首を長くしておられるけども、市職員不補充だとこう言っておるだけで、ちっとも以降の方向については出され

ない。私はさっき言ったようなことを含めた行II の市民サービスに直結した部分については緊急で補充していくんだと、こういうことも一つの重要な選択肢だし、もしそれが不可能な場合には、あなたのおっしゃるように統合すると。いつどういう形で統合するんだと。かつて応急修理は正職員3人でやってましたよ。今は9時の労働者入れて3人です。これでいつまでやれるのか、こういうことを含めてきちっと方向を示されるべきだと私は思います。

私が一番申し上げたいのは、ある一定の年齢の 方で結構だから現有の二つの部署については市民 サービスに直結、ちょっとはここで不法投棄があ ると、走ろうということを含めて即刻対応できる 部署なんで、ぜひ現有勢力に先ほど言ったような 対応で足していただいて力量を発揮していただく と、これが一番いいと思うんですが、それらを含 めてきちっと方向性を出してもらいたいと思うん ですが、お答えをいただきたい。

## ○企画部長

先ほども申し上げましたように、環境課あるいは土木課、そうしたところには現業職の方がおみえになりますので、今そういうところと話をしておるという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

# ○高橋委員

話をしとるって、方向が出ないから事が進まんだがね。現業と応急修理と環境を一つにするというのは一つにしてくださいよ。そういう方向を出してくださいよ。ああでもない、こうでもない、どっち向いとるのかわからんような話ばっかり長いことやってだね、現有勢力が減っていくと。そういうことでどうやったら自分の立場と業務を市民の側で生かせるのかということを苦労しながら毎日自分で管理しながら仕事をやるというのが実態すらあるわけでしょう。行IIは見てみんふりで知らんよと。あと不補充といってやっとるだけの話だわ、極端なことをいうと。政策なし。自分たちで考えてやりなさいと。所属課長、何やっとるだというぐらいの話でね、人事の力量も識見も能

力もそこに発揮されてない、方向性の提示も。

そして両方の課がうまくいけばいいけども、これがこうなっとったら全く谷間の中で労働者だけが置き去りになってだね、そういう今、極端なことで実態懸念されるじゃないですか。ちょっとはっきり方向を出してほしい、大至急。いかな上へ振らないかんかったら、あんたが断固やるというなら答弁してください。

### ○企画部長

来年の4月に向かってそういうお話をそれぞれの課にお話をさせていただいております。これがこの4月にまとまるのかどうかということまでちょっと今はっきり申し上げられませんが、少なくとも今そんなことができないのかなということで、それぞれの課にお話をさせていただいておりますので、時間的余裕をいただきたいと思います。

### ○高橋委員

そんなことをお話しておるというのは、統合しようという話をしとるということですか。土木課と環境課に統合してほしいと。統合して3名ですね、正職員がというふうな方向を人事当局としては示して話し合いをしておると、こういうことですか。

### ○企画部長

そういう提案をさせていただいておるということでございます。

### ○高橋委員

それは何でできないの。いい提案だったら、すっといくじゃないの。課長がいかんと言っておる わけ。

### ○企画部長

それぞれの課でやはり思いがあると思いますので、今そこら辺を調整をさせていただいておるということでございます。

### ○高橋委員

だから、その思いを生かすなら、それぞれの課に環境課にプラス1、先ほど言ったような方を含めてやってあげれば一番いいですよ、それは。それがベターだと思いますけどね、私は。そのときに学卒新卒の若い衆じゃなくても一定の年齢の方

で仕事の内容をよく理解した人がわかりましたということであれば人件費の抑制にはつながっていくんじゃないですか。そういう知恵を私は出してもらいたい。課長が人事当局の言うことを聞かんというそういう側面だけじゃなくて、言ってみえることの最もらしさについては耳を傾けて、私が一番申し上げたいのは、さっきから言っておるように、環境課にもう一人正職員を配置するということです。これが一番ベターですよ。その環境はあると、先ほど言ったように私が。そして、それは市民サービスに直結した部門だと。行Iではできない、行IIならではの直結した部門だと。何でここに人的な対応ができないのかなと、この疑問がずっと私にはあるんですよね。

副市長、そういう方向の議論というのはできな いんですか。

### ○清水副市長

この行II職の皆さんの今後どうするかということでございますが、先ほど企画部長も申し上げましたけども、現状の中では不補充という考え方で進んでいるわけでございます。

そういった中で、今確かに環境課では1名の方がおられて、過去にはその前にはもうひと方おみえになってコンビで仕事をやっておられたというようなことがございまして、今その方は定年で退職をされたということでございまして、今お一人という。

私どもも、これは少し前ですけども、今後、例えば土木課のああいった形の仕事というのは、今のまま正規の職員で対応していくのがベストなのか、それともいろいろ公園管理ですとか樹木管理、いろんな形で今年間で業者に委託管理をしていただいている中身もございますので、そういったものと抱き合わせでできないかとか、いろんなことも過去には検討したこと、それから担当課にも投げかけているということは事実でございます。

ただ、もう一つは、個々のそれぞれの御本人が そのときに採用をしていただくその任用のそうい った業務内容というものも変化させていくという ことでございますので、そういった御本人の方の 御意思、そういったものもしっかり御理解をいただく中で、先ほど企画部長が言いました、それをどういうふうに統合していくかということは、まだまだ少し時間をいただくことになるわけですが、そういった部分もやはり配慮していかなくてはいけない問題だということでございますので、過去からそういうことの流れはあるわけでございますが、いまだ結論が出ていないというのが現状でございます。

### ○高橋委員

頭から行II不補充という大方針があってね、そこは微動だに動かさないということでは解決にならないということですよ。行II不補充というのは大義名分があってね、この方針を貫くんだと、とにかく。だから運転手も委託、霊柩車も委託ということでやってきました。それは委託でできるところはいいと思うけども、今問題になっているのは、たまたま職員がそこに残ってるということもあるけれども、意欲的にそこの業務をやれば市民サービスに直結して効力を発揮できる、市民の皆さんに喜んでいただけるという側面を非常にたくさん持った部署だと私は理解しておるわけですよ。

今、退職の事情によってそうなってると。もと もと応急処理でも3人なんですよ。これは有給休 暇を取ったり、真夏の暑い中でやるとまいっちゃ うということもあるのでね、それは3人1組でや ればいい。3人で行かれるんですよ。3人でやっ た方がまた早く済むと。今しかし環境が1人にな っちゃったと。こういう環境のもとでどうするの かという場合に、退職者不補充の旗だけ明確にし てやるとされるから、おのずと終息が困難になっ てきとるというのが実態じゃないんですか。私は、 そういう退職者不補充という旗を一つの方向とし てお出しになるのはいいけども、ケース・バイ・ ケースで環境課の本件自体については、それを私 がさっき言ったように、途中入社の方を含めて弾 力的に正職員2名でやれる方向の模索というのは 必要ではないか。そして、その人件費全体の環境 もそういうことを許せる環境にあるんじゃないか と。そして、そのことが市民サービスを拡大し、

何しろ対応する職員が意欲的にペアを組んでやろうというそういうパワーに転化できるという実態になっているんじゃないかということで申し上げているわけですよ。そこのところの大もとの方針と現実をどう見るかという点で、副市長の洞察力とあなたの副市長としての職務権限を発揮していただきたいということを申し上げているわけです。検討していただけませんか、私の申し上げていることは。

# ○清水副市長

今、御質問者の御提案も一つの選択肢かなというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、今の土木課での業務と環境課での業務、これをどちらかに本来であれば統合というような形でさせていただいて、その業務内容がそういう委託でも十分担保できるんだということでいけばそういうような形が私は一番いいのかなというふうに思っております。

ただ、もう一つは、そういった中途でのそういう適当な年齢の方を採用させていただいて、今の体制を今後も維持するという部分については、今現実におみえになる方も随分年齢的にも若い方でございますので、そういったことでは先ほど申し上げたような調整をまずさせていただくのが初めかなというふうに考えております。

## ○高橋委員

大局的には私の提案も一つの案として検討したいというふうにはおっしゃったわけです。若い方ですから、まだ年齢的にね。しかもパワーのある方でね、御承知のとおりの方ですよ。だから適切な人がつけば、もっともっとパワー発揮してね、意欲的な業務になっていくというふうに私は期待しとるのに、そこが1人削られてね、お一人になって、具体的に何も手が打たれないと。もう何年続くんですか。もう2年、3年になれへんかね。この状態がまるっと3月で2年ですか。要するに、そういう月日が流れちゃっとるんだがね、これ。当然そもそも論を答弁されておるけども、そういうことであれば、それまでにきちっと論議して納得できる職員が、そのとおりだと。事情もわかる

し提案はそのとおりだという案がなかったら、それは人間ですからね、いろいろ言いたいこともある。担当の課長だって意見を言われる。それが紛糾して今日にこうなってるわけだから、私は今までそんなことを申し上げたことはなかったけども、余りにも長い間その自体が放置されているので、見るに見かねて大事な時間費やして一言申し上げておるですよ。退職者不補充は考え方としてはいいかもしれんけども、この事態を解決するにはね、それはしゃくし定規に当てはめたって適用されないんじゃないか。むしろ正職員を採用させていただいて、そしてパワーを発揮した方が、よほどプラスになる。重ねて申し上げておるんですが。林市長、どうですか。わかっておるかね、聞いておるかね。

## ○林市長

今の任用と職員の行政職Ⅱの退職者不補充という一つの流れというのは、やはり私の記憶するところでありますと行政改革の一つの流れの中にもあるのかなということがございます。

そうした中で、今どういった形がいいのかこの 委託、また統合してやっていくこと等々含めて、 副市長等と内部で一回再検討していかないかんの かなというふうに思っております。

## ○高橋委員

長い時間そういうことで対応がなかなか一つに 決まらないと。職員だけが日々何とかせないかん という思いで業務についてみえて、なかなか解決 しないと、こういう実態、まさにこれは人事の不 毛といいますか、人事の方針が届いていない。人 事当局の極めて不十分な結果、そう言わざるを得 ないと思うんですよ、私はね。ぜひ今言われた答 弁のもとで大至急、私の申し上げた提案も踏まえ て検討していただきたいということを申し上げて おきます。

もう一つの角度からお伺いしたいと思うんですが、今回出されました来年度予算編成方針で私たちが大変心配しておりました麻生内閣の補正予算が民主党の補正予算の仕分けの中で大事な予算が担保されたのかどうかね、特に教育関係、私たち

は注目しておりました。今回出された資料によりまして当局の見通しというか中身が明らかになりました。子育て応援特別手当以外は9月の補正予算は基本的に執行されるということになったということが記されていると思います。デジタルテレビの設置、小・中学校、小学校の電子黒板あるいは中学校の教育用パソコンなど年度内にきちっと対応できるのかどうか大変注目して心配をしておりますが、どんなあんばいでしょうか。

## ○教育庶務課長

先ほどの学校ICT関連につきましては、デジタルテレビ、教育用パソコン、電子黒板につきましては交付決定をいただきまして、入札指名審が終わりまして、テレビの方とパソコンにつきましては入札を済まさせていただいております。電子黒板につきましても着実に準備を進めさせていただいております。

以上であります。

### ○高橋委員

電子黒板はいつ発注されるんですか。

### ○教育庶務課長

年内に発注を今予定、準備を進めております。

### ○高橋委員

12月10日に地上デジタルテレビ対応の入札が執行されました。金額はとても大きな金額で、ここに予算編成方針にありますように7,245万円というわけでありまして、七つの小学校ごとにそれぞれ区切られて7回入札をされました。

私、9月議会でこの事業は地域振興のかなめなので、ぜひこれを地元企業が発注できるように当局の方の努力方をお願いいたしました。結果は一つも取れませんでした、地元はね。それで愛知県電機商業組合碧海支部というものも入札の予定者に入らせていただいております。これは結構だと思います。一つも取れなかったということですが、6社入っております。6社というのは物品購入事務取扱要領によりまして、500万円以上は6社以上と、この規定によってなっていると思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

### ○教育庶務課長

委員のおっしゃるとおりであります。

### ○高橋委員

それでね、6社無理に入れるものですからどういうことが起きたかというと、この七つの小学校のうち六つはヤマダ電機なんですよね。安売り量販店ヤマダ電機。この岡崎営業所が七つのうち六つ落札いたしました。落札率が述べられていますが、61%、62%ですよ、大体。つまり半値とはいわんけれども、6割の頭の数字で7小学校のうち6小学校落札。

電機商業組合はどうかといいますとね、電機商 業組合も頑張っておられまして、これは予定価格 は事前公表がないんです、物品購入で今回ね。予 定価格は後ほど明かされるわけですが、愛知県電 機商業組合も例えば東小学校でいうと67.4%です よ、結果的に予定価格に対してね。ヤマダ電機は 62.5ですからヤマダ電機へぱっとおっしゃったけ ど、電機商業組合は67.4、あるいは西小学校 67.3、あるいは猿渡小が76.5という形でね、大体 知立の落札率が95%前後だという状況にある中で、 この愛知県電機商業組合は高いところで76.7、低 いときには67%台ですよ。しかし落札しなかった。 ヤマダ電機が60%台だと。ヤマダ電機というよう な企業を指名するというのはちょっとおかしいん じゃないですか、担当課長。横綱と序二段ですよ、 勝負は。全国チェーンのヤマダ電機、安売りメー カー量販店対まち場の電機屋さん、これで同じ土 俵で戦えというわけでしょう。この指名はないん じゃないですか。どうですか。これは指名は担当 課長がやるんですね。何でヤマダ電機が入ってく るんですか。

## ○教育庶務課長

先ほどの指名につきましては、取扱要領の6社ということで、この6社で指名競争入札を行っていきたいと。それで6社の選定につきましては、愛知電子共同システムの登録業者、製造販売電機製品の第1希望から第2希望のところで検索させていただきました。その中で、当然碧海支部につきましては、従来からお話もありましたし、議会でも出ておりましたので、その中で電子登録もさ

れました。それで碧海支部も含めながら近隣の支 店があるところを入れて6社ということで、その 電子登録システムの中で選定させていただいた結 果であります。

## ○高橋委員

今の答弁には心がないですよね。私たちは間違いを犯してない。知立市物品購入に関する事務取扱要領の第6条第2項に500万円以上は6社と書いてありますと。6社選定しましたと、電子入札で取ってきましたと。ヤマダ電機が入ろうが、そんなことは私ども知りませんと。6社を満たすためにやった措置であってね、その結果、取らん方が悪いんだと、こういう言い方ですよ。入札は競争行為ですからね、それは取れる場合もあるし取れない場合もある。しかし、大成建設と野々山建設を比べるような話ですよ。野々山さんには悪いけどね。今ユニクロとヤマダ電機ですよ。デフレスパイラルの中で利益を上げとるのは。安売り大魔王と、こういうところでしょう、これ。

茂商業会と戦わせるわけですよ。私は、電機製品の収入のルートというのはよく知りませんが、おのずと勝負あったと、はなから。私はね、こういう指名の仕方というのはいかがなものかなというふうに思いますよ。間違いではない、この規則からいえば。しかし、この事業が不況対策で、当時の自民公明が地上デジタルを一気に解決することによって学校当局も利があるし、そのことを通じて地場に発注の機会がふえる。そのことを通じて地域経済の活性化する力がよみがえるということでやられた政策だと、私はそういうふうに理解しております。また、それは共通だから電機商業組合も入れられた。

私はしかしね、今言ったように、ヤマダ電機を 指名したんでは、これは地元中小零細業者育成な どということとは全く無縁なしゃくし定規の入札 6社クリアすればよいというそういう心のない内 容ではというふうに言わざるを得ませんね。どう 思われますか、結果見て。

### ○教育庶務課長

結果につきましては、まず落札率が非常に低い 落札に結果としてなったなというふうにまず一点 は思います。

それから今、委員がおっしゃった地元ということで碧海支部の方も努力はされたというふうに理解はさせていただきます。

以上です。

### ○高橋委員

理解が実を結んでおらんでね、理解はいいけども実を結んでおらんがね、これ67.3なんていう数字はね、私はどうやってはじかれたか知らんけども、何としてでもこれは地元でやりたいという決意のあらわれじゃないですか、ヤマダ電機に向かってね。それで頑張ったけども、それをさらに上回る大手安売り量販店が指名されたんだから、ここが風のごとくさらっていったんですよ。

刈谷市、豊田市はすべて地元業者で指名をした というふうに聞いていますが、どうですか。

## ○教育庶務課長

まだ選定の段階では、豊田市については地元業者ということで聞いております。刈谷市につきましては、その段階ではまだ地域別に分けて入札をやっていくという考え方はお聞きしましたが、どういうふうに業者を選定していくかということについては把握しておりませんでした。

## ○高橋委員

私は、ヤマダ電機なんか入れなくても6社がそろうと思いますよ。刈谷の業者は板倉町の業者が一人入ってますよね。豊田も教育産業株式会社豊田営業所が入ってますよね。この種のレベルのものをもう少し加えれば、ヤマダ電機やエイデンなんか入れんでね、エイデンも入ってますよ。ヤマダ電機やエイデン入れずに地場の電機屋の発注機会がふえるじゃないですか。加古家電とヤマダ電機を対等な土俵で争わせるんですよ、あなた方の指名のやり方というのは。そんなやり方がありますか。無差別級ボクシングでも柔道でも全部ウエートが決まっておって、そのウエート同士でやらせるからいいんでしょう。天下の安売り量販店とまち場のね、高齢者のおたくに出向いて、腰が痛

いから蛍光灯がつかんというようなおたくへ出向 いてつけておられて営々と頑張っている人と一緒 の土俵でせり合わせちゃそれはまずいですよ。そ んな入札を指名競争入札でやったらだめですよ。 私が申し上げてきた、確かな形の上では碧海の電 機商入れていただきましたよ。しかし、こういう 段取りと、こういう相手と勝負させるということ は私は想定しておりませんでした。この仕事の意 味合い、内容を私は想定しておりませんでしたか ら、ヤマダ電機が指名されるとは百も思っており ませんでした。私は、どしかられました。高橋君、 どういう指名なんだと、これは。私は指名する権 限ありませんよと、こういうことだけども、御立 腹ですよ、地元業者。私たちは苦労して納税しな がら頑張っておるのに、地域の産業を興そうとい ってつくられたこの施策が、7校あったら7校と もヤマダ電機を指名しなきゃいかんのかと。仮に 1校指名したら、あとの6校はやめるとかね、も うちょっと小柄な刈谷の業者にするとか方法はな かったのかというて御立腹になるのは当たり前の 御意見じゃないですか。どう思われますか。ちょ っと視点がくるっとるじゃないの。6社入れれば この要綱は満たすかもしれんけども、この施策の 真髄は満たせないですよ。どうですか、ちょっと 目線がくるっておるんじゃないですか。

## ○教育部長

今回のデジタルテレビの入札につきましては、 基本的には私は今回の選定でありますけれども、 地元業者並びにこの知立市を介在とする地域の本 支店のあるところを選定をしているという基準点 には変わりはないと思うんですね。

あと、その6社という部分につきましては、6 社以上選定するわけでございますけれども、その 中で、どういった業者を選んでいくかというラン クの中で、もちろん事務サイドでは電子登録の中 でどの店があるかというものを拾っていっておる と思うんですね。

その中で、これは私の方お話しても形式がわかってないとおっしゃるかもしれませんが、基本的には入札に参加しようという業者が登録されてい

るのが前提であります。その業者の中から選んで いくということです。

ただ、今回は地域の経済活性化対策というものを十分加味していくという部分でありますけれども、その部分は一定の地域内の中から選んでいっておるという部分であります。

ただ、たまたま今、ヤマダ電機というお話がございましたけれども、それ以外も大型量販店というものがこの中にもほかにも2社ほど指名されていると思うんですね。そういった競争性の中で指名競争入札で担保して、すなわちできるだけ最小の経費で最大の効果を上げて市民の貴重な財をしっかり使っていくという原点に立って行ったわけでございまして、そこにそのY社というものがすべて落札していったという実態があったことに対しては、私も落札結果を見て非常にびっくりしているというのが実情ではございます。

# ○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後5時41分

再開 午後5時51分

### ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

## ○高橋委員

教育部長に答弁いただいたんですが、十分な競争をしていただいてね、そして公費の支出を適正にしてくんだと、これはもっともな話ですよ。

ただ私は、競争の土俵に不公平があるんではないかというふうに申し上げているんです。このお金は、私、聞きたいんですが、100分の100国費ですよ。入札の結果、6割で落札した。そうすると、その4割は入札差益になりますね。これは国費ですから返還ということになるでしょう。どうですか。

### ○教育庶務課長

返還といいますか、実際の購入金額に対して補助がつくと、交付金がつくということになりますので、まだ補助金はもらっておりませんので、実際の予算としては会計処理としては返還という形

ではないです。

予算としては、まだ補助金をもらっておりませんので、返還という形ではなくて、入札の価格に対して2分の1国費がつくということであります。 ○高橋委員

よくわかりませんでした。

これは2分の1国費で2分の1が市費ですか。 既に予算編成してありますがね。9月議会で補正 しましたでしょう。金が入っておるかどうかしり ませんけども、予算編成したから、私最初に申し 上げましたがね。小学校管理のデジタルテレビ 7,245万円ですよ。7,245万円の入札執行結果なら 7,245万円当然歳出されるけれども、例えばこの 半分になったと、入札結果がといったらこの半分 しか交付金が下りずに予算の減額を入札差益に当 たる分が減額になるんでしょうと、歳入のという ふうに申し上げているんです。

# ○教育庶務課長

委員のおっしゃるように、歳入歳出につきましても、この結果を受けて予算残ということで3月 補正で処理させていただこうと思っております。

## ○高橋委員

私は、国費だからいいかげんに使ってね、市費は大事に使えなんていうそういうことを申し上げるつもりはないが、その施策のかなめはね、地域の産業興しなんだから、もちろん入札行為があるんだから適正な金額で落札してもらわないかんけども、落札金額が下がれば差益が市の一般財源として充当されるならね、それはそれでひとついいかもしれんけども、これは全額国庫返還というか、交付されないんですよ。契約金額しか交付されないんですよ。

今度の入札結果はもう激しいたたき合いっこですよ、これは。土木の事業で94%から5%が連たんしてね、見事に九十五点何%で落札するものに比べれば極めて激しい業者間の競争の原理が働いてますよ。その原理に大手量販店安売り店と地場の個店が結集する組合と同じ土俵で競り合わせることが妥当かどうかということを聞いておるですよ、私は。確かに5社は6社を満たしたかもしれ

ないけども、ほんとにそれでよかったのか。指名 審査会の会長どうですか。そういう配慮はなかっ たんですか、指名審査会で。

### ○清水副市長

指名審査委員会におきましても、今回の件、審査をさせていただいておるわけでございますが、 選定の内容については、先ほど教育部長が申し上げた内容でございます。

今回確かに地域活性化、経済緊急対策の臨時交付金というものを充当してこういった事業を進めるということでありまして、9月議会のときにも委員から御指摘のように、地域にそういったものが還元させるそういうことが必要ではないかというお話もありました。

今回のこのデジタルテレビにつきましても、地 元の電気店の皆さんも今回のところは個々のお店 で対応するのではなくて、そういった電気商業組 合碧海支部というスクラムを組んで、ぜひ対応し ていきたいという御意志のあらわれでそういった 手続もしていただいて、そういったことになった わけでございます。

でありますので、私もテレビとかそういうものの流通がどういうふうになっているのか、そういう仕組みというのは理解をしておりませんけども、いずれにしても今回そういった形で地元の電気商の皆さんもそういう意気込みで入札に参加していただいたというふうに理解をしておりましたので、今回の結果を聞いて非常に驚いているような部分もあるわけでございますが、一方では、先ほど教育部長がお話をさせていただいたような結果なのかなという思いもございます。

また、選定のそれぞれの6社につきましても市内にはそういった形で電気商店の皆さんが組合という形で参加をしていただく。市内にはほかにも大型の量販店もあるわけでございますので、そういったものを配慮できるのかということもございました。そういった中では、市内のそういう電気店の皆さんが参加していただく市内のそれ以外の電気店、あるいは知立に隣接するところでの過去の実績等も含めた選定ということでございますの

で、私どもの方としては、規定に基づけばこういったものが妥当だというふうに判断したわけでご ざいます。

## ○高橋委員

私は、極論を言えばね、電気商業組合の随契でもよかったと。それは個々の個店が入札なしでやるというのはいかがなものかと思うけども、この地域の個店が総合的に今あなたがおっしゃるように大同団結してね、ここはひとつおれたちに任せてもらおうじゃないかと、この事業でやってみようじゃないかといっておやりにならならね、私は事前に話し合ってくだされば随意契約でもいいなというような私は案件だというぐあいに思いますよ。

ましてやね、地元業者、量販店があるじゃないかと。それは考慮に考慮して入れる場合もあるかもしれんが、ヤマダ電機なんて岡崎でしょう。知立の電気商業組合が岡崎で指名してくださればいいですよ。前そういう議論がありましたがね。知立衛生社は2社、3社と指名をされて戦われても我々はよそで指名を受けられないと。何とか随契でお願いしたいということでね、私はそれを認めましたがね、随意契約。知立の電気商業組合が豊田や岡崎で指名していただけるんですか。そういう基盤はないんですよ。

だとしたら、少なくとも知立に税金を納めておるところから入札ということはあるかもしれませんが、私はこの案件は事前によく言ってもらえればね、私は随意契約でもよかったと、そういう施策であり、そういう案件だと。そして地場の小さなお店屋がね、これは7校を全部取らんでもいいですよ。結果として競争ですから取れない場合もあるし取れる場合もあるかもしれんけども、7校を取らんでも何校かは地場産業がきちっと施策の中で生かされて、そしてオーダーも67%というオーダーを出してみえるわけでしょう、予定価格の。こういう善意をなぜ行政が枠として生かそうとしないのか。私は、そういうふうに率直に申し上げさせてもらいたい。随意契約でもいい案件ですよ、これ。きちっと言っていただければ。こういう形

で決意をしましたと、指名審査会は。随意契約で 高橋委員お願いできますかというならね、それは 裏の話とかそういうことじゃなくて、そういうこ とできちっとあなた方がやるというなら、私はそ れでもいいなと思っておった。どうですか。はな から2周違いの企業と戦えということでしょう。 〇清水副市長

確かに御質問者御指摘のように、こういった手 続というものは随意契約を廃止しているわけでは ございませんので、そういった点でいえば、これ 結果論でございまして大変申しわけないわけでご ざいますが、今回のものについては、こういった 形で指名競争入札、私どもの手続の中身で6社と いうことで選定をさせていただいて、そういった 手続をとらせていただいたその結果がこうだとい うことにつきましては、御質問者のその辺の御意 思が9月議会のいろんな御議論の中身が少し私ど もの方にしっかり理解が足りなかったのかなと、 そんな思いもあるわけでございますが、御質問者 のおっしゃる地場産業の振興、そういったことも 今後においては十分考慮しながらそういった事務 を進めていただく。もちろん手続はきちっとやる というのが前提ではございますけども、そういっ たものも考慮しなくてはいけないかなという今、 反省でございます。

いずれにいたしましても、今回のものについて はこういった形で事務を進めさせていただきまし た。御理解をいただきたいと思います。

# ○高橋委員

この事務取扱要綱の中で、第6条に指名業者選 定調書の作成と、別表のその業者数を選びなさい よと。500万円以上1,000万円未満は6社以上です よ。

ただし、この基準表によりがたいときはこの限りではないとただし書きが入っておりまして、このただし書きで常に運用せよとは言いませんが、今回のような場合に地元の電気商が団結されて、一個一個では入札の対象にはならんけども、団結されて何とかやろうというときには、ただし書きも含めた施策の中身の何をこの施策で効果が出る

のかと、施策の中心は何なのかということを大い に議論していただければ、このただし書きを活用 して電気商業組合がその努力が行政に反映するよ うなそういう機会というのは、あなた方の努力で できたんででやないか。もう既に済んでしまった ことなんですが、私はね、心がないんじゃないか なということを重ねて訴えておきたいと思います。 ちょっとこれ、林市長の感想を聞かせてもらい

ちょっとこれ、林市長の感想を聞かせてもらいたい。市長どうでしょうか。

## ○林市長

○高橋委員

今回の件については、高橋委員のおっしゃることも重々理解はできます。

しかしながら、この指名審査会の意見をやはり 私は尊重したいなというふうに思っております。

もうちょっと市長としては政治的なコメントを せないかんですよ。指名審査会がもってきたもの を市長がだめだとは言えんけども、指名審査会の あり方について市長としてこういうふうに考えま すということは、もうちょっと立ち入って発言さ れてもいいですよ、それは。もってきたものをい かんとは言えんけどね。それは結構でしょう。

それでね、もう一つ聞きたい。同じく2月10日に教育用ノートパソコン中学校分が契約入札されました。これはどういう結果になったでしょうか。 ○教育庶務課長

教育用ノートパソコンにつきましては、同じ12 月10日に入札をさせていただきました。これも6 社ということで取扱要領に基づきまして指名をさ せていただきました。

当日結果といたしまして、5社辞退があって、 残りの1社が落札率94.5%で落札した結果に至っ ております。

### ○高橋委員

6社を指名したが、実際入札会場に来たのは1 社で、あと5社は辞退したと。辞退は、いつはっ きりわかったんですか。

### ○教育庶務課長

5社のうち、1社は入札日当日と聞いておりま す。それから、他の1社につきましては、前日総 務課の方で受け付けております。残りの3社につきましても、それ以前の日にちになりますが、11月の末と12月の上旬に3社辞退届を受け付けております。

## ○高橋委員

2月10日の午前10時に市役所3階会議室で応札をしますと。応札会場へ行ったら、6社指名した業者のうち1社しか来てなかった。こういう場合は入札を中止するのが原則じゃないですか。競争ができないじゃないですか、1社じゃあ。

### ○総務課長

今回の入札につきましては、予定価格の方が事 前公表となっておりません。また、その会場へ来 た1社が、他社が辞退するということも事前に耳 に入っておるわけではございませんので、入札は 成立しております。

### ○高橋委員

どういう根拠で入札が成立すると言われるんですか。入札執行前に入札辞退者があったときは入札の参加者の追加指名は行わないと、これはいいですね。この場合、当該辞退者から辞退届を徴収すると。徴収されたんですか、これ辞退届。その場合、1社でも応札せよとどこに書いてあるんですか。1社になっちゃったんだから競争にならんじゃない。さっきの随意契約ですがね。さっき言った知立電気商業組合。1社になったのに、なぜ札入れさせたんですか。

## ○総務課長

当日辞退を受けたというのは、私どもの方も入 札会場の方で私もちょっと耳にしたわけでござい まして、先ほど申し上げましたように、工事等で すと事前公表になります。事前公表になりますと 入札会場に来た業者が予定価格がわかっておるわ けですので、もうその金額で入れさえすれば 100%落ちるわけでございます。そうすると、市 にとっては予定価格の事前公表がされとる中で、 1社ですともう完全に競争性といいますか、市に とっては不利な入札になるということでございま すので、その際はその入札は無効にさせていただ きますが、今回の場合は、先ほど申し上げました。 同じことになりますが事前公表されておりません ので、1社の参加でございましたが、その1社に つきましては予定価格が全く業者の方には通知が いっておりませんので成立をさせていただきまし た。

## ○高橋委員

辞退をするような業者をなぜ指名したんですか、 あえて言わせていただくけども。

一般競争入札なら結構ですよ。だけどこれは指名競争入札ですから、これ以外の業者は入れないのに、あなた方が指名したら6社中5社が辞退したと。何でこういう辞退する業者を指名しないかんのですか。指名の仕方に問題があるんじゃないですか。こんなもの競争が担保されないじゃないですか。指名したら辞退してしまったことに対しての結果責任が問われるんじゃないですか。

## ○教育庶務課長

指名につきましては、従来、教師用パソコンの 購入等の指名しております実績のある業者で指名 させていただきました。

今回辞退届の事由につきましては、辞退理由を 見てみますと、その業者が指定数量の納品が時期 的に困難であるということと、そのための業者の 要員確保が今回は対応できないというその2点の 5社につきましては辞退届の事由になっておりま す。

### ○高橋委員

予定価格を事前公表している工事請負契約などについては1社しか来ない場合は入札は執行できません。当然ですね。改めて入札を執行する場合には予定価格を変えなきゃいけませんので、設計変更しなきゃいけませんね。予定価格を変えて、そして改めて再入札をやると、業者を選定するということなんですが、それは一般競争入札では最近辞退者が多くて競争成立しない場合があります。しかし、それは一般競争入札ですから、その参加権は業者側にあるわけですよ。

ところが、指名競争入札というのは指名した人 以外には入札に参加できないわけですから、その 市側の指名権というのは辞退しないようなことを

含めて考察をするということになりませんか。辞 退しないことを含めて考察するということになる んですよ。その会社の社会的信用度、入札したら きちっと応札してくれるかどうかという過去の実 績、こういうものを総合的に勘案して、中にはそ れでも辞退する会社があるかもしれない。しかし、 そのことを通じて今回のように5社が全員不調で 来なくて、1社だけしかやらない。たまたま札を 取ったら落札金額を予定価格を下回っていたんで 落札できたということでしょうが、こういう指名 の仕方というのは、逆にいうと大問題じゃないで すか。結果責任が問われるじゃないですか。94.5 ならいいんですか。さっきは六十何%ですよ、落 札金額。そういうことになるんじゃないですか。 地場産業を育成しなきゃいけない一番大事な電気 商業組合が結果的に排除されるような業者を指名 する。片方は知立の業者が入ってませんから、大 いに入札して頑張ってもらえばいいのに、指名し た6社のうち5社が当日参加しない。結果的には フリーパスで1社が予定価格を下回って落札した。 この場合には、例えば今回落札したけども、予定 価格を上回っておるという場合は、これは随意契 約の対象になるんですよ。ちょっとあんたところ 落ちんけども、もうちょっと何とかならんかねと。 これだけならどうですかといって話し合って、こ こと1社随契になりますよ。そういうことに道が 開かれてるんですよ。

したがって、5社の指名が妥当だったのかどう かというのは、当然結果責任が問われるんじゃな いですか、指名審査会に。

清水副市長、どうですか。先ほどと全く正反対で、結果的に地場産業は育成されていかない。こんなばかなことが認められるんですか、これ。

### ○清水副市長

先ほど教育庶務課長が過去の入札参加の状況 等々の中で、実績のある業者をということでの指 名審査委員会の中でも説明がありましたし、事実 そうでございました。

でありますので、今回のこの辞退につきまして は、私どもの方も非常に残念といいますか、私ど もの方のそういう設計の中身とかそういったこと でできないということであるなら、これはまた検 討の余地があるわけですけども、今回のような結 果については、非常に私の方としても指名をさせ ていただいたのはこちらでございますけども、辞 退者が相次いだということについては、非常に残 念だというふうに思っております。

### ○高橋委員

例えば富士通株式会社東海支社と書いてあるんですね。あと私の名前知らんところばっかなもので、たまたま富士通という三文字ぐらいしか知りませんが、こうやって指名したけども応札しなかったという場合には、今後指名を一定度しないと、内部的にということを当然ありますですね。どうですか。一般競争入札の方はこれはそんなことは言えませんよ。これだけの資格の要件の人はどうですかといって、おれは行きたないと、仕事いっぱいだと。来なくていいですよ。

しかし、市が指名してもなおかつ応札に来なかった、辞退したというのは、それ相当のペナルティを、ペナルティという言い方はどうかしりませんが、今後指名する場合の重要な参考資料になるというふうに私は理解するんですが、どうですか。 ○清水副市長

当然それぞれ担当課で業者選定をしたものが指名審査委員会に案件として提案されてくるわけでございますが、過去のいろんな指名審査委員会の中でも、そういった類似の事業、入札においてその指名業者の案の中にそういったものがないかどうか、そういったことも確認をさせていただきながら、指名の決定については参考の資料となるということでございます。

## ○高橋委員

今後のこともさることながら、私は、二つの入 札を紹介しましたけどね、ちょっと業者も業者だ けども、皆さんの業者選定の目がくるっているの か、かすんでいるんじゃないでしょうかね。そん なこと高橋委員わからんがねとおっしゃれはそれ までかもしれんが、そこまでのことが求められて いるという環境じゃないでしょうか。私は、その ことを強く申し上げておきたい。パソコンの例ね。 もう一つ聞きますが、このパソコンの予算は幾 らでしたかね。

### ○教育庶務課長

お尋ねの予算の件につきましては837万円の予 算であります。

### ○高橋委員

837万円の予算が議決をされていると。これ、 予定価格は最初伏せられているんですが、予定価格844万円じゃないですか。予算を上回るような 予定価格というのは存在するんですか。

# ○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後6時18分

**玉**朋 左然 c 吐 ∞ △

## 再開 午後6時20分

## ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

## ○教育庶務課長

どうも申しわけありません、貴重なお時間をいただきまして。

先ほど837万円というお話をさせていただきましたが、失礼いたしました。9月補正予算の中で振興備品ということで1,532万7,000円取らさせていただきました。これは電子黒板、教育用パソコン等々合算しております。

今回、先ほどのパソコンに学校での保管につきましては、教室にはだかで保管するということは安全上、管理上支障があるということで、先ほどのトータルの中で837万円に収納棚、学校要望を受けまして予算の範囲の中でということで40万円程度を予算的には追加させていただきまして、入札をさせていただいております。どうも失礼いたしました。

### ○高橋委員

どういうことですか。収納棚もこの企業が一緒 に納入するということですか。収納棚を納入する ことを前提に入札をしたということですか。

## ○教育庶務課長

パソコン専用の収納棚ということで、今回一括

して入札させていただきました。

### ○高橋委員

パソコン収納棚は別の発注にすればいいじゃないですか。収納棚なんていうのは、別のパソコン会社じゃなくていいじゃないですか。教育産業株式会社豊田営業所でないといかんの、収納棚というのは。そんなもの汎用性でいっぱいあるじゃないの。

## ○教育庶務課長

今、委員のおっしゃるような形もできると思いますが、今回同時納入ということで一括させていただいた次第であります。よろしくお願いいたします。

### ○高橋委員

そうすると、837万円の本体予算に収納棚が40 万円予算化されているということですか。合わせ ると877万円になると。

したがって、今回の844万6,000円は予定価格は 税入りの予定価格、予定価格より1円より下がっ たらオーケーですからね、落札するわけですから。 そのときに予算がないということを真っ青になる んですが、いやいや、箱があるんだと、40万円。 収納箱があったんだと、こういうことですね。40 万円加えると877万円で844万円をクリアしている と、こういうことをおっしゃりたいわけですか。

## ○教育庶務課長

はい、そのとおりであります。

## ○高橋委員

私は、ちょっとその予算現額からいくと、ここに総務部から出してくださったものがあるけれども、何も箱なんか一緒にやらんでもいいじゃないですか。箱は地元業者に発注したって可能性があるし、私は、ちょっと紛らわしい話じゃないのかなと、今の話は。慌てて40万円追加されてね、予定価格が予算の範囲内だということを一生懸命力説されたけども、ちょっと理解に苦しむ対応だということを申し上げておきたいと思います。

いずれにしましても、この二つの入札、私ちょっと時間を取って紹介して申し上げたんですが、 大変問題点の多い内容だったと。もともと駆け込 み的に前内閣が景気対策だということでぶち上げたというその期日や動機、そういうものも全く無関係だというふうには申し上げません。当局もそれを受けてね、慌ててやらないかんというね、刻限までに納品させないかんということがあったという背景の中の一連の物品購入だったことを私は認めるものでありますが、それにしましても、この施策の実態と内容は入札の手法、辞退者の存在、その結果、地場産業がおいてきぼりになってしまったというこの事実、大変学ぶべきものが多いということを改めて申し上げておきたいと思います。清水副市長、もう一回二つの入札の件、今の予定価格の上乗せの点も含めて、あなたの見解を承ります。

### ○清水副市長

まず最初のデジタルテレビの関係でございますが、先ほども申し上げましたように、今回のこの制度のことからいえば、私どもの方も9月の議会の議論、そういったものももう少し深く考えていかなくてはいけなかったのかなと今、反省をしておりますが、いずれにいたしましても、私どもの方も公正、また公立的なという観点も考えておるわけでございます。その点について御理解をいただきたいというふうに思います。

また、今回の辞退者が多数出たという事態につきましては、これは今後も厳しく私どもの方も対応したいと思いますし、今後の選定については、こういったものがないように十分考慮していきたいというふうに思っております。

それから3点目の設計をする段階で、そういったものもセットということの必要性、そういうことはわかるわけでございます。その辺については、予算計上の中で十分説明をさせていただき、その予算計上の中で、その辺のこともしっかり考慮して予算計上することが必要だなということをつくづく感じたところでございます。

いずれにいたしましても、入札の公平、公正は もとよりでございますけども、今回御指摘の点、 繰り返さないということが必要だというふうに考 えておりますので、十分配慮してまいりたいと思 います。よろしく御理解ください。

## ○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

### ○水野委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

## ○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第61号について、挙手により採決します。 議案第61号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

## ○水野委員長

挙手多数です。したがって、議案第61号 平成 21年度知立市一般会計補正予算(第5号)の件は、 原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第64号 平成21年度知立市土地取得特別会 計補正予算(第2号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

### ○高橋委員

今回、土地取得特別会計の補正予算が計上されております。金額は23万9,000円をそれぞれ歳入歳出補正増額するというものです。基金利子23万5,000円と土地等の賃貸料4,000円を歳入し、この合計を基金の繰り出そうと、こういうものであります。

本会議で土地開発基金のいわば現金を今後どういうふうに運用するのかということが重要な議論になりました。ちょっと私、伺いたいんですが、この知立市の土地開発基金を前提にする土地取得特別会計というのは、いつ成立をした会計でしょうか。おわかりだったらお示しください。

### ○水野委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後6時30分

再開 午後6時33分

# ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ○総務課長

大変すみません、お時間をいただきまして申し わけございません。

昭和44年に条例制定されております。

# ○高橋委員

昭和44年ということは、市制施行前ということですね。市制施行が昭和45年の12月1日ですから、市制施行前にあった条例と、この土地取得特別会計。

それでお尋ねしたいのは、この会計で具体的に 土地を購入した実績は一番近いのは何年度ですか。 〇総務課長

一番新しいとなりますと、取得年月日が平成14 年12月17日になります。

### ○高橋委員

それは、どれぐらいの土地をお買いになったんでしょうか。あそこの土地だとわかったら教えてくださいよ。

### ○総務課長

地番につきましては上重原町本郷38の4、面積が1,058.32平方メートルです。場所は、これは上重原の農協の跡地になります。

以上です。

### ○高橋委員

平成14年に上重原の農協跡地を買ったのが最後で、この会計は土地を取得していないと。これ、総務課長、幾らぐらいだったんですか、1,058平方メートル。

### ○総務課長

取得価格が2,830万4,000円になっております。 以上です。

### ○高橋委員

3,000万円弱の土地をこの特別会計で買ったの が平成14年ですから7年前ですか。それ以降は貸 し付けした土地の利息、貸付金と基金利子を歳入 して、その合計を新たに基金に積んでおると。こ の仕事をずっと営々この六、七年間やっておるわ けですね。 いまや議論は普通財産まで処分せよというときに、新たにこの会計を活用して公有地を拡大するという環境はあるんでしょうか。

### ○総務課長

各課の方からは、特に今のところ私どもの方に は要求はございません。

#### ○高橋委員

ということは、実施計画にも当該特別会計を発動して公有地を取得するという具体的なプランはないということだと理解をいたします。

現在土地開発基金は、合わせて7億円あるんですね。そのうち4億7,000万円が現金で持っておられる。この現金を一般財源化せよというのは私の意見ですがね、4億7,000万円持っている。貸付金2億4,000万円ほどあるんですが、この貸し付けてみえる土地は5,449平方メートルというふうに理解をしていますが、これは何筆ぐらいあるんですか。どういう方に貸してみえるんですか。それは内訳は相当膨大だと思うんですが、大方主要なところを紹介してください。

### ○総務課長

今、委員のおっしゃられた7筆でございます。 まず一つが、八橋と来迎寺町ですね、そこが全部 で市民農園の方で4筆ございます。

あとは、弘法町の方へごみの集積地としまして 弘法町の方へ貸しております、それが1筆。

年田の方にございます、これは下水道課の方に ポンプ場の用地として1筆、それからもう一筆が、 先ほど申し上げました上重原の農協跡地、そこに なります。

### ○高橋委員

私もちょっと思い出しました。市民農園だわね、中心は。県の農業公社が持っていたものを一遍買いなさいということでね、ここで利息のつかない金にかえた。そういう私も提案しましたわね。県の農業公社でいつまでも利息を出しとってもらってはいかんので、こちらへ受けとめなさいということで受けとめてもらった。それが中心ですよね。したがってね、現金で4億7,000万円持っていて、市民農園で貸付金が多少入ってくると、市民

農園というか貸し付けで入ってきて4億7,000万円の現金があると。そして今後も土地を取得するローリングプラン上の具体的な計画はない。総合公園だって、あれはこの基金を取り崩そうなんていう財政計画じゃなかったですからね。あれは地方債と基金を積んで、この会計を使って土地を買おうという作戦じゃありません。25億円ですか、全部で、第1期工事が。これも既に財政計画が出ておりますが、ここの基金を取り崩そうという計画ではありません。

したがってね、これからも大がかりな公有地を 購入しなきゃならんという理由があるのに、議決 をされたんだから後生大事にこれを加えられない かんと、一般財源にするのはいかがなものかとい うその理屈はいかがなものでしょうか。私はそう 思うんです。必要なら一般財源化すべきそういう 財源がここにあるんだというのが当たり前の認識 じゃないですか。どうですか、もう一遍お答えく ださい。

# ○総務課長

土地取得特別会計にございます基金につきましては、財政の立場からしまして財政係内部の方で、今、委員のおっしゃいましたように、基金の有効活用ということも含めて、今現在検討はしておりますが、何分にもまだ今後各課の方に用地の利用度等をまだ紹介もしてございませんし、まだ詳しいことも私の方は存じてないわけでございまして、今4億7,000万円ほどあるうちの一部を取り崩して一般財源の方にということもちょっと視野に入れながら検討はしておる最中でございます。

### ○高橋委員

この基金は運用基金なんですよ、忘れてもらっては困りますよ。つまり基金には2種類ありまして、資金の積立基金、端的にいえば総合公園建設基金、これは財産を維持し、または資金を積み立てる。そして必要な用途に財源にすると。これ資金積立基金ですよ。

ところが、この土地取得特別会計の基金は基金 運用基金と。資金を運用する基金だと、こういう ことでしょう。だから4億7,000万円も運用基金 としてもっとる必要はないわけですよ。何でこんなに持ってなきゃいかんのかということですよ。 ほかに使い道がないで、ここに置いてあるというだけのことで資金運用のために4億7,000万円要るなんてことは根拠ないじゃないですか。どうですか。何で4億7,000万円もこの会計に持っておらないかんの。資金運用でこれだけ要るんですか、お金が。

#### ○総務課長

この基金条例の第5条にも繰替運用という条文がございます。その中にも今、委員のおっしゃった資金運用基金、今回この基金には資金運用基金に属すると思います。それを歳計現金に繰り替えて運用することができるという条文がございますので、そういった条文からもですね、今こういった財政厳しい中で、財政当局といたしましては、先ほども申し上げましたように、今現在ある4億7,000万円のうち、幾らかでもそちらの一般財源の方に組み入れができれば事務局の方としてもありがたいというふうには思っております。

ただ、来年度の当初予算のまだ予算査定中でございまして、まだはっきりとした歳入の組み立てがまだでき上がっておりません。そんな中で、今検討はしておるもののというふうに申し上げたんですが、この平成22年度の当初予算を作成していくに当たって検討の材料の一つということになっておるということで御了承願います。

### ○高橋委員

だからね、かたくなに土地取得の運用基金が議会の議決を得てるから、かたくなに取り崩すことは議会軽視なんだというようなことを本会議でおっしゃるからね、私はこの会計のあり方について今ただしておるんですよ。

資金運用基金で当初は6,820万円ですよ、積んだ基金が。6,820万円が元手になって基金を積んで、その後、歳入歳出予算に定める金額を基金に積んでいくということが書いてある。しらんどるうちに4億7,000万円になったというこんだけの話ですがね。その一部を一般財源化することもオーケーですと書いてある。

私は、お金が要らんのにこれを一生懸命崩して ね、一般財源化しようなんてことを申し上げてい るわけじゃない。今厳しい状況を、るる議論して きたような実態があるので、こういうお金もまず 何をおいてもこういうお金を重要な一般財源とし て位置づけて切り崩すことはやぶさかじゃないん じゃないのと、こういったまでの話でね、いやい や、それより借金が先だと、こうおっしゃると話 がややこしくなりますね。

本会議の答弁では、臨時財政対策債を7億円から10億円にふやす、限度いっぱい。これもふやせるんだと。国が認めてくれるからこれは飛びつきたいというような趣旨の答弁がありました。さらに減収補てん債をちょっとにおわされましたね。減収補てんの基金を借金が可能じゃないかということもおっしゃった。その背景には、こうした基金というのは一回使ってしまえばおしまいなんで、なるべく切り札で持っておきたい、こういうこともおっしゃった。私は、それはいかがなものかと。私はその趣旨に反対だと。これ以上、借金ふやしていいのと。ふやすならふやしても大丈夫だというあかしを示しなさいと、そういうことも申し上げました。

そういう点で今、常に質疑をしない項目で今おしゃべりしとるわけなんだけども、そういう点で、私は柔軟にこの基金については、手をつけなくて済むならいいですよ、つけなくても。そんなことは大前提。だけどこういう状況のときに、ここを運用基金を取り込んで後生大事にするんじゃなくて、柔軟にここの基金を一般財源化するということで来年度を含む予算編成に大いに生かしていくということが大事なんだということを私は言いたいんです。そういう考え方でいいですか。

### ○総務課長

私の立場から言えますことは、委員のおっしゃることは、僕は間違いないことかと思います。今後も公債費が膨れ上がるというのも懸念されますし、他の大きな事業もございますので懸念されます。

ただ、議会中に部長も、また市長の方が答弁し

ておりますように、やはり心配なのは、こういった基金を取り崩して一般財源化したりだとか、普通財産を売却して一般財源化したりというのは、その単年度だけで終わってしまうということが非常に懸念されます。今後まだ平成23年度以降の予算編成に当たっても、長期的な視野で見ていかないと、今この基金を取りくずのがいいのか、さらにもう少し我慢するのかというのは、今後また検討していきたいというふうに思います。

# ○水野委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後6時49分

再開 午後6時57分

### ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

### ○高橋委員

基金はそれは一回使ってしまえばおしまいなんだわね。それは欲の深いことを言っちゃいかんですよ。一回使ったらおしまい。

しかし、私が言ったのは、2回も3回も使える 便法があるよなんてことを言っておるんじゃなく て、今申し上げたような性格の基金だからね、こ れを切り崩したら議会軽視になるとか、ほかに要 因を求めてこれを切り崩さずに、とにかく借金を 先行させるという考え方は、それは少しおかしい んじゃないかと。十分許容範囲として借金ができ る体質ならいいですよ。例えば連立をやらなかっ たら5億円、6億円の借金をしなくてもいいわけ ですから、その分その減収補てん債でもかえられ りゃあいい。だけど鉄道高架でそれだけの借金を していくシミュレーションをこの間やられたんだ から、あれ以上借りたら警戒ラインいっぱいにな ってしまう。そういう環境を考えると、ひとえに 一回しか使えない金だから、これを後生大事に持 っていて、とにかく不足分は借金で補えばいいん だという考え方は問題ではないかと。むしろこう いうものを柔軟な対応で必要な一般財源として充 当していくということも柔軟に考えて財政運営し ないと、あなたたちは最後の一線をとにかく持っ

とりたい気持ちはわかるけども、それによって借金をふやすその流れでいいのかという問題提起をしてるわけでして、改めて柔軟に対応するということでよろしいかどうか、改めて答弁を求めます。

# ○総務課長

一度よく研究をさせていただきます。

#### ○高橋委員

副市長、どうですか。柔軟に対応する、一般財源にする。そういうもともとの性格のものじゃないかと、運用基金。何か異論があるんですか。どうですか。私とそれは一致するんじゃないの。

#### ○清水副市長

この問題については、前からも9月議会で質問 者からもそういう御提案をいただきました。その 後にも何回かお話を内部でもしてるわけですが、 私の考えとしては、普通財産を売り払って一般財 源化するということも一つの方法であるわけです けども、そういった場合においても、そういった ものが経常経費に一般財源になってしまえば、そ れはお金に色がついておりませんから、それは投 資的なところに当たっていくのか、経常経費に当 たっていくのかというのは明確ではないわけです けども、少なくともその一つの考え方といたしま しては、そういったものを財産の新たな投資、新 たなそういう資産に振り向いていくというような 考え方をひとつもって、そういった運用基金、あ るいは普通財産についてもそういう運用が望まし いのではないかなと、私そういうふうに担当にも 常々言っております。そんなような考え方も考慮 しながら、ほんとに必要な場合には、そういった 新たな投資、新たな資産構成の中にそれを投資し ていくということは必要ではないかなということ は思います。

それから、もう一点、確かに非常に税等の収入 状況というのは見通しが暗いわけでございます。 そういった中で、もう一つ考えなくてはいけない のは、知立市の財政規模というのが、どのところ がいろんな税収等から判断した場合にいいのかと いうところもしっかり今後精査しながら平成22年 度の予算編成というものはしていなくてはいけな いのではないかなというふうに思うわけです。そういった中では、歳入をしっかり把握をし、必要な事業をしっかり精査して編成していくという考え方も必要ではないかなというふうに思います。 これはちょっと蛇弁ではございましたが、そういうふうに考えております。

### ○高橋委員

せっかく基金を切り崩すんだからね、経常経費にそれが充当されてしまうのはうまくないんじゃないかと。何か象徴的な普通建設事業のようなものにこれは充当できるというのがよろしいと、その私、考え方は否定はしませんが、平成20年度ベースで普通建設事業は18億円、これはちょっとできすぎだと総務部長もおっしゃったけども、来年度、再来年度は14億円とか15億円が一応俎上に乗ってるわけで、14億円、15億円と普通建設事業やるんだから、それは象徴的な事業になるのかどうかしりませんけども、経常経費で消えてしまうわけじゃない。そういう充当が一般財源で求められるわけですから、それがそういう形に転化していくということであれば、十分意義のある話だというふうに思うんですね。

それでね、この知立の財政規模がどの程度が適切なのかということは理論的にはいろいろあるだろうけども、これからの予算の編成の中でしのぎ合いが始まると思うんです、私はね。

つまり連立と駅周の二つの大型事業は、私はもともと知立の身の丈を超えた事業だというふうに考えてます。それは具体的に身の丈に合うか合わないかというのは、それは議論すればいろいろ生まれるでしょうが、具体的な予算編成の中で、これ以上、一般財源を駅周に充当できないじゃないかと、もはや。これ以上の借り入れをやったら、もう知立が間違いなく危険ラインへ入っていくじゃないかというこの指標との比べながらの予算編成になると思うんです、私はね。来年度はそういう点で、いわばジャブ、まだジャブですよ、来年度は。ジャブの段階で既に重大な財源負担があると、財源不足があると。今これで苦慮しておる。やがて私はね、このままいくとどういうことが起

きるかというと、もう借金もこれ以上ふやせない。 一回こっきりの基金も切り崩しちゃった。それではどうするかということになると、これは地方債を引き下げて連立の負担金を下げるか、その段階で一番が投資的経費として目立つのが駅周の一般財源の投入ですよ。駅周一般財源そんなに投入できない。結局そこへまた戻るんです、結果的に制御して。そうすると、平成35年完了とかね、3年後に駅周と言っておるけども、事実上一般財源が駅周については充当できない。連立についてはそれだけの借金が認められない。それ以上の借金したら後世に重大な禍根を残すというそのしのぎ合いの中で適切な予算規模というのが結果的に決まると。

そのとき大事なのは、将来をきちっと踏まえた 上での財政規律というものをお互いがもちながら 今の事態を冷静にきちっと認め合って市長が必要 な決断をするということが私は必要になる。そう いう目線でこの予算編成をやれば、結果的に鉄道 高架と駅周辺が身の丈を超えているとすれば、一 般財源の充当と地方債の充当を控えざるを得ない と、こういう結果として反映してくるというふう に私は思っているわけです。

だから私は、あんまりオーバーランしてはいかんけれども、最低絶対的条件は2対1の担保と。そのためには今、知立がまだカードを握っておるんです。名鉄と県との工事協定というまだ札があるんですよ、カードがね。だからこの案では乗っていけませんと言って、言えばいうだけのカードがあると。工事協定以降はそのカードを失うということがあるので、私は前からそういうことを言っておりますが、結果的に清水副市長、そういうことに私はなると思いますよ。こんな苦しい地方債はだめだと。こんな時期にこんな大型の投資はできないと。どこを削るんだということに結果的にならざるを得ないと私は見ているですが、どうですか、私のこの蛇弁に対して、あなたの見解を聞かせてください。

# ○清水副市長

今の御質問者の御指摘のとおりかなという思い

も私もございます。そうした中で、やはり本会議の中でも御指摘いただきました財政規律というお話がございました。そういったことの中では、どんどん国が言っているような枠の中での範囲内で起債を借金を重ねていけばいいというものではございませんので、その辺につきましても長期財政計画の中でお示しをするその数字が各年度における現時点での起債の上限といいますか、当市としてそこまでが可能な額だろうというものにおのずとなってくるんだろうというふうに思うわけでございます。そういったものをできるだけ早くお示しをして、そういったものでしっかりやってきたいと思います。

また、こういった御質問者御提案の運用基金 等々の活用につきましても、そういった部分では 柔軟な対応ということも必要だとも思います。ま た、過日の建設委員会の中でも駅周の問題につい て基金の考え方、扱いも御提案もいただいており ますので、そんなことも考えあわせながら今後の 財政計画をきちっと立てていきたいと、このよう に考えております。

# ○水野委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

# ○水野委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

## ○水野委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。 議案第64号について、挙手により採決します。 議案第64号は原案のとおり可決することに賛成 の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

### ○水野委員長

挙手全員です。したがって、議案第64号 平成 21年度知立市土地取得特別会計補正予算 (第2 号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定 しました。 ここでしばらく休憩します。

休憩 午後7時10分

### 再開 午後7時10分

# ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第22号 消費税率引上げに反対する意見書 の提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。 ○坂田委員

陳情第22号には反対の立場で意見を述べさせて いただきます。

高齢化社会を迎え、社会保障費が毎年1兆円近くの増加が見込まれる今日、持続可能な社会保障制度や財政再建のため、将来的には税率引き上げが必要かと考えますが、引き上げの環境はまだ整っておらず、今後、消費税について国民が納得できるよう議論を進めることが大事であり、早計に引き上げ反対の結論は出すべきではないと考えますので、陳情第22号は不採択でお願いいたします。以上です。

# ○高橋委員

陳情第22号について、消費税の引上げに反対する意見書提出に関する陳情については、私は賛成であります。

昨今、野党になりました自民党筋からは、民主 党の財源論を攻撃されて、だから消費税増税なん だという論調が日々目立つようになりました。消 費税増税で今のデフレスパイラルに対応できるか どうかは、もう事態は明瞭だと思います。

もう一つ、民主党は今、マニフェストと財源論 のはざまの中で、大変厳しい選択を迫られていま す。民主党が厳しい選択を迫られているその原因 に何があるのかと。私は、民主党が残念ながら二 つの聖域を持っているということです。切り込ん でいかなければいけない二つの分野、大きな分野 に民主党が残念ながら切り込めていないというこ とであります。

一つは、財界大金持ち減税をただすという考え 方ですね。これは利子配当課税、譲渡課税を含め て本則20%を10%で相変わらずやっている。諸外国は、こういう厳しい環境で引き上げて、つまり持てるところから応分の税を負担していただくというそういうことを通じて社会の平衡感覚、不公平感のないような税体系を整えているのに比べて、残念ながら民主党政権もそこには手はつけられていない。これが民主党が今、苦労されている一つの側面。

もう一つは、日本の思いやり予算を含めた防衛 費、軍事費の対応であります。

基地で働く人の人件費について、仕分けの日程にのぼりました。しかし、私どもが申し上げているのは、本来、地域協定からいっても負担する義務のない思いやり予算、これになぜメスを入れないのか、あるいは自衛隊自身が装備をしている不要不急から全く外れる内容のものについて、なぜメスを入れないのか、私は、この二つの分野からメスを入れれば相当な財源を確保してマニフェストの大きな裏づけになるというふうに考えます。

したがって、消費税増税せずに対応できるということを強調して、本陳情に賛成をいたします。

# ○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第22号について、採択することに賛成の委 員は挙手願います。

(賛成者挙手)

# ○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第22号について、不採択することに 賛成の委員は挙手願います。

### (賛成者举手)

# ○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第22号 消費 税率引上げに反対する意見書の提出を求める陳情 書の件は、不採択とすべきものと決定しました。

陳情第25号 知立市教育委員会が賃金の未払い 等を行っていることを受けての知立市教育委員会 苦情等対応審査委員会の設置に関する陳情の件を 議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。

## ○高橋委員

評決の前に少し事実確認をしたいなというぐあ いに思います。

本陳情は、25号並びに26号、教育委員会と市長部局にそれぞれ苦情等の対応審査委員会の設置を求めておられます。そういう案件が25号と26号共通の思いから出発しています。

そこで私ちょっと事実確認をしたいんですが、 そのために課長にも残っていただいたんですが、 陳情者は陳情書の部分としては下の方でね、この 今回の陳情者が感じていらっしゃる不利益取り扱 い、不本意な取り扱いについて、これを解決して いただきたいということで学校教育課へのメール アドレス、教育長あてのメールも行ったと。しか し、返信すら来なくて無視されていると。現市長 は、対応すると電話で話をしたきり何もしてくれ ない。秘書課や広報課に市長への伝言を頼んでも 伝えてもらえないと、こういうくだりがあります。 これは事の善悪はともかく、メールで要望があっ たり、こういうふうにしてほしいという声があっ た場合には、真摯にこれを受けとめるというのが オーソドックスな考え方じゃないでしょうか。そ の点どうですか。ここに陳情書に指摘されている 点については、そんな事実はないと。ちゃんと送 っておるんだということなのかどうか、この事実 関係を確認させてください。

### ○学校教育課長

メールに関しましてですが、6月17日と7月7日にそれぞれメールを確認しております。そして、それに対する返信は行っておりません。

以上です。

### ○林市長

私にもこの陳情第25号、2回名前が出てきておりますので、事実関係を申し上げます。

まず理由のところの6行目であります。現市長 とは電話で話をしたあと、直接お会いしたが対応 していただけなかった部分であります。

これは私、1月の閉庁日、事務の方に確認しま したら1月のたしか閉庁日でありました。土曜日 か日曜日午後6時半ぐらいに倉田氏から市役所に 電話があったと。私、ちょうどその土日にどちらかか忘れちゃったんですけれども、仕事をやっていました。宿直の方がつなげられまして、ふだんは宿直の方は市長室に休みのときはつなげないんですけれども、倉田氏が市長と連絡調整がしてある旨があったということでつなげられたということであります。

それで倉田氏がお話を電話でされました。私、要件がわからなくて、でも学校のことをおっしゃられておりましたので、後日教育委員会より電話をさせるということで電話を切らせていただきました。後日、教育長や学校教育課長にその旨を伝えて対応をお願いをさせていただきました。

2回目であります。直接お会いしたというところであります。直接お会いしたのは、たしか3月か4月ぐらいだったと思います。これは副市長とともに市役所の外へ出ましたら倉田氏がいらっしゃいました。一方的にお話をされまして去っていかれたというのが私の記憶のところの事実関係であります。

### ○高橋委員

二つの部署からお答えいただきました。市教委は2009年6月11日、7月7日だったですね。2回にわたってメールをいただいたと。ちょっとまた日にちが違ったら訂正してください。メールをいただいたことは紹介されましたが、返信はしてないと。返事をしてないということですが、なぜ返事をされなかったんですか。

### ○学校教育課長

こちらのメールに対してですが、双方代理人を 立てて話し合いをしようということになっており ましたので、窓口は一本化をするべきだというこ とで、こちら独自のメールでの返信は控えておっ たということであります。

先ほどのメールですけども、6月17日ですね。 以上であります。

# ○高橋委員

市長、1月の閉庁日に電話があったと。初めて 聞く話だったんで、さぞびっくりされたでしょう。 よくわからんから教育委員会から返事をさせると いうお話だったというんです。これは教育委員会、 返事されたんですか。

### ○秘書課長

私どもの方では、秘書課の方に今から3カ月ぐらいまで、ことしの9月に倉田氏から秘書課に電話が入りまして、市長とお話がしたいというお電話がありました。

出た担当の者も内容がよくわからなかったので 確認しようといたしましたけども、その電話がた またま切れてしまったということで報告をしてお ります。

# ○学校教育課長

その日だと思いますが、私も連絡を受けて、私 の方からも電話を入れておりますが、つながりま せんでした。

以上です。

### ○高橋委員

市教委に入った二つのメールについて、双方代理人が入っておるからね、窓口一本化がいいということであれば、その旨メールでお返しになるべきじゃないでしょうか。

倉田さんからこういうメールをいただいたけど も、双方の代理人が今話し合いの最中なんで、代 理人を通じて議論しましょうと。それが正論なら ば、そういうことをお返ししないかんのじゃない のですか。無視しちゃうのは、ちょっとまずいじ やないですか。ちょっとというより、大変まずい 話ではないですか。この段階で代理人が入って、 どのレベルの話になっておるのか、私はよくわか らんわけだけども、お互いが代理人を立てて、弁 護士同士が話し合いをしている最中に当事者の御 本人からメールがあって、代理人が今話をしてい るからね、そちらの方へ反映してくださいという ことであれば、そういうメールは返事をされない かんのじゃないですか。それが人と人との基本的 なあり方ではないでしょうか。これ、ちょっとお 答えいただきたい。

### ○学校教育課長

委員のおっしゃるとおりかなとも思います。 ただ、その当時、双方ほとんど意見とかあれが すれ違っておりましたので、果たしてそれが相手 の方にきちんと届くかどうか非常に不安でありま した。

以上です。

### ○高橋委員

この段階では代理人が入ってね、相当お互いに 不信感持って、そういう関係だったと思いますよ。 それは客観的に。だから、そのメールについて不 快感があったかもしれない、それは市教委側は。

しかし、そういう状態であったにせよ市民からあえてメールがきて、どうなんですかと、あるいはこういうふうに思うけどどうなんですかということについてはメールでお返しになればいいでしょう。何も電話でやらんでも。メールアドレスわかっておるわけですから。向こうからメールが入れば向こうのメールアドレスわかるわけですから、基本的に。だからそこへメールを打たれればいい。代理人が今話し合っておる最中なので、そちらに市としてはゆだねたいと思いますといってお返しするのが最低の行政として行うべき内容ではなかったのかと、こんなふうに思いますね。どうですか。もう一回お答えいただけませんか。

### ○学校教育課長

その件につきましては、代理人の方とも相談を させていただいたところでもありますけども、今 委員が言われることもそのとおりだなというふう に思っております。

### ○高橋委員

ぜひこれからも倉田さんの問題に限らず、市教 委が好ましくないなと思うような事態があっても、 それは情理を尽くしてやるのが行政じゃないです か。いろんな意見があるんだから。だからいろん な意見があっても丁寧に説明責任を果たしていく というのがね、これは遠回りのようだけども市民 の信頼を勝ち取っていく大事な業務だというふう に思いますよ。そこは一つ今後とも間違いないよ うにきちっと対応していただきたい。これは教育 長の決意を一遍聞かせてください。

それから市長ね、お会いされて、電話でまず話 があって、その後副市長とも会って、御本人から ももう一遍会いたいと、こうあったけども、秘書 課長、それはつながんかったということですか。 まあいいって言われたの、向こうが。どういうこ とですか、もう一遍教えてください。

#### ○秘書課長

9月のときに電話があったときは、市長とお話がしたいという内容でしたけども、担当の方はいろいろの方がみえますので、御用件はどんな用ですかというようなことをお話している間に電話が切れてしまったということで終わってるそうです。

### ○石原教育長

確かに高橋委員言われるとおりだと思います。 ただ、そのときに代理人を通してやっておりま したので、代理人を通してそちらの方へという話 もありまして、そんなような対応をしたわけであ りますけども、やはり丁寧に電話ではなかなか通 じないわけですけども、メールでやれば通じます ので、そういうことをする必要があったなという ふうに思っております。

### ○高橋委員

市長ね、あなたも市の責任者で体一つしかない けども、この文書によるとね、現市長は対応する というお電話だったけども何もしてくださらなか ったと。お互いにありますがね、有権者との関係 では。あの人に返事をせないかんけども、いい返 事ができんという場合、困っちゃってね、一日延 ばしすることも私ありますよ、正直言って。寝覚 めが悪いです、それは。だけどそれはきちっとお 話をしてあげないかん。よしんばそうでも。まし てや本件のように、非常に複雑な問題であり、な おかつ市側にも一端の責任があると、重大なね。 これは先議会でも明らかになりました。いうとき に市長が、対応しますといって約束されながら、 その後なしのつぶてという状況であるとしたら、 これは市長の政治責任も問われなきゃいかんのじ ゃないですか。市長はどういう認識でしょうか、 それ。あとは部下の任せたから、部下があんじょ うよう対応しとってくれるだろうと、こういうレ ベルの話ですか。

### ○林市長

今の事実関係ちょっとまた違うのかなという。 事実関係は電話がかかってきまして、私が何のことをおっしゃられているか、まだ市長になりたてでわからなかったと。学校のことをおっしゃられてたようですので、後日教育委員会から電話をさせるという答弁をさせていただきました。で、教育委員会にお願いをさせていただいたということであります。あまり中途半端に私が介在しても何のことかほんとにわからなくて、そんなようなことであります。

# ○高橋委員

ところが教育委員会は電話したかしらんか、つながらなかったと言っている。そうすると市長は約束を履行してくれなかったと、こう考えるのは当たり前じゃないですか。教育委員会が、あなたの命を受けてきちっと対応されておれば問題ないけども、電話をさっき課長答弁あったように、通じなかったと、電話したけども。ということは市長の指示があなたに相談をかけられた相談者である倉田さんに通じてないということでしょう。

市長は、部下に言っといたで一件落着と、こういう処理をしちゃったということですがね。だけど市長に直訴された市民からいえば、その後だれかがどこかできちっと対応してくれたら市長でなくてもいいと思うけども返事がないということだからこういう文面になるんじゃないの。代議士と秘書みたいな関係だわね。秘書に任せておったと。秘書がやらんかったのがひどいじゃないかと、こういうことを言ってみえるのと似たり寄ったりの話じゃないですか。

市長は、教育委員会の教育長、私はそういうことをお願いしたけども、その後ちゃんと指示してくれたんだろうねと、返事はしてくれたんだろうねという結果責任まで見届けないと本来はいけないわけですよね。そこはどういうふうに市長、お考えですか。

### ○林市長

今回は御心配かけたことについては申しわけな く思っておりますが、もっとも事の経緯を理解し ている教育委員会との話し合い、教育委員会とも 話し合いの場を設けるということを全然否定してないものですから、一刻も早く解決をしていただきたいなという思いでありますし、今後も教育委員会の方にこの解決に向けてお願いしていこうと思っております。

# ○高橋委員

これは不正常な状況ですからね、これは解決しなきゃいかんけども、その解決が結果的にできるかどうかということもさることながら、解決をしようということでどう行動したのかということが陳情者、その点で市長の姿勢について疑問を呈してみえるわけでしょう。円満にいけばいいけど、円満にいかんことだってありますがね、いっぱい。そのときにどういう対応をされたのかということが問われるわけでしょう。あの人は誠実にやってくれたけども、残念ながらうまくいかんかったと。あるいは、あの人は全然ほっかりっぱなしにしてね、うまいこと言っただけで全然誠実じゃないじゃないかということで問題解決しない場合だってあるんですよ。

だから市長は、突然の訴えだったかもしらんけれども、それについて丁寧に市長として訴えられたことが履行されているかどうかをチェックし、点検してね、ちゃんと質問者に要望者にそのお答えをするという、このことがやられてなかったということは事実ですよ。そこが今問題になっておるんじゃないですか。副市長、何か言いたそうだけど、どうですか。

### ○清水副市長

先ほど市長が電話の件と直接お会いしたというくだりのところについての説明をされたわけですけども、私も副市長に就任して3月の末であったかと思いますけども、あとで倉田さんという方だということがわかったわけですけども、そのときにおみえになって市長に面会を私が庁舎の1階のロビーに下りて行ったときにその女性が、これもあとでわかったんですけども、秘書係の方に電話をつないで、そのときに市長に面会を求められているような中身の電話をしておられました。私が今は市長はお会いできないので、お話を伺いたい

ということで、その女性が電話を持って話もされておりましたけども、御用件を聞きたいというようなことでお話したんですけども、そのときにはちょっと会話というような形にはならなかったものですから、その後に市長に面会をということをおっしゃって、そのまま庁舎の北玄関のところにおみえになった。そのときに私もそうですけども、市長もそのときには他に用事があったものですから時間もございまして、北玄関のところでその方とお会いしたんですけども、先ほど市長が申したようなことで、ちょっと私、何ておっしゃったか記憶にございませんけども何かおっしゃって、そのまま帰って行かれたと、こういうような状況であったわけです。

そういうようなことで、先ほどの電話の件ですけども、その件については、やはり依頼した側も依頼した中身がどういうふうになったのか、そういった結果を報告を求めるということも非常に大事なことだというふうなことに私自身は思っております。

それで今回の倉田氏の問題につきましては、先ほど市長等も申し上げましたけども、やはり9月の議会のときにも、るるいろいろここの場でのいろんな議論を聞いておりまして、やはり倉田さんに対しても市として教育委員会として十分な対応がされていなかったという部分もあるなということは認識をしとります。また、その事務上の処理についても十分でなかったという分もあるのかなというふうに思っております。

私どもの方といたしましても、教育委員会とのことではございますけども、きちっとお話し合いをする場をもって、今回の私どもの方の当初のそういった対応の悪かった部分、そういったものもおわびするところはきちっとおわびもさせていただき、改めて今回のこういった問題についての解決について、そういった場をぜひ対応していただければありがたいと、このように考えているところでございます。

### ○高橋委員

この陳情の願意は、苦情等対応審査委員会をつ

くってくれと。冒頭に言ったように教育委員会の中に、あるいは市の中にということだけども、その仰々しく考えんでもね、そういう機関があればなおいいけども、問題は、倉田さんの問題を双方がきちっと理解し合って、一日も早く解決する。私は非があるよと、当局にもいうことは申し上げているので、非については虚心坦懐に心を開いてわびるべきはわびる、また、どこまで市として行うことができるのか、可能な範囲はどこまでなのかということも御披瀝して、そしてこの陳情者の御意見を聞きながら円満解決の方向に向かうべきだと、私はそういうふうに思っていますが、そういう決意がありますか。

### ○清水副市長

私も今、御質問者おっしゃる通りだというふう に思っております。

いずれにいたしましても、先ほども申し上げましたけども、やはり私どもの教育委員会、市としての対応についても十分反省しなくてはいけない点がたくさんあったのかなということもございますので、そういった点も含めて、御本人ときちっとしたそういうお話し合いの場をもたせていただければ大変ありがたいと、このように考えております。

### ○高橋委員

教育長、副市長はああいうふうに言ってますよ。 本陳情は今、教育委員会の陳情だもんでね、あな たにもちょっと聞いておきたい。

倉田さんは今、傍聴席にみえますので、私は彼 女に質問することはできんけれども、率直な話な んですよ、これ、平場の公開の。陳情者が傍聴さ れている。

率直に私、聞きます、教育長に。今、副市長は ああおっしゃったけども、教育委員会として非は 非としてきちっと認め、必要なら倉田さんにちゃ んと陳謝をすると。そして事態が事態だけに、市 が用意できる解決の範囲、金銭的なのか精神的な ものなのかいろいろあると思いますが、市が用意 できる解決の方策はこういうことですということ をお示ししてね、陳情者の理解を得る、そういう 積極的な姿勢を教育委員会はお持ちなのかどうか、 ちょっと確認お願いします。

### ○石原教育長

今、お話がありましたように、教育委員会といたしましても内部でもう既にいろんなことを検討して、どのようにして解決すべきか、できるのかということの話し合いをしております。

今、副市長が申されましたように、私どもも同 じ考えを持っております。

# ○高橋委員

林市長、市長にも聞かせてもらいたい。必要な 陳謝があればきちっと陳謝をする。そして市とし てできる施策、対応についてはそれをお示しして、 陳情者の意見もよく耳を傾けて、できる限りのこ とをしてあげると。してあげるというとおかしい が、対応して解決すると、一日も早くというふう にきちっとここで表明できるかどうか、市長の意 見を聞かせてもらいたい。

# ○林市長

陳情者、9月議会に引き続きということであります。一刻も早く解決をしていかなければいけないなと思っております。副市長、そして教育長と同じ思いであります。

# ○高橋委員

そういうときは同じ思いなんてことでごまかしちゃいけないの。あなたが同じことを言わなきゃだめなんだわ、それは。そこが大事なところなんだよ、人間として。一刻も早い解決はいいんだわ、そんなことは。副市長も教育長も、あえて陳情者の前で高橋憲二という質問者を通じてだけども、あえてコメントを発しとるんだわね。何で市長が副市長と教育長が申し上げたとおりにというようなことで、あなたのほんとに心を吐露しないんですか。そこがあなたの欠点だよ、人間的な。もう一遍お願いしますよ。

### ○林市長

今回のことについては、先ほど申し上げました ように、ほんとにいろいろな形で御心配おかけい たしましたことにおわびを申し上げたいと思って おります。 その上には、一刻も早い解決がやはり陳情者の ためでもあります。今回のことについて、おわび 申し上げたいと思っております。

# ○高橋委員

倉田さん、お聞きになったでしょうか。市長も 副市長も教育長も非を認め、必要な点については きちっと陳謝をし、市ができる範囲をお示しして あなたと真摯に話し合って、一刻も早く解決をし たいという表明をいたしました。私は、そういう ふうに理解をいたします。

したがって、そのことが実現できれば、今論議になっている陳情第25号なり26号は、あなたの願意が認められたものだと私は理解をしたいというふうに思います。

聞こえておったら私の声をぜひ聞いていただき たいという趣旨でね、委員長、私は25号について は賛成をしたい。議題は後ほどになりますが、26 号も同じ理由をもって、一刻も早く解決するとい うそういう点で陳情に賛成したいというふうに思 いますので、よろしくお願いします。

### ○嶋﨑委員

この陳情25号について、知立市教育委員会苦情等対応審査委員会の設置に関する陳情は、不採択でお願いいたいしたいと思います。

教育委員会は教育行政について問題を解決する 機関だと考えます。時にはそういうことがないん ですけども、この陳情は、提出者の個人の問題と 学校教育課の問題ととらえ、両者で努力され解決 を図るべきと理解いたしますので、不採択でお願 いいたします。

# ○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第25号について、採択することに賛成の委員は挙手お願いします。

(賛成者挙手)

### ○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第25号について、不採択することに 賛成の委員は挙手お願いします。

(賛成者举手)

### ○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第25号 知立 市教育委員会が賃金の未払い等を行っていること を受けての知立市教育委員会苦情等対応審査委員 会の設置に関する陳情の件は、不採択とすべきも のと決定しました。

陳情第26号 市長が「対応する」と言って一方 的にお金を振り込んできたことを受けての、市長 の説明責任に関する苦情等対応審査委員会の設置 に関する陳情の件を議題とします。

御意見などがありましたら発言をお願いします。 ○久田委員

陳情第26号については、私は不採択の立場で述べさせていただきます。

その理由は、陳情のもとにあるのは、やはり陳 情者個人と学校教育課の問題であると考えるから であります。

先ほど嶋﨑委員の意見にもありました。一つつけ加えさせていただきたいのは、どなたかを中に入れるなどして両者が話し合いの場をもち、一日も早く解決に向けて努力していただきたいと思うことで反対の討論とさせていただきます。

### ○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第26号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者举手)

### ○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第26号について、不採択することに 賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

# ○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第26号 市長が「対応する」と言って一方的にお金を振り込んできたことを受けての、市長の説明責任に関する苦情等対応審査委員会の設置に関する陳情の件は、不採択すべきものと決定しました。

陳情第27号 市教育委員会OBからは「裏金だろう」と、課長からは「市役所のお金ではありま

せん」と言われた143000円についての知立市議会 請求による監査に関する苦情の件を議題とします。 御意見などがありましたら発言をお願いします。 〇山﨑委員

陳情第27号につきまして、不採択の立場で意見 を述べます。

この陳情も同様に、個人と学校教育課の問題に 対して市議会による監査請求が必要なのか少し疑 問が生じるからであります。

しかし、公金ではない支払いにつきましては問題でありますので、公金による支払いに変更されるよう要望いたしまして意見とさせていただきます。

### ○高橋委員

本件について、監査事務局の御所見を少し承り たいんですが、地方自治法242条に住民監査請求 について記されております。御案内のとおりです。

住民監査請求は、どのような場合にこの監査が 可能なのかということであります。違法もしくは 不当な公金の支出、財産の取得、管理もしくは処 分、契約の締結もしくは履行もしくは債務その他 の義務の負担のあると認めたときに、そうした行 為について違法性があるという場合に監査ができ るというふうに書いてありますが、本件は、なぜ 監査の対象にならないんですか。

### ○監査事務局長

本件につきましては、先ほども出ております公 金の支出ということがないもので、それがもとで 公金の支出に基づきまして市職員が市に損失を与 えたということに対する監査請求が対象になりま す。今回は、そういう意味で対象外だと思われま す。

### ○高橋委員

242条は、もう一つ監査の理由を認めております。私が申し上げたのは前段部分で、公金の支出行為がないと。ないときに監査請求はできないということなんですが、または違法もしくは不当の公金の賦課もしくは徴収もしくは財産の管理を怠る事実がある場合、すなわち怠る事実がある場合においても監査請求できる。つまり本件の14万円

は本来公金で支払うべきなのに、公金で支払うことを怠ったということは事実なんだから、怠る事 実について監査請求できるじゃないですか。

# ○監査委員事務局長

やはり公金の支出ということが前提になりまして、それに対して先ほど言ったような市職員の問題ということに考えております。

#### ○高橋委員

公金の支出が不当であったり不正があるという場合は、これは文字どおり監査請求、私も監査請求2回ほどやらさせてもらいましたがね。部長の収入役就任が退職金の割り増しがあったのは不当な支出だって一つはやりましたよ。

もう一つは、ここに書いてある。本来やらなければいかん行為を怠っているという場合、それは履行されていないけども、本来は公金で支弁すべきではないのかということが怠っている場合には、怠る事実を監査請求を求めることができると書いてあるでしょう。この対象になるんじゃないですか、本件は。14万円は本来公金で支出すべきですよ。それが公金で支払われていないということについては、なぜ公金で払わらなかったのかという、怠たる事実について監査が対象になるんじゃないですか。

### ○監査委員事務局長

ちょっと今、資料持ち合わせておりませんが、 それは市長ができる、それから議会ができるとい うことにはなっておりますが、今回本人は対象外 というふうに認識しております。

## ○高橋委員

私は、住民監査請求242条に基づく監査の守備 範囲について意見を述べておるんです。意見とい うより地方自治法の規定を紹介しているんですよ。 で、監査委員事務局長の見解を聞いておるんです。 公金を支出したと。それが不法不当なものであ るといえば、これは文字どおり監査請求ですね。 これはよくわかります。支弁している。

ところが、本来支弁すべきなのに支弁しなかったとか、管理をすべきなのに管理を怠っているという場合は、怠る事実という行為を指摘して、な

ぜ怠っているのかと。怠っているのは不当じゃないかということで監査請求できるということを書いてあるじゃないの、242条に。これが適用されないですか、本件に。

# ○監査委員事務局長

やはり見解としては、先ほど議会からの要請、 それから市長からの行政そういう監査請求、それ に基づきましては認識しておりますが、本人から の監査請求というのはなじまないというふうに認 識しております。

# ○監査委員事務局長

例えば私の高橋憲二の歳費41万円、16日に支弁 してもらわないかんことになっとるけども、ひと 月たってもふた月たっても公金の支出がないと、 私の口座に。私の口座に歳費が入らないと。なぜ 入れてくれないのかという監査請求できないです か。怠る事実を指摘して、なぜ当局は私に支弁し ないのかと。これは監査請求の対象になるんじゃ ないですか。

# ○監査委員事務局長

それにつきましては、定期監査とか行政監査で 行うことはできますけど、直接今、本人からの請 求については、それは規定されていません。

### ○高橋委員

だって住民監査請求242条に書いてあるじゃな い。今、私、条文読んだけども、怠る事実、その ことが本来やらなきゃいかんけども怠っていると。 公民館の管理は市がやらないかんけども、無法状 態で管理されてないと、こういうことについて怠 る事実を指摘して監査請求はできると書いてある じゃないの。高橋憲二に支弁すべき報酬が支払わ れていないと。何で払ってくれないんだと。言っ ても払ってくれへんと。定期監査で発見してくれ ればいいですよ。定期監査で発見されない場合だ ってあるわけでしょう。私が住民監査請求権を使 って、私に怠る事実があるから払いなさいと。14 万円、私の方へ手もとに届いたが、これが何で公 金じゃないのかと。怠る事実じゃないかといって 監査を起こすことができると書いてあるじゃない ですか。

### ○監査委員事務局長

ちょっと今、条例をもう一回、自治法を見てみ ます。ちょっとお待ちください。

### ○水野委員長

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後7時55分

再開 午後7時57分

## ○水野委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

# ○監査委員事務局長

時間をいただきまして、ありがとうございました。

さっきの242条の解釈につきましては、前段の 方は公金の支出ということでいっておるわけなん ですが、先ほど高橋委員の言われた件につきまし ては、または違法もしくは不当に公金の賦課もし くは徴収もしくは財産の管理を怠る事実が怠る事 実ということで、そこにかかっておるということ で、公金の支出についてはいってないという解釈 しております。

この件につきましては、もう一回勉強させていただきまして、研究させていただきたいと思っております。

### ○高橋委員

やらないきゃいけない仕事を怠った場合もね、 怠る事実、怠る事実なんてなかなかうまい表現で すよ。事実を証明して、高橋憲二の通い口座を示 して、16日にいつも入るけども何で今月はふた月 たっても入らないんだという書面を持っていけば、 怠る事実が認知できますので、何で怠っておるん だということで監査請求できるというふうに私は 解釈している。監査委員事務局長、いいわ。それ は一遍ひとつおいといてください。

それで本件については、公金の支弁がないので 監査請求されても困るんだと。公金の支弁がない ので違法だというふうな認定ができないというこ となんですが、定期監査その他で当該陳情者に公 金が払われてなかったというようなことは定期監 査で発見できたんですか、できなかったんですか。

# ○監査委員事務局長

昨年の1月に教育部を監査しましたが、その事 実は確認できませんでした。

# ○高橋委員

千里眼の監査の皆さんも確認できなかったと。 その後、議会に陳情が出されるという経過を通じて9月議会では俎上の上に手のひらに乗って明らかになりましたね。

監査委員会というのは、聞きたいのは、その事実を知るところになりました。あの陳情の議論を通じて。また、それ以前に知られたかもしれないけど。知ったわけですので、監査委員はどういう御意見をお持ちなんですか、この件について。

### ○監査委員事務局長

この事実を特に当時、監査委員でありました永田議員につきましては、倉田さんの後輩ということでよく相談に乗っていただきまして、そのことも含めて知っておりましたので、このことについてはまずいことはまずいけど、先ほどの見解で監査事務局には6月におみえになりまして、そういう話は聞いて、それから永田議員とも一緒に倉田さんとお話してまして、その事実は確認しております。

見解につきましては、先ほどの監査委員、上野 代表とも話したんですが、公金の支出ということ で監査としてはなじまないということで結論に達 しております。

### ○高橋委員

いや、そこはさっき私の見解と意見が分かれる ところね。私は怠る事実で監査請求できるじゃな いかと、こういうふうに考えているんですけど、 そこはいいです。

だけど監査請求というそういう行為はなかったけども、本来公費で支弁しべき人件費が支弁されていないということは御承知になりましたよね、監査委員は。それについて何も手を打たないんですか、監査委員というのは。監査請求という書類が整ってこないので、それに対する回答が出せないんだから知っとるだけのことで、その後、教育委員会に監査委員として何か指導だとか監査の結

果について、何でこうなったと言わないかんのじゃないですか、監査委員として。どうですか、それは。

# ○監査委員事務局長

それにつきましては、今後1月にまた教育部の 監査がございますので、そのときにしっかり精査 すると、話も聞くというような方向で監査委員と も話しております。

## ○高橋委員

監査請求は公金の支弁じゃないからできないよ と。しかし、そのことを知ることになったことは わかったと。当時の永田監査委員もそのことを承 知でまた監査委員になったと。その後、9月議会 では余すところなく公の席で明らかになったと。 監査委員も承知しとる。だけど手を打たないんで すか、監査委員というのは。こんな不正常な事実 があって、議会にも陳情が出ておってね、監査請 求という体はなしていないけども、極めて不明瞭 な公金の不払い、怠る事実があるじゃないかと。 監査委員として直ちに教育委員会にどういうこと をやっておるんですかと書類を持ってらっしゃい といって監査すればいいじゃないですか。何で臨 機応変にできないんですか。来年の1月の定期監 査まで静かに行方を見守るということですか。だ ったら事態解決しないじゃないですか。

### ○監査委員事務局長

その件につきましては、まず最初7月ぐらいのときは、さっきちょっと話が出てました。教育委員会にもお話ちょっとしたんですが、やはりお互いに双方に弁護士を立てておると、そういう話でしたので、その話で聞けなかったと。

それから、その次の移行としましては、倉田さんの方から永田議員に会いたいということで、簡易裁判所調停という方法もあることがありますので、そういうところも相談かけられたらどうかというようなアドバイスはいたしました。

# ○高橋委員

監査委員事務局長ね、一生懸命やってみえることはよくわかるし、よく私も理解していますが、 監査請求という体を整えていない。監査請求した ら60日以内だったかね、あれ。監査を受けた日から60日以内に回答しなきゃならないという法律上の縛りがありますよ。だから60日以内にはイエスかノーか監査の結果発表しなきゃならない、請求者に回答しなきゃならないと。

今回はそれには該当しないよというような監査 委員の見解だと。しかし、極めて不正常な公金の 支弁がされていないこともまた事実として明らか になった。それはいいよ。調停であっせんするの もいい、代理人同士が話し合うのもいいけども、 我々の一人称のこの市役所の舞台でお互いが一人 称でそれぞれの部署で市政に取り組んでおるのに、 何で一人称で解決しようとしないんですか、監査 委員は。教育委員会呼んで、何でこれ公金の支出 じゃないんですかと。早急に公金の支出にしても らわないとまずいじゃないですかといって何で監 査委員が教育委員会に言わないんですか。言う権 限がないんですか。

そして月日が流れてね、先ほど幹部が御発言が あったように月日が流れて、今日も公金の支弁が されていない。そして問題が解決してない。さっ き市政会の方もね、一日も早く公金の支弁にして くださいと、こうおっしゃった。これは当たり前 の話で、それを監査委員が市教委に言わないかん じゃないの。私それちょっとよくわからんですよ、 監査の仕組みが。監査委員が勝手に当局呼んでね、 これはまずいじゃないかというようなことは、い くらなんでも節度もってやるべきだと思うけども、 議会でも問題になり、一度監査をさせてくれと。 おかしいじゃないのかねといって教育委員会を監 査委員が指導しなきゃ、監査をしなきゃ、改善を 要求しなきゃいけないじゃないですか。私、よく そこがのみ込めないんですよ。次の1月まで待て ば指導してくださるわけですか。

### ○監査委員事務局長

その件につきましては、先ほどやはり話した結果、そこまでの強制権はないという。やはり監査請求の要件であれば教育委員会にお話して資料とかいろいろ求めて対応することが可能でしたが、そこまではまだ至らなかったものですから、現状

のまま推移を見守っておりました。

## ○高橋委員

私ちょっと監査事務局に聞きたいけども、14万何しは公金は私金か、今あなたは何とも言えないと、監査委員事務局として。14万何がしは公金なのかポケットマネーなのか監査委員事務局としてはどちらとも言えない金だと、こういう程度の認識しかないということですか。

# ○監査委員事務局長

この件に関しましては、倉田さんの方からいろいろ、それから情報公開もされたけど公金の支出は見当たらなかったという結果を聞いておりますので、公金ではないという認識はしておりました。 ○高橋委員

公金じゃなかったら監査委員として公金でなぜ 支弁しないのと言わないかんのじゃないの。言う タイミングというのはあるの、監査委員は。むや みやたらにわんわん犬がほえるように言ってはい けれんかもしれんけども、その事実をお知りにな ったらきちっと監査委員がよく議論されて、こう いうふうに改善するのが望ましいということであ れば一筆添えて監査の結果を言われりゃいいじゃ ないの。それじゃなかったら行政委員会として独 立した機能を持ってるとは言えなくなるんじゃな いですか。もちろん定期監査もやられるし、抜き 打ちの監査もやられればいいんだ。だけど明らか に公金ではない支弁がされている極めて不条理な 事実がお互いに認知されとったとしたら、これは 監査事務局としてそういうことを一刻も早く改善 するように監査の声を出すのが私は当たり前のよ うな気がしているんですが、ちがうんですか。も し私が違うこと言っておったら御指摘いただきた いんだけど、私はそういうことを含めて監査委員 の皆さんが御指導していただけるんだというふう に理解をしているんですが、どうでしょうか、も う一回お願いいたします。

### ○監査委員事務局長

まことに申しわけありません。そこまでの認識 はなかったもので、先ほどもお話しましたように、 住民監査請求にはなじまないということで、その 時点までの認識で、まことに申しわけありませんでした。

### ○高橋委員

わかりました。監査委員の必要があった。

教育委員会に聞きますけども、先ほど言ったような御本人との話し合いをやっていただくということを前提ですが、早急に公金支弁に変えてもらいたいと。今の公金じゃない事実が続くことは極めて不条理。だれがみたっておかしな話。どんな理由があったって、それは許されない話なので、これを公金に変えて支弁していくということを急いでほしいと思うんですが、その点どういうふうに考えてみえますか。

### ○教育部長

公金による支弁につきましては、相手方との範 ちゅうでどういった形で出していくということは ございますが、私としても早急に公金の支弁に変 えていきたいと思っております。

### ○高橋委員

相手方との話し合いもしながらね、円満解決に 向けてそういう努力をしながら一刻も早く公金支 弁に変えていきたいという答弁だという理解でい いですか。

### ○教育部長

おっしゃるとおりでございまして、先ほど教育 長以下幹部がお話したことと私も同様な認識を持っておりますので、相手方と真摯なお話をしなが ら公金の支弁で市民から理解される範囲でしっか りやっていきたいと思います。

# ○高橋委員

倉田さん、もし聞こえとったら聞いといていただきたい。あなたと市当局がお会いして、14万何がしの公金の支弁も含めてきちっと解決をしたいというのが教育部長の見解だというふうに理解をいたしますが、いいですね。もう一遍、教育長いいですか。

# ○石原教育長

先ほども部長がお話しましたけども、まず前提 となるのは倉田氏との話し合いであります。その ときにこういうことでよろしいでしょうかとお互 いにいろんなことを、もちろんすれ違ったことも たくさんありますので、その辺のところをお話し ながら、こういう解決した方向、そこで道筋がつ いたところでそうしたような措置をしてきたいと、 そんなふうに思っております。

### ○高橋委員

今回の一連の陳情の提出を通じてね、事が解決 の方向にいくことを私は願っています。

紛争拡大の方向にならないように議会人として 配慮ある良識ある行動をとるべきだと、私はその ように考えます。

きょうの論議、三つの陳情の論議を通じて到達 点が明らかになりました。それは倉田氏御本人と 関係当局の幹部がお会いになって、そして謝るべ きはきちっと謝っていただき、解決に向けて双方 が心を開いて議論し、早い解決を求める、そこに 集約してほしいというのがきょうの結論だと思い ます。

私は、三つの陳情がそういう方向で一歩踏み出すことを期待しますし、きょう陳情者も議場におみえになります。ぜひこの議会の質疑を通じて明らかになった当局の姿勢については、ぜひ良識を持って広い心で受けとめていただいて解決のために御尽力をいただくというふうに切にお願いしたいというぐあいに思います。

本陳情は、住民監査請求の242条の見解が違うようでありますが、私は怠る事実を含めて監査請求の対象になるということでありますので、事態がここまできている今日、円満に解決することを望みながら本陳情には賛成をしたいということであります。

# ○水野委員長

それでは、これより採決します。

陳情第27号について、採択することに賛成の委 員は挙手お願いします。

(賛成者挙手)

# ○水野委員長

挙手少数です。

次に、陳情第27号について、不採択することに 賛成の委員は挙手願います。

# (賛成者挙手)

# ○水野委員長

挙手多数です。したがって、陳情第27号 市教育委員会OBからは「裏金だろう」と、課長からは「市役所のお金ではありません」と言われた143000円についての知立市議会請求による監査に関する陳情の件は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終 了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任お願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○水野委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。 以上で、企画文教委員会を閉会します。

午後8時15分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証す るためにここに署名する。

平成 年 月 日 知立市議会企画文教委員会 委員長